平成 28 年(行サ)第 174 号 選挙無効請求上告事件

上告人(原審原告) 鶴本 圭子 外 10 名(以下、「原告」又は「選挙人」ともいう。) 被上告人 東京都選挙管理委員会 外 10 名

上告理由書

平成 28 年 11 月 21 日

最高裁判所 御中

上告人(原審原告)ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久保利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄一郎

同 弁護士 田 辺 克 彦

同 弁護士 山 中 眞 人

同 弁護士 石 渡 進 介

同 弁護士 森 川 幸

同 弁護士 平 井 孝 典

重要度を下記マークで示す

最重要・・・・★★★

より重要・・・★★

重要・・・・・★

目 次

第1編【予備的主張】(=「違憲判決」の主張): (本書 1~19頁)	1
★★★第1章 平成 26 年大法廷判決に於ける、9 最高裁判事 の意見: (本書 2~6頁)	2
第2章 平 28/7/10 参院選(選挙区)は、違憲無効である: (本書7~13頁)	7
★★★第3章 『合理的期間』が徒過済か否かについての、5名の 最高裁判事の意見(推察): (本書 14~19頁)	
5 名の最高裁判事の補足意見 (平成 26 年大法廷判決 〈参〉): (本書 14~19 頁)	
第2編【主位的的主張】(=「違憲無効判決」の主張): (* **20~281頁)	00
★★★第1章 1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲	
法前文第 1 文前段の【人口比例選挙の保 障】等: _(本書 20~72 頁)	20
★★★第1節 人口比例選挙の保障:(本書 20~32頁)	20
★★★I ①憲法 56 条 2 項、②憲法 1 条、③憲法前文第 1 文は、【人口比例選挙の保障】を定めている:(本書 20~	
23頁)	20
文の文理解釈: (本書 24~28 頁)	24
29~31頁)	29
★★★【補遺2】秘密保護法・不成立: _(本書32頁)	32
第 2 節 完全沈黙:(本書 33~60 頁)	33
★★★ I 5 ケの大法廷判決: (本書33~40 頁)	33
★★★Ⅱ 詭弁:(本書40~43頁)	
★★★Ⅲ 完全沈黙: (本書44~52頁)	
★★★IV 黄金律: (本書 53 頁)	
★★★V 大学入試の問題: (本書 54~55 頁)	54

★★★VI 「多数決」の三文字: (本書 56~57 頁)
★★★VII 「多数決を言っちゃ―仕舞いだから。」: (本書 58 頁) 58
★★★Ⅷ 「46 条」の三文字: (本書 59~60 頁)
★★★第3節 1 昭和51年大法廷判決の6判事の違憲無効の反
対意見、2 昭和 60 年大法廷判決の 4 判事の「違憲
・・・・ 無効判決もあり得る」旨の「重大警告」を含む
補足意見等:(本書61~81頁)
★★★Ⅰ 1 6 最高裁判事の「違憲無効」の反対意見(昭和
★★★II 2 昭和 60 年大法廷判決 (衆) (甲 43) の 4 判事 (1
寺田治郎最高裁長官; 2 木下忠良判事; 3 伊藤正
□ 己判事 ; 4 矢口洪一判事)の補足意見: (本書 66~69
III 本件選挙における、2 つの相違点:(本書69~72頁)69
IV 3ヶの違憲無効の高裁判決:(本書72頁)72
★★★第2章【違憲無効確定判決】による社会的混乱は、零:
(本書 73~81 頁)
★★★Ⅰ 社会的混乱は、零:(本書73~77頁)
★★★II 裸の王様の寓話の教訓 (=【社会的不安・零という真実】
は強い!): (本書 78~81 頁)
★★★第3章「憲法の予定している司法権と立法権の関
係」(平成 26 年大法廷判決の判決文 14 頁 2 行):(本書 82~100頁)82
I 平成 26 年大法廷判決(参)(甲 4):(本書 82~83頁)82
II 反論: (本書 84~89 頁)84
Ⅲ 無免許運転の例え話:(本書 90~93 頁)90
IV 「憲法の予定」とは何か?:(本書95~100頁)95
★★★第4章 規範論:(本書 101~116頁)
★★★第1節 規範: _(本書 101~112 頁)
★★★第2節 【1] 憲法 76 条 3 項、2 憲法 32 条、3 憲法

重要度を下記マークで示す 最重要・・・・★★★

より重要・・・★★

重要・・・・・★

99 条、4 民訴法 253 条、5 行政事件訴訟法 7	
条 2 項、②憲法 1 条、③憲法前文第 1 文が、	
人口比例選挙を保障しているか否か】を判断	
	40
するよう、義務付けている:1	13
• • • •	
★★★第5章 『昭和51年大法廷判決の『判断枠組み』	
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	17
	• •
★★★第6章 憲法 47 条の「選挙に関する事項」	
を2分して、それぞれについての立法裁	
量権の存否を論ずるべきである: _{(本書 124~129}	
	24
I 憲法 47 条の「選挙に関する事項」は2分さるべきである:	∠┯
1 思ム47 未の「医手に関する事項」は2月でるべきにめる。 (本書124~125頁)	124
Ⅱ 平成 25 年 3 月 18 日名古屋高裁金沢支部判決(市川正巳裁	4
判長) (判決文・14 頁 13~末行 甲 10) の 2 分論: (本書 126~127 頁)	
	26
III 憲法 47 条の規範とは何か:(本書 127~128頁)	
Ⅳ 国会活動を行う正統性の無い人を含む現国会は、選挙区割	
りについての立法裁量権を有する訳がない:(本書 129頁)	29
第7章 裁判例、論文等:(本書 130~243 頁)	30
AND THE PROPERTY OF THE PROPER	
笠 4 笠 - 佐に東峡ツカのは田杉大仏電光に笠田さんでした	
第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用されると仮	
定した場合の、利益較量 (本書 130~160 頁)	30
★★★ I 昭和 58 年大法廷判決 (衆) (違憲状態判決 甲 42) での中	
村治朗判事の反対意見 (本書 130~151 頁)	30
Ⅱ 昭和 51 年大法廷判決 (衆) (事情判決 甲 31) (本書 152~157	_
頁)	52
Ⅲ 昭和60年大法廷判決(衆)(事情判決 甲43)(本書158~160	
頁)	
第2節 文献等 (本書 161~243頁)1	61

★★Ⅰ 岩井伸晃・最高裁調査官、小林宏司・最高裁調査官執筆「衆
議院議員定数訴訟最高裁大法廷判決の解説と全文」と題する
論文(ジュリスト No.1428。2011.9.1 56~62 頁。甲 46):(本書 161~163
頁)161
★★Ⅱ 高見勝利上智大教授の論文 (法曹時報第 64 巻第 10 号平成 24 年
10 月 1 日発行 1~33 頁。甲 48):(本書 164~178 頁)
Ⅲ 長谷部恭男東大教授の論文(ジュリスト No.1428。2011.9.1∕48
~55 頁。甲 49):(本書 179~180 頁)
Ⅳ 宮川光治最高裁判事の平成 23 年大法廷判決・反対意見 (甲
1): (本書 181 頁)
Ⅴ 須藤正彦最高裁判事の平成 23 年最高裁大法廷判決・補足意
見(甲 1):(本書 181~182頁)181
VI 藤田宙靖最高裁判事の平成 19 年大法廷判決 (衆)・意見 (甲
50): (本書 182頁)
★★★Ⅲ 8ヶの人口比例選挙判決:(本書 183~194頁)
★★娅 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡しの 1 5 ヶの違憲高裁判決
(衆):(本書 195~243 頁)
★★★第8章 12ヶの論点:⑷書244~281頁
★★★I 人口比例選挙(米国との比較)(本書 244~247頁)
★★★Ⅱ 『選挙区割りが、投票価値の平等(=人口比例選挙)から乖
離している場合は、選挙管理委員会が、「その乖離が合理的であ
ること」の『立証責任』を負う』か否か (本書 248~249 頁) : 248
★III 平成 26 年大法廷判決(参)の一部は、無効である:(本書 250
~253 頁) 250
★★★IV 92%(但し、世論調査の有効回答の)(本書 254 頁) 254
★★★V 最高裁は、【日本が、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1
文に定める、【人口比例選挙の国】にならないこと】に、100%
責任がある:(本書 255~257 頁)255
VI 歴史的裁判 (本書 258~264 頁)
★★★Ⅷ『1票の格差・2倍以下・合憲説』は、憲法の条文上の根拠
が無い: (本書 265~267 頁)

重要度を下記マークで示す 最重要・・・・・★★★

より重要・・・・★★

重要・・・・・★

*** W	【『合理的期間』の未徒過】の立証責任:(本書 268~269 頁)	268
***X	「適切に民意を国政に反映する」の意義 (甲2):(本書270~272	
頁)		270
★X	8 ケ月 2 日間の実績: (本書 273~274 頁)	273
★XI	田口尚文政府委員の国会答弁 ;「6ヶ月以内」:(本書275~279頁)	
		275
XII	人口移動によって生じる選挙区間の人口変動の問題(本書280	
	~281 頁)	280

第 1 編 【予備的主張】(=「違憲判決」の主張):(本書 1~19 頁)

1 原告(選挙人)は、**主位的に、**下記第2編(=「違憲無効判決」の主張) (本書20~281頁) に示すとおり、

「憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文前段は、人口比例選挙を保障している。よって、平成 28 年 7 月 10 日・参議院(選挙区)(以下、「本件選挙」という)は、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文前段の人口比例選挙の保障に反しているので、憲法 98 条 1 項後段により無効である」

と主張し、判決理由に於いて、

『憲法は人口比例選挙を保障する』旨の

人口比例の原則が明言されることを求める。

尚、平成 26 年大法廷判決 (甲4)、平成 27 年大法廷判決 (甲51) では、下記(1)~(3)の 3 名の最高裁判事が、人口比例原則を明言されている。

- ① 鬼丸かおる判事(平成 26 年大法廷判決 34 頁末行~35 頁 1 行、同 35 頁下 2~末行、他。)
- ② 山本庸幸判事(平成 26 年大法廷判決 55 頁下 12 行~56 頁 3 行、他。)
- ③ 千葉勝美判事(平成 27 年大法廷判決 24 頁 6 行~27 頁下 11 行)
- 2 原告(選挙人)は、**予備的に、本第1編(=「違憲判決」の主張**)(本書 1~ 19頁) で、『本件選挙は、「合理的期間」を徒過しているので、**違憲**である』旨、主張する。

(以下、余白)

★★★第1章

平成 26 年大法廷判決に於ける、

9 最高裁判事の意見: (本書 2~6 頁)

1 5最高裁判事の補足意見: [本書2~3頁]

平成 26 (2014) 年最高裁大法廷判決 (参院選〈選挙区〉) (甲4) で、『選挙は違憲 状態である。しかし、選挙は、合憲である』旨の多数意見を構成した 5 名の判 事 (1) 櫻井判事; 2 金築判事; 3 岡部判事; 4 山浦判事; 5 山﨑判 事;) は、判決文の中に、



違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民

全体のために**優先して取り組むべき喫緊の課題**というべきものである。様々な政治的困難を伴う作業であるとはいえ、国会自身が平成 24 年改正法の上記附則において主権者である国民に対して自らの責務の遂行の方針として宣明したとおり、今後国会において具体的な改正案の集約と収斂に向けた取組が着実に実行され、同附則の前記の定めに従って、平成 24 年大法廷判決及び本判決の趣旨に沿った選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置ができるだけ速やかに実現されることが強く望まれるところであ

と補足意見を述べておられる。

る。」(判決文20頁下9行~21頁1行)(強調 引用者)

この点につき、下記**第3章**で、詳述する(本書14~19頁)。

2 5名の最高裁判事:

(1) 上記 5 名 (本書2頁) の最高裁判事は、平成 26 年大法廷判決 (参) 文の中で、 補足意見として、上記 (本書2~3頁) の記述に加え、

「公職選挙法の改正法(平成 24 年改正法)が、その附則において、平成 28 年に施行される参議院議員の通常選挙(以下「平成 28 年選挙」という。)に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い結論を得るものとする旨を定めているのも、同判決の趣旨に沿って選挙制度の仕組み自体を**抜本的に見直す改正法を早期**に成立させ**平成 28 年選挙**から実施することを、正に国会自身が上記責務の遂行の方針として具体的に宣明したものとい

うことができよう。**」**(甲4の19頁下4行~20頁3行 強調 引用者)、

「同附則の前記の定めに従って、平成24年大法廷判 決及び本判決の趣旨に沿った選挙制度の仕組み自体の見直しを内容 とする立法的措置ができるだけ速やかに実現されること が強く望まれるところである。」(甲4の20頁下2行~21頁1行 強

調引用者)

と記述されている。

(2) 本件選挙区割りは、2ヶの合区をして1票の較差が3倍に達している選挙区割りでしかなく、選挙制度の仕組みを抜本的に見直したものとは言えない。

上記 (本書2~3頁) に示す、上記5名の最高裁判事の補足意見の各記述に照らし、上記5名の最高裁判事は、国会が、当該選挙の選挙区割りが違憲状態であることを知った時(平成24年最高裁大法廷判決の判決日。平成24年10月17日)~平成28年7月9日(本件参院選の投票日の前日。) 迄の約3年9ヵ月を、国会の立法裁量のための『合理的期間』と解している、と推察される。

よって、上記 5 名の最高裁判事は、本件選挙についても、『『合理的期間』 は徒過済であって、本件選挙は違憲である』旨のご意見であろう、と推察される。

- 3 その他の 4 名の最高裁判事: (本書 4~6 頁)
 - (1) 大橋正春、木内道祥の2名の最高裁判事は、平成26年大法廷判決(参)(甲

★★★第1章 平成26年大法廷判決に於ける、 9最高裁判事の意見

4) で、

『平成 25 年 7 月 21 日の参院選(選挙区)は、違憲状態であり、かつ『合理的期間』を徒過しているため、「違憲」である』旨

の反対意見を記述されている。

大橋正春、木内道祥の2名の最高裁判事は、本件選挙についても、

『平成28年7月10日の参院選(選挙区)は、違憲状態であり、かつ『合理的期間』を徒過しているため、「違憲」である』旨

とのご意見であろう、と推察される。

(2) 鬼丸かおる最高裁判事は、平成 26 年最高裁大法廷判決(甲 4)で、参院選(選挙区)は、憲法上の要求である「一人一票」に反し、かつ『合理的期間』を徒過しているので、選挙は、「違憲」である、との反対意見を記述されている(甲4の33~43頁)。

鬼丸かおる最高裁判事は、本件選挙についても、「**違憲**」とのご意見であるう、と推察される。

(3) 山本庸幸最高裁判事は、平成 26 年最高裁大法廷判決(甲 4)で、参院選は、憲法の要求する「人口比例選挙」に反し、「違憲無効」である、との反対意見を記述されている(甲 4 の 55~61 頁)。

本件選挙区割りは、2ヶの合区をして1票の較差が3倍に達している選挙 区割りでしかなく、選挙制度の仕組みを抜本的に見直したものとは言えない。

第1編 【予備的主張】(=「違憲判決」の主張)

★★★第1章 平成26年大法廷判決に於ける、 9最高裁判事の意見

山本庸幸最高裁判事は、本件選挙についても、**「違憲無効」**とのご意見であろう、と推察される。

(以下 余白)

第2章 平28/7/10 参院選(選挙区)は、違憲無 効である: (***7~13 頁)

- 1 平成 24 年大法廷判決及び平成 26 大法廷判決 (本書 7~9 頁)
- (1) **平成 24 年 10 月 17 日最高裁大法廷判決**(以下、「平成 **24** 年大法廷判決」という)(甲 2) は、下記 ¹のとおり、【『投票価値の平等』に関する、**2 つの憲法上の基準**】(即ち、
 - ① 「参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請 が後退してよいと解すべき理由は見出し難い」(同判決文 11 頁下 9~下 8 行)
 - ② 「これ(都道府県。引用者注)を参議院議員の選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はな(い)」(同判決文12頁1~2行。))

を示した。

記1

平成 24 年大法廷判決 11 頁下 11 行~12 頁 5 行 (甲 2)

「さきに述べたような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。昭和58年大法廷判決は、参議院議員の選挙制度において都道府県を選挙区の単位として各選挙区の定数を定める仕組みにつき、都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し、政治的に一つのまとまりを有する単位として捉え得ることに照らし、都道府県を構成する住民の意思を集約的に反映させる意義ないし機能を加味しようとしたものと解することができると指摘している。都道府県が地方におけ

る一つのまとまりを有する行政等の単位であるという点は今日においても変わりはなく、この指摘もその限度においては相応の合理性を有していたといい得るが、これを参議院議員の選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく、むしろ、都道府県を選挙区の単位として固定する結果、その間の人口較差に起因して投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続していると認められる状況の下では、上記の仕組み自体を見直すことが必要になるものといわなければならない。」(強調 引用者)

(2) <u>平成 26 年 11 月 20 日最高裁大法廷判決</u> (以下、「平成 26 年大法廷判決」という) も、下記²の通り、同旨を述べる (甲4・11 頁下8行~12 頁 4 行)。

記²

平成 26 年大法廷判決 11 頁 6 行~12 頁 4 行 (甲 4)

「ウ さきに述べたような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する機関としての責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い。昭和58年大法廷判決は、参議院議員の選挙制度において長期にわたる投票価値の大きな較差の継続を許容し得る根拠として、上記の選挙制度の仕組みや参議院に関する憲法の定め等を挙げていたが、これらの諸点も、平成24年大法廷判決の指摘するとおり、上記アにおいてみたような長年にわたる制度及び社会状況の変化を踏まえると、数十年間にもわたり5倍前後の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえなくなっているものといわざるを得ない。殊に、昭和58年大法廷判決は、上記の選挙制度の仕組みに関して、都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し、政治的に一つ

のまとまりを有する単位として捉え得ることに照らし、都道府県を各選挙区の単位とすることによりこれを構成する住民の意思を集約的に反映させ得る旨の指摘をしていたが、この点についても、<u>都道府県が</u>地方における一つのまとまりを有する行政等の単位であるという限度において相応の合理性を有していたことは否定し難いものの、これを参議院議員の各選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく、むしろ、都道府県を各選挙区の単位として固定する結果、その間の人口較差に起因して投票価値の大きな不平等状態が長期にわたって継続している状況の下では、上記の都道府県の意義や実体等をもって上記の選挙制度の仕組みの合理性を基礎付けるには足りなくなっているものといわなければならない。」(強調引用者)

2 本件選挙: (本書 9~10 頁)

- (1) 「10増10減」改正法の下で行われた本件選挙は、
 - ア 2つの合区を除いては、都道府県を選挙区の単位として行われ、かつ
 - イ 選挙区間における人口の最大較差は、3.069 倍【最大選挙区(埼玉): 988,965 人、最小選挙区(福井): 322,224 人】であり((訴状の添付資料1)、これを投票価値に換算すると、福井県選挙区を1票とすると、埼玉県選挙区の1票の価値は、0.33票である(訴状の別表)。

¹ ①鳥取県と島根県の合区及び②徳島県と高知県の合区。

て構成された選挙区の一つと解される。

よって、2 ヶの合区自体も、平成 24 年大法廷判決及び平成 26 年大法廷判 決の上記② (本書 7 頁) の基準を満たすものではない。

- (2) よって、平成 24 年大法廷判決および平成 26 年大法廷判決の上記①、② (本書7頁) の【『投票価値の平等』に関する、2 つの憲法基準】、および平成 23 年 大法廷判決に照らし、本件選挙は、憲法の投票価値の平等の要求に明らかに 反している、と解される。
- 3 『合理的期間』論:(本書 10~13 頁)

(1)

選挙人は、主位的に、下記第2編(本書20~281頁)で、

「本件選挙は、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文前段の人口比例選挙の 規範に違反しているので、憲法 98 条 1 項後段により、無効である。」

と主張する。

仮に、万一この選挙人の**主位的主張**が当裁判所により採用されないと仮定しても、選挙人は、**予備的に、本第1編**(本書1~19頁)で述べるとおり、本件選挙日(平成 **28** 〈2016〉年 **7** 月 **10** 日)の時点で、本件『合理的期間』は、既に徒過している、と主張する。

(2) (本書 10~12 頁)

ア 衆院選でも、参院選でも、選挙区の改正は、実務上の技術的側面に限って言 えば、本質的な差異はない。

よって、

- (i) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法 (以下、「区画審設置法」という) **4**条 には、「**1年以内**」の定めがあること、及び
- (ii) 緊急是正法附則 3 条 3 項が、【選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告が、緊急是正法の施行日から 6 ヶ月以内に行われること】を予定していること

は、参院選の選挙区の改正のための『合理的期間』の末日を決定するために、考慮されるべき要素である。

イ 詳述すれば、

(7) 区画審設置法 4 条によれば、区画審による選挙区の改定案の作成及び内閣 総理大臣への勧告のための期間として、統計法 5 条 2 項本文の規定により 1 0 年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が、最初に官報で公示された

日から、1年以内に行うものとされている。

- (4) 緊急是正法附則3条3項によれば、選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告が、同法の施行日から6か月以内に行われることを予定している。
- ウ (ア~イの小括)

上記ア~イ(本書11頁)に示すとおり、

【区画審設置法4条により、区画審による選挙区の改正案の作成及び内閣総理大臣への勧告は、10年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が、最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとされていること】、さらには、

【緊急是正法附則3条3項においても、選挙区割りの改正案に係る区画 審の勧告が、同法の施行日から 6 ケ月以内に行われることを予定 していること】に照らすと、

なんぼなんでも、国会が当時の選挙区割りが違憲状態であることを知った 【平成 24 年大法廷判決(参)の判決日(平 24/10/17)】から 3 年 9 ケ 月 24 日後たる、本件選挙日(平 28/7/10)の時点に於いては、

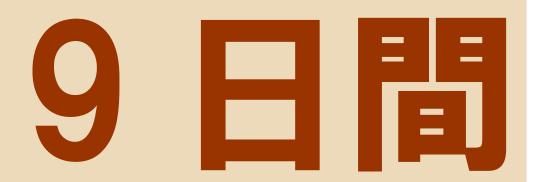
【『合理的期間』の末日は、徒過済である】

と解される。

(3) 米国連邦地裁の「命令」(Order) の日から9日間で、選挙区割り改正法成立: (本書 12~13 頁)

米国連邦地裁(ペンシルバニア州中部地区)が、2002年4月8日に最大人口 較差・19人の当時の選挙区割り法を「違憲」と決定し、3週間以内に、米国連 邦憲法に沿った選挙区割り法案を提出するよう命じたところ、State (州/国) 議会は、同命令日の9日後(2002年4月17日)に、最大人口較差・1人(=646,372人(最大人口の小選挙区)-646,371人(最少人口の小選挙区))の新しい「選挙区割り改正法」を立法した(甲28の1及び2)。

- (i) 【この一票の住所差別問題に対する米国連邦地裁の命令の認めた『立法 改正のための猶予期間』が、僅か3週間以内であったこと】と、
- (ii) 【State (州/国) の議会がその命令に対応して、



で最大人口差1人の選挙区割り改正法を立法したこと】の

迫力満点の2つの事実は、日本の裁判所が、『合理的期間』とは、どの程度の長さが合理的に必要な長さとして認められるかを判断する際の、一つの**参考事例**となろう。

(以下、余白)

★★★第3章 『合理的期間』が徒過済か否かについての、5名の最高裁判事の意見(推察):

(本書 14~19 頁)

- 1 5名の最高裁判事の補足意見 (平成26年大法廷判決〈参〉): (本書14~19頁)
 - (1) 平成 26 年大法廷判決(参)(甲4)に於いて、
 - 1 櫻井判事;
 - 2 金築判事:
 - 3 岡部判事:
 - 4 山浦判事;
 - 5 山﨑判事;
 - は、下記の補足意見²を記述されている。

記²

平成 26 年大法廷判決 19 頁 1 行~21 頁 1 行

「私たちは、多数意見に賛同するものであり、本件選挙当時、本件定数配分規 定の下での選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の投票 価値の著しい不平等状態(以下「違憲状態」という。)にあったと考えるが、 その状態を解消するために必要とされる選挙制度の仕組みの見直しの在り 方について、補足して意見を述べておきたい。

現行の参議院議員の選挙制度は、限られた総定数の枠内で、選挙区選出議員の選挙につき、半数改選という憲法上の要請を踏まえて定められた偶数配分を前提に、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定するという仕組みを採っているが、人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の拡大が続き、総定数を増やすことにも制約がある中で、このような都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図ると

いう要求に応えていくことは、もはや著しく困難な状況に至っているものというべきであり、違憲状態の解消を図るためにはこのような選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であることは、多数意見の述べるとおりであって、多数意見の引用する平成 24 年大法廷判決の指摘するところでもある。

憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、投票価値の不 均衡が違憲状態にある旨の司法の判断がされれば、国会は憲法上これを受け て自らその解消に向けて所要の適切な措置を講ずる責務を負うものと解さ れるところ、平成 24 年大法廷判決の言渡しの翌月に成立した公職選挙法の 改正法(平成24年改正法)が、その附則において、平成28年に施行される 参議院議員の通常選挙(以下「平成28年選挙」という。)に向けて選挙制度 の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い結論を得るものとする旨を 定めているのも、同判決の趣旨に沿って選挙制度の仕組み自体を抜本的に見 直す改正法を早期に成立させ、平成 28 年選挙から実施することを、正に国 会自身が上記責務の遂行の方針として具体的に宣明したものということが できよう。そして、平成 24 年大法廷判決の言渡し後、参議院の選挙制度の 改革に関する検討会の下に設置された選挙制度協議会において、同判決の指 摘を前提として、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しの在り方について 様々な案の提案と検討が行われ、平成 24 年改正法の上記附則の定めに従っ て平成28年選挙までの法改正を実現すべく、それらの提案を踏まえた具体 的な改正案の策定に向けて議論が進められてきているのは、国会による上記 責務の遂行の取組を示すものといえる。

上記のような選挙制度の仕組みの見直しを内容とする具体的な改正の方法の策定に関しては、投票価値の平等の実現を目的としつつ、二院制に係る憲法の趣旨等との調和の観点も踏まえた総合的な検討や参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が求められるなど、事柄の性質上課題も多いためその検討に相応の時間を要することは否定し難い。しかし、投票価値の

★★★第3章 『合理的期間』が徒過済か否かについての、 5名の最高裁判事の意見(推察)



は、議会制民主主義の**根幹に関わり**、国権の最

高機関としての

国会の活動の

IE AT 15

を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題であって、違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題というべきものである。様々な政治的困難を伴う作業であるとはいえ、国会自身が平成24年改正法の上記附則において主権者である国民に対して自らの責務の遂行の方針として宣明したとおり、今後国会において具体的な改正案の集約と収斂に向けた取組が着実に実行され、同附則の前記の定めに従って、平成24年大法廷判決及び本判決の趣旨に沿った選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置ができるだけ速やかに実現されることが強く望まれるところである。」(強調引用者)

★★★第3章 『合理的期間』が徒過済か否かについての、 5名の最高裁判事の意見(推察)

(2) 上記補足意見の記述が示すとおり、

【平成26年大法廷判決(参)(甲4)の法廷意見を構成する11判事の中の5判事

- 1 櫻井判事;
- 2 金築判事*;
- 3 岡部判事;
- 4 山浦判事*;
- 5 山﨑判事 が、

* 但し、本書日現在、定年退官されている。





を支える基本的な条件に係わる極めて重要な問題であって、」(強調 引用者) と断じたこと】は、



である。

けだし、同5判事は、

「参院選(選挙区)であれ、衆院選(小選挙区)であれ、「違憲状態」の選挙



で選出された人は、国会活動に参画する



」と判断している、と解されるからである。

(「**違憲状態**の選挙で選出された国会議員は、国会活動をする正統性がない」と平成 26 年大法廷判決の補足意見で判断済である、と解される)同 5 判事が、本件裁判で、

★★★第3章 『合理的期間』が徒過済か否かについての、 5名の最高裁判事の意見(推察)

- (i) 「合理的期間」の法理や
- (ii) 「事情判決」の法理

を適用して、

【違憲状態の選挙で当選した、参院選(選挙区)選出議員 (=憲法 98 条 1 項後段の規範に基づき、国会活動をする

正統性の無い人。

が、本件選挙日(平成 28/7/10)以降、**国会の活動を行うことを許容する憲法** 判断をする、とは、到底解されない。

もし仮に、同**5**名の最高裁判事のいずれかの判事が、当該憲法判断を行うのであれば、

同最高裁判事は、憲法 76~79、81、99 条により定められた最高裁判事(即ち、最も重要な国家機関の一つ。)の地位にある人として、本件一人一票裁判の判決文の中に、主権者(国民)に向かって、その結論に達した憲法上の根拠・理由を明記する、憲法 99 条に定める義務(憲法遵守・擁護義務)を負っている、と解される。

(以下、余白)

第2編 【主位的的主張】(=「違憲無効判決」の主張)

★★★第1章 1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法 前文第1文前段の【人口比例選挙の保障】等 ★★★第1節 人口比例選挙選挙の保障

第2編 【主位的的主張】(=「違憲無効判決」の主張):(本書 20~281 頁)

- ★★★第1章 1 憲法 56 条 2 項、 2 憲法 1 条、
 - ③ 憲法前文第1文前段の【人口比例選 挙の保障】等:_(本書 20~72 頁)
- ★★★第1節 人口比例選挙の保障: (本書 20~32 頁)
- ★★★I ①憲法 56 条 2 項、②憲法 1 条、③憲法前文第 1 文は、【人口比例選挙の保障】を定めている: (本書 20~23 頁)
 - 1 過去、衆院選で言えば、「1票の格差 (=1票の住所差別) は、2倍未満ならば、 合憲」が、一般的であった。

しかし、

【人口比例選挙が、

- ① 憲法 56 条 2 項 (「両議院の議事は、・・・出席議員の過半数でこれを 決し」)、
- ② 憲法 1 条 (「主権の存する日本国民」) および
- ③ **憲法前文第 1 文** (「日本国民は、**正当に選挙された**国会における代表者を**通じて行動し**、」、「**主権**が**国民**に存する」)

によって、ガチガチに保障されているという真実】が発見された。

★★★第1章 1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1条、3 憲法 前文第 1 文前段の【人口比例選挙の保障】等 ★★★第 1 節 人口比例選挙選挙の保障

大策見

である。

2 この大発見により、【1 票の住所差別の問題】は、

さ じ

建力口涛の議論

(即ち、「1票の格差は、2倍未満程度なら合憲だ」、「いや、1.6倍未満程度なら合憲だ」等々といった、<u>過去50年間続いている</u>、

「法の下の平等」(憲法 14 条)を巡る匙加減の議論)

から

★★★第1章 ① 憲法 56 条 2 項、② 憲法 1 条、③ 憲法 前文第1文前段の【人口比例選挙の保障】等 ★★★第1節 人口比例選挙選挙の保障

大工里角平沢の議論

(即ち、「人口比例選挙」は、①憲法 56 条 2 項、②憲法 1 条、③憲法前文第 1 文によって保障されているか、否か、という、

①憲法 56 条 2 項、②憲法前文第 1 文、③憲法 1 条の文理解釈の議論)へと、

コペルニクス的転換

が起きた。

(以下 余白)

第2編 【主位的的主張】(=「違憲無効判決」の主張) ★★★第1章 1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法 前文第1文前段の【人口比例選挙の保障】等 ★★★第1節 人口比例選挙選挙の保障

3 匙加減論:

【匙加減論】を投票価値の平等の問題に適用すると、下記図1のとおりである。 ①『合理的期間』の判例法理及び②『事情判決』の判例法理が、憲法より上位に 位置するという憲法破壊が起こる(憲法98条1項違反)。

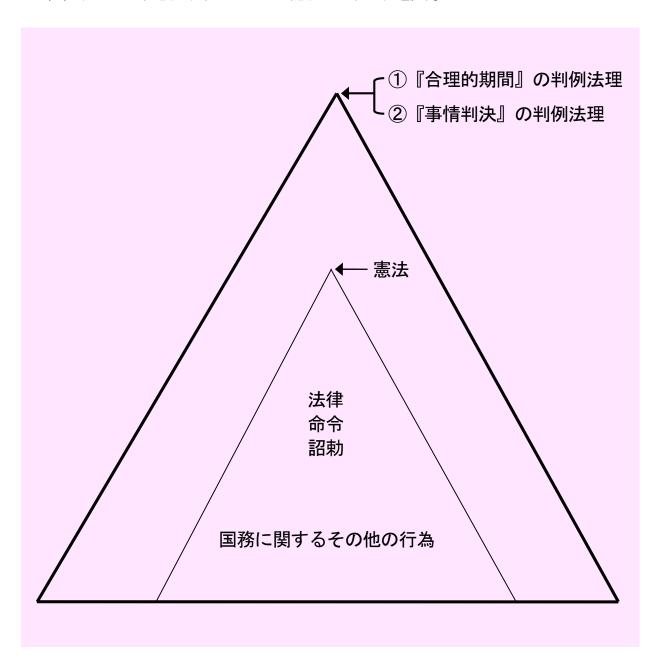


図 1

(以下、余白)

第2編 【主位的的主張】(=「違憲無効判決」の主張)

★★★第1章 1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法 前文第1文前段の【人口比例選挙の保障】等 ★★★第1節 人口比例選挙選挙の保障

- ★★★II ①憲法 56 条 2 項、②憲法 1 条、③憲法前文第 1 文の文理解釈: (本書 24~28 頁)
- 1 憲法 56 条 2 項、②憲法 1 条、③憲法前文第 1 文:(本書 24~27 頁)
- 第1に、憲法前文第1文は、「主権が国民に存する」と定めている。(憲法第1条 も、「主権の存する日本国民」と定めている)。 ここで、主権とは、【国政のあり方を決める権力】である。
- 第2に、憲法前文第1文は、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者 を通じて行動し、」と定めている。

換言すれば、「(主権者たる) **日本国民は、正当に選挙された国会における 代表者を通じて**(国政のあり方を決めるべく) **行動し、**」である。

ここで、上記文中の「行動し、」の 主語 は、あくまでも、「日本国民」であって、「国会における代表者」ではない。

この点が、重要である。

 そして、【日本国民(が)、正当に選挙された国会における代表者を通じて(国

 政のあり方を決めるべく) 行動(する)『手続』】の基本的条項が、憲法 56 条

 2 項である。

- **第3**に、憲法 56 条 2 項は、「両議院の議事は、・・・出席議員の過半数でこれを 決し」と定めている。
 - ① 非「人口比例選挙」では、

第2編 【主位的的主張】(=「違憲無効判決」の主張)

★★★第1章 1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1条、3 憲法 前文第1文前段の【人口比例選挙の保障】等 ★★第1節 人口比例選挙選挙の保障

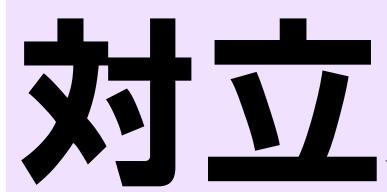
(i) 必ず、【多数 (=過半数。以下、同じ。) の国民】が、【少数 (=半数未 満。以下、同じ。)の国会議員】を選出し、その裏返しとして、

(ii) 必ず、少数の国民が、多数の国会議員を選出する。

非「人口比例選挙」の結果、

【多数の国会議員】の意見と

【多数の国民】の意見(但し、多数の国民から選出された国会議員の意見)が



する場合が生じ得る。

その意見の対立の場合、憲法56条2項の下では、

多数の国会議員』の意見が、

必ず、【多数の国民】の意見に

これでは、

第2編 【主位的的主張】(=「違憲無効判決」の主張)★★★第1章 ① 憲法 56 条 2 項、② 憲法 1 条、③ 憲法 前文第 1 文前段の【人口比例選挙の保障】等

「主権者は、国会議員」

ということになる。

かかる【非「人口比例選挙」の帰結】は、憲法1条の「主権の存する日本国 民」(強調引用者)の定めに反する。

結局、『国民主権』(憲法前文第1文、憲法1条)を前提とする以上、【「両議院の 議事」を決する『過半数の「出席議員」』を選出する主権者】の数は、必ず、【全 「出席議員」を選出する主権者】の数の過半数でなければならない。

② 全「出席議員」の過半数が、**必ず、**【全「出席議員」を選出する国民(主権 者)】の過半数から選出されるようにするためには、

選挙が、『全「出席議員」の過半数が、必ず、全「出席議員」を選出する主 権者(国民)の過半数から選出されるようにする【変換ソフト】』でなければ ならない。

そして、その【変換ソフト】は、

人口比例選挙

以外に無い。

(★★第「草 [1] 憲法 30 宋 2 頃、[2] 憲法「宋、[3] 憲法 前文第 1 文前段の【人口比例選挙の保障】等 ★★★第1節 人口比例選挙選挙の保障

第4 に、国民の多数(=過半数)が、「現政権政党」を支持せず、政権交代を求めて、次回選挙で、非「現政権政党」に投票したとしよう。

その場合、選挙が「非人口比例選挙」であるとすると、国民の過半数の投票 が、国会議員の過半数の選出に結びつかないため、国民の過半数の投票によっ ては、

政権交代がおきない。

非「人口比例選挙」の下では、政権政党は、過半数の国民の意見に反して国 政を行っても、次の選挙で政権を失わないので、政権政党は、過半数の国民の 意見に反する国政を強行し得る。

これは、①憲法 56 条 2 項、②憲法前文第 1 文、③憲法 1 条の定める『国民主権』・『代議制民主主義』に反する。

2 2016 年 7 月 10 日参院選挙区選挙(「本件選挙」): (本書 27~28 頁)

本件選挙 (2016年7月10日参院選挙区選挙) では、全選挙区選出議員 (146人) の 過半数 (146人の中の74人) は、全有権者 (104,106,821人) の中の

41,794,244 人 (40%=41,794,244 人÷104,106,821 人)

から選出され、

その半数未満(72人)の議員は、全有権者のうちの

62,312,577 人 (60%=62,312,577 人 \div 104,106,821 人)

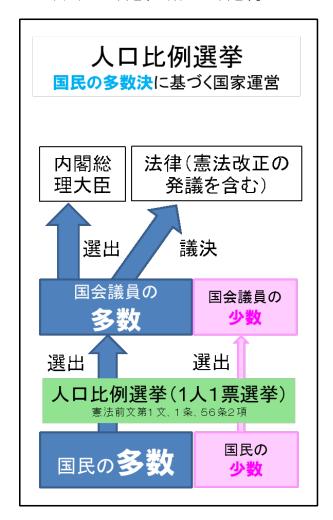
第2編 【主位的的主張】(=「違憲無効判決」の主張) ★★★第1章 1 憲法56条2項、2 憲法1条、3 憲法 前文第1文前段の【人口比例選挙の保障】等 ★★★第1節 人口比例選挙選挙の保障

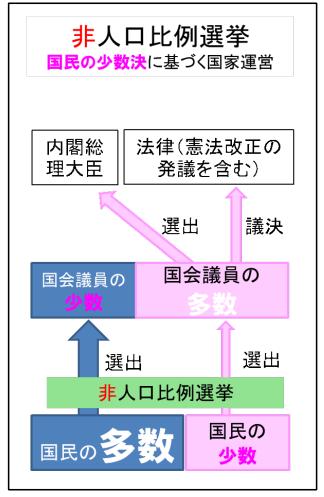
から選出された(総務省選挙関連資料。訴状・別表1)。

即ち、<u>少数</u>の有権者 (1億410万6821人の中の4179万4244人) が、<u>多数</u>の選挙区選出 参院議員 (146人の中の74人) を選出した。

よって、**2016 年 7 月 10 日参院選挙区選挙**は、非「人口比例選挙」 (注1) である。

(注1) 図「人口比例選挙と非人口比例選挙」





(以下、余白)

★★★【補遺1】憲法前文第1文の「正当(な)選挙」: (本書 29~31 頁)

憲法前文第 1 文の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」(強調 引用者) の「正当(な)選挙」の意義を考察してみよう。

【質問】:

- 【①少数の選挙人が多数の被選挙人を選出し、
- ②多数の選挙人が少数の被選挙人を選出する、

仕組みの選挙】は、はたして、「正当(な)選挙」であろうか?

【回答】:

1. この質問に対し、小学生は、【①少数の選挙人が多数の被選挙人を選出し、 ②多数の選挙人が少数の被選挙人を選出する、仕組みの選挙】は、「正当(な) 選挙」ではない、と迷うことなく、明確に答えるであろう。

他方で、小学生は、【<u>多数</u>の選挙人が<u>多数</u>の被選挙人を選出し、<u>少数</u>の選挙 人が<u>少数</u>の被選挙人を選出する仕組みの選挙】は、「正当(な)選挙」である、 と迷うことなく、明確に答えるであろう。

2. (1) 本件選挙(2016年7月10日参院選挙区選挙)では、

全選挙区選出議員 (146 人) の過半数 (146 人の中の 74 人) は、全有権者 (104,106,821 人) の中の 41,794,244 人 (40%=41,794,244 人÷ 104,106,821 人) から選出され、

その半数未満(72 人)の議員は、全有権者のうちの62,312,577 人(60% =62,312,577 人÷104,106,821 人)から選出された(総務省選挙関連資料。 訴状・別表 1)。

第2編 【主位的的主張】(=「違憲無効判決」の主張) ★★★第1章 1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1条、3 憲法 前文第1文前段の【人口比例選挙の保障】等 ★★★第1節 人口比例選挙選挙の保障

(2) 奥村雄太君(小学5年生・仮名)は、

この【少数の有権者(104,106,821 人の中の 41,794,244 人。40%) が、 多数の国会議員(参院選挙区)(146 人の中の 74 人。60%) を選出してい るという情報】を知って、

「 少数の国民が、国会議員の多数を選べるような選挙が正当な選挙で ないことぐらい、小学5年生の僕でも分かるよ。

多数の国民が、内閣総理大臣を選ぶことができない選挙制度なんて、



そんなの民主主義じゃないよー。

国民が主権者なんだから。

国会議員なんて、主権者でも何でもないよー。」

と言った。

第2編 【主位的的主張】(=「違憲無効判決」の主張) ★★★第1章 ① 憲法 56条2項、② 憲法1条、③ 憲法 前文第1文前段の【人口比例選挙の保障】等 ★★★第1節 人口比例選挙選挙の保障

(3) こんな当たり前のことは、

小学5年生でも分がるじべんのこと

である。

★★★第1章 ① 憲法 56 条 2 項、② 憲法 1 条、③ 憲法 前文第1文前段の【人口比例選挙の保障】等★★★第1節 人口比例選挙選挙の保障

★★★【補遺2】秘密保護法・不成立:(本書32頁)

もし仮に、「人口比例選挙」であったなら、秘密保護法は、不成立であった:

- 1. 「人口比例選挙」によって選出された【参院比例代表選出議員】(定員:96 人)の中で、自民・公明の参院議員は、41 人(43%=41 人÷96 人)でしかない。非「自民・公明」の議員は、残余の55 人(55 人=96 人-41 人。57%=55 人÷96 人)である。
- 2. 非「自民・公明」の 55 名の【比例代表選出議員】(維新、みんなの党の議員を含む) は、【該国会期間中の秘密保護法の可決】に賛成しなかった。

しかし、(非「人口比例選挙」により選出される【選挙区選出議員】を含む)全 参議院議員数では、自民、公明の議員が、過半数であった。

- 3. 即ち、秘密保護法の参院採決では、【全参院出席議員の過半数】の意見と【国民の過半数(=57%)】から選出された【比例代表選出議員】の意見が対立した。
- 4. そして、参院の出席議員の過半数の意見が、国民の過半数(=57%)から選出された議員の意見に勝利し、同法案は可決された。
- 5. この【(非「人口比例選挙」選出議員を含む)参院決議】の帰結は、

国会議員主権

であって、国民主権ではない(憲法1条、憲法前文第1文後段の各違反)。

第 2 節 **完全沈黙**: (本書 33~60 頁)

5ヶの最高裁大法廷合議体/58ヶの高裁合議体は、選挙人の【『憲法56条2項、同1条、同前文第1文は、人口比例選挙を要請している』との文理解釈論】に対して、実質的に見て、「反論無し状態」に陥っている。

- ★★★ I 5ヶの大法廷判決:(本書33~40頁)
 - (1) 平成 23 年大法廷判決 (衆) (甲 1):

選挙人の『主権者の多数決論』に対し、平成 23 (2011) 年大法廷判決 (衆) は、

「(2) 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求 しているものと解される。しかしながら、投票価値の平等は、選挙制度の 仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのでき る他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきも のであり、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性 を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲 歩を求められることになっても、やむを得ないものと解される。

そして、憲法は、衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて 実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及 び選挙区割りを決定するについて、議員1人当たりの選挙人数又は人口が できる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることを 求めているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国

会において考慮することを許容しているものといえる。

具体的な選挙制度を定めるに当たっては、これまで、社会生活の上でも、また政治的、社会的な機能の点でも重要な単位と考えられてきた都道府県が、定数配分及び選挙区割りの基礎として考慮されてきた。衆議院議員の選挙制度においては、都道府県を定数配分の第一次的な基盤とし、具体的な選挙区は、これを細分化した市町村、その他の行政区画などが想定され、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素が考慮されるものと考えられ、国会において、人口の変動する中で、これらの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するか否かによって判断されることになる。

以上は、前掲各大法廷判決の趣旨とするところであって、これを変更する必要は認められない。」(判決文7頁下9行~8頁下6行)(強調 引用者)

と判決した(甲1)。

(2) 平成 24 年大法廷判決(参)(甲2):

平成24年大法廷判決(参)は、その判決文8頁下2行~9頁7行で、

「3 <u>憲法は</u>、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら、憲法は、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組み

を決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。

憲法が二院制を採用し衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を 設けている趣旨は、それぞれの議院に特色のある機能を発揮させることに よって、国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとする ところにあると解される。前記2(1)においてみた参議院議員の選挙制度の 仕組みは、このような観点から、参議院議員について、全国選出議員と地 方選出議員に分け、前者については全国の区域を通じて選挙するものとし、 後者については都道府県を各選挙区の単位としたものである(この仕組み は、昭和 57 年改正後の比例代表選出議員と選挙区選出議員から成る選挙 制度の下においても基本的に同様である。)。 昭和 22 年の参議院議員選挙 法及び同 25 年の公職選挙法の制定当時において、このような選挙制度の 仕組みを定めたことが、国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超え るものであったということはできない。しかしながら、社会的、経済的変 化の激しい時代にあって不断に生ずる人口変動の結果、投票価値の著しい 不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこ れを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断 される場合には、当該議員定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解 するのが相当である。

以上は、昭和 58 年大法廷判決以降の参議院議員(地方選出議員ないし選挙区選出議員)選挙に関する累次の大法廷判決の趣旨とするところであり、後記4(2)の点をおくとしても、基本的な判断枠組みとしてこれを変更

する必要は認められない。」(強調 引用者)

と判決した。

(3) 平成 25 年大法廷判決 (衆) (甲 3):

更に、選挙人の『主権者の多数決論』に対し、平成 **25** 年大法廷判決 (衆) は、

「憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ(43条2 票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ(43条2 項、47条)、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。」(判決文9頁下9行~下3行)(強調引用者)

「以上は、衆議院議員の選挙に関する最高裁昭和49年(行ツ)第75号同51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁以降の累次の大法廷判決の趣旨とするところであって

(略)、

これを変更する必要は認められない。」(判決文10頁下8行~11頁3行)

と判決した。

(4) 平成 26 年大法廷判決(参)(甲4):

選挙人の『主権者の多数決論』(=『憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文

★★★第1章 1 憲法56条2項、2 憲法1条、3 憲 法前文第1文前段の【人口比例選挙の保障】 第2節 完全次繋

の文理解釈論』)(即ち、本書 20~32 頁記載のとおり。) に対し、平成 26 年大 法廷判決(参)は、

「3 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。

憲法が二院制を採用し衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨は、それぞれの議院に特色のある機能を発揮させることによって、国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとするところにあると解される。前記2(1)においてみた参議院議員の選挙制度の仕組みは、このような観点から、参議院議員について、全国選出議員(昭和57年改正後は比例代表選出議員)と地方選出議員(同改正後は選挙区選出議員)に分け、前者については全国(全都道府県)の区域を通じて選挙するものとし、後者については和道府県を各選挙区の単位としたものである。昭和22年の参議院議員選挙法及び同25年の公職選挙法の制定当時において、このような選挙制度の仕組みを定めたことが、国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであったということはできない。しかしながら、社会的、経済的変化の激しい時代にあって不断に生ずる人

★★★第1章 1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲 法前文第 1 文前段の【人口比例選挙の保障】等 第 2 節 完全沈黙

口変動の結果、上記の仕組みの下で投票価値の著しい不平等状態が生じ、 かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を 講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当 該定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

以上は、昭和 58 年大法廷判決以降の参議院議員(地方選出議員ないし選挙区選出議員)選挙に関する累次の大法廷判決の趣旨とするところであり、基本的な判断枠組みとしてこれを変更する必要は認められない。」(判決文7頁下2行~9頁4行)(強調引用者)

と判示する。

(5) 平成 27 年大法廷判決 (衆) (甲 51):

平成27年大法廷判決(衆)は、その判決文10頁2行~11頁下9行で、

「3(1) <u>憲法</u>は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、<u>憲法</u>上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ(43条2項、47条)、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。

衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が 採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割り を決定するに際して、<u>憲法</u>上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口が できる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすること

が求められているというべきであるが、

それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。

以上は、衆議院議員の選挙に関する<u>最高裁昭和49年(行ツ)第75</u>号同51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁以降の累次の大法廷判決の趣旨とするところであって(上掲最高裁昭和51年4月14日大法廷判決、<u>最高裁昭和56年(行ツ)第57号同58年11月7日大法廷判決・民集37巻9号1243頁</u>、最高裁昭和59年(行ツ)第339号同60年7月17日大法廷判決・民集39巻5号1100頁、最高裁平成3年(行ツ)第111号同5年1月20日大法廷判決・民集47巻1号67頁、最高裁平成11年(行ツ)第7号同年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1704頁、最高裁平成18年(行ツ)第35号同年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1704頁、<u>最高</u>数平成18年(行ツ)第176号同19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617頁、平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判

決参照)、これを変更する必要は認められない。」(強調 引用者)

と判示する。

(6) (小括)

即ち、上記(1)~(5) (本書33~40頁) 記載の各大法廷判決は、いずれも、平成25年3月18日名古屋高裁金沢支部判決 (甲10) (本書126~127頁) が正しく指摘するとおり、「選挙に関する事項」(憲法47条)を、

- ① 投票価値の平等の問題と
- ② その他の選挙制度の問題

の2つに峻別して論ずることなく、

<u>上記の①と②の2つの問題を、「選挙に関する事項」(憲法47条)として、</u> 【同一のもの】と観念し、

『 国会には、「選挙に関する事項」について、広範な立法裁量権があるので、憲法は、厳格な人口比例選挙を要請していない』旨

判断した。

(1) 「平成 23 年大法廷判決」(衆)、「平成 24 年大法廷判決」(参)、「平成 25 年大法廷判決」(衆)、「平成 26 年大法廷判決」(参)、「平成 27 年大法廷判決」(衆) は、いずれも、最高裁が既に「違憲状態」と判断済の「違憲状態選挙」で当選した「違憲状態議員」(=憲法 98 条 1 項後段に基づき、国会活動を行う正統性の無い人)に、投票価値の平等を調整するための(即ち、減殺する

★★★第1章 1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲 法前文第1文前段の【人口比例選挙の保障】等

第2節 完全沈黙

ための) 立法裁量権を認めている。

- (2) しかしながら、憲法は、【違憲状態の選挙(=憲法 98 条 1 項後段に基づく、 無効の選挙)で選ばれた「違憲状態国会議員」】が、立法行為をすることなど、 全く予定していない。
- (3) 『違憲状態議員が、憲法 43 条 2 項、47 条に基づき、選挙区割りに関する立法をするために、広範な立法裁量権を有する』とする各最高裁大法廷判決の 【判断枠組み】は、全くの



である。

詭弁:

広辞苑 「道理にあわぬ抗弁。理を非にいいまげる弁論。

こじつけの議論」(強調引用者)

岩波国語辞典 「道理にあわない、言いくるめの議論。

ごまかしの議論」(強調 引用者)

★★★第1章 1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲 法前文第 1 文前段の【人口比例選挙の保障】

第2節 完全沈默

(4) この『違憲状態の選挙(=憲法 98 条 1 項後段に基づく、無効の選挙) で選ばれた「国会議員」(= 【憲法 98 条 1 項後段に基づき、国会活動を行 う正統性の無い人】) は、国会で投票する資格が有る訳がない。い わんや、立法裁量権など有る訳がない』という選挙人の主張する理屈は、

小学生でも、ストンと納得できる、簡単明瞭な理屈である。

<u>仮に、</u>

小学生が、

・ の簡単な、 当かり からない 大人がいる。

と知ったとしたら、

<u>小学生は、驚くであろう。</u>

そして、小学生は、大人に対する尊敬の気持ちを失うであろう。

第2節 完全沈黙

★★★Ⅲ 完全沈黙:(本書 44~52 頁)

(1) 更に、下記(2)の5ケの大法廷判決は、夫々の判決文の中で、『憲法56条2 項、同1条、同前文第1文の文理解釈論』(但し、本書20~32頁に示すとお り。) について、一言も触れていない。

(2)

(i)

(ii)

58

1 (本書 46~48 頁)

ケの高裁・裁判体と、

5

ケの最高裁大法廷・裁判体

- 1 平成 23 年大法廷判決 (衆)、
- 2 平成 24 年大法廷判決 (参)、
- 3 平成 25 年大法廷判決 (衆)、
- 4 平成 26 年大法廷判決(参)、
- 5 平成27年大法廷判決(衆))は、

第2節 完全沈黙

全て、上記 (本書20~32頁) の選挙人の主張【=『憲法 56 条 2 項、同 1 条、 ● ● ● ● ● 同前文第 1 文の**文理解釈**』(=『主権者の多数決論』)】に対して、その各判 決文で、

完全に



している。

第2節 **完全沈黙**

¹ 58 ケの非人口比例・高裁判決(但し、平 21/12/28~H27/11/25 に下された判決の分析。) (本書 46~48 頁)

(A)	3~48頁) 判 決日	裁判所	判断	甲号証
	【平 21 衆院選】	————高裁: <mark>違憲・</mark> 違	法(4) 違憲状態(3) 合憲(2)	
1	平 21/12/28	大阪高裁	違憲·違法	
2	平 22/1/25	広島高裁	違憲·違法	
3	3/9	福岡高裁那覇支部	違憲状態	
4	3/11	東京高裁	合憲	
5	3/12	福岡高裁	違憲·違法	
6	3/18	名古屋高裁	違憲·違法	
7	4/8	高松高裁	違憲状態	
8	4/27	札幌高裁	合憲	
	平23/3/23	最高裁大法廷	違憲状態(一人別枠廃止)	1
	【平 22 参院選】	違憲·違法(3)	違憲状態(12)	
9	平 22/11/17	東京高裁	違憲·違法	
10	12/10	広島高裁	違憲状態	
11	12/16	東京高裁	違憲状態	
12	12/16	広島高裁岡山支部	違憲状態	
13	12/24	仙台高裁	違憲状態	
14	平 23/1/25	仙台高裁秋田支部	違憲状態	
15	1/25	高松高裁	違憲·違法	
16	1/25	福岡高裁那覇支部	違憲状態	
17	1/26	広島高裁松江支部	違憲状態	
18	1/28	大阪高裁	違憲状態	
人口比例	1/28	福岡高裁	違憲·違法	7
1	,		(「人口比例選挙」判決)	
19	1/28	福岡高裁宮崎支部	違憲状態	
20	2/24	札幌高裁	違憲状態	
21	2/24	名古屋高裁	違憲状態	
22	2/28	名古屋高裁金沢支部	違憲状態	
	平 24/10/17	最高裁大法廷	違憲状態	2
			(①参院選の1票の投票価値は、衆院選	
			のそれと同一、②都道府県単位の否定)	
	「双の4・姉がさる」	古井、海東、海社/	12) 法事件能(2) 法事 無款(2)	
人口比例	【平 24 衆院選】 平 25 /2 /C	高裁 : 違憲·違法(, ()	11
2	平 25/3/6	東京高裁	違憲・違法 (「人口比例選挙」判決)(0増5減不十分)	11
23	3/7	札幌高裁	<mark>違憲・違法</mark> (0増5減不十分)	12

第2節	空令冰默
2D C 511	76 -

24	3/14	仙台高裁	<mark>違憲 · 違法</mark> (0增5減不+分)	
25	3/14	名古屋高裁	違憲状態 (0増5減不+分)	24
人口比例	3/18	福岡高裁	違憲状態	23
3			(「人口比例選挙」判決)(0増5減不十分)	
人口比例 4	3/18	名古屋高裁金沢支部	違憲·違法	10
	0 /00	1+ 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(「人口比例選挙」判決)(0増5減不十分)	40
26	3/22	高松高裁	<mark>違憲・違法</mark> (0増5減不十分)(「人口比例選挙	13
			(は)・・・一つの理想ないし目標」)	
人口比例	3/25	広島高裁(山口先生グルー	違憲·無効	9
5		プ)	(実質的な「人口比例選挙」判決: 「国	
			会の広範な裁量権は、・・・民主的政治過程のゆがみを是正するという極めて高度	
			の必要性から、制約を受ける」)	
27	3/25	広島高裁松江支部	違憲·違法	
人口比例	3/26	広島高裁岡山支部	違憲·無効	8
28	2 /20	短点料点冰土如	(「人口比例選挙」判決)(0増5減不十分)	19
29	3/26	福岡高裁宮崎支部		15
30	3/26	福岡高裁那覇支部	, <u> </u>	20
31	3/26 3/26	広島高裁	違憲·違法	22
32	3/20	大阪高裁 仙台高裁秋田支部	違憲·違法 違憲·違法	21
32	- /			
	平 25/11/20	最高裁大法廷	違憲状態	3
			(中书刘吉、「「口以何??我」辛日)	
			(鬼丸判事:「人口比例選挙」意見)	
			(鬼丸判事:「人口比例選挙」意見)	
		<u>-</u> ++		
	【平 25 参院選】	高裁 : 違憲·違法(2) 違憲状態(12) 違憲·無効(1)	0.5
人口比例 7	【平 25 参院選】 平 25 / 11 / 28	高裁 : 違憲·違法(広島高裁岡山支部	2) 違憲状態(12) 違憲·無効(1) 違憲·無効	25
7	平 25/11/28	広島高裁岡山支部	2) 違憲状態(12) 違憲·無効(1) 違憲·無効 (「人口比例選挙」判決)	25
7 33	平 25/11/28 12/5	広島高裁岡山支部 広島高裁	2) 違憲状態(12) 違憲·無効(1) 違憲·無効 (「人口比例選挙」判決) 違憲状態	25
7 33 34	平 25/11/28 12/5 12/6	広島高裁岡山支部 広島高裁 札幌高裁	2) 違憲状態(12) 違憲·無効(1) 違憲·無効 (「人口比例選挙」判決) 違憲状態 違憲状態	25
7 33 34 35	平 25/11/28 12/5 12/6 12/16	広島高裁岡山支部 広島高裁 札幌高裁 名古屋高裁 金沢支部	2) 違憲状態(12) 違憲·無効(1) 違憲·無効 (「人口比例選挙」判決) 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態	25
7 33 34 35 36	平 25/11/28 12/5 12/6 12/16 12/16	広島高裁岡山支部 広島高裁 札幌高裁 名古屋高裁 金沢支部 高松高裁	2) 違憲状態(12) 違憲·無効(1) 違憲·無効 (「人口比例選挙」判決) 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態	25
7 33 34 35 36 37	平 25/11/28 12/5 12/6 12/16 12/16 12/17	広島高裁岡山支部 広島高裁 札幌高裁 名古屋高裁 金沢支部 高松高裁 福岡高裁那覇支部	2) 違憲状態(12) 違憲·無効(1) 違憲·無効 (「人口比例選挙」判決) 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態	
7 33 34 35 36 37 38	平 25/11/28 12/5 12/6 12/16 12/16	広島高裁岡山支部 広島高裁 札幌高裁 名古屋高裁 金沢支部 高松高裁	2) 違憲状態(12) 違憲·無効(1) 違憲·無効 (「人口比例選挙」判決) 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態	25
7 33 34 35 36 37	平 25/11/28 12/5 12/6 12/16 12/16 12/17	広島高裁岡山支部 広島高裁 札幌高裁 名古屋高裁 金沢支部 高松高裁 福岡高裁那覇支部	2) 違憲状態(12) 違憲·無効(1) 違憲·無効 (「人口比例選挙」判決) 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態	
7 33 34 35 36 37 38	平 25/11/28 12/5 12/6 12/16 12/16 12/17 12/18	広島高裁岡山支部 広島高裁 札幌高裁 名古屋高裁 金沢支部 高松高裁 福岡高裁那覇支部 大阪高裁	2) 違憲状態(12) 違憲·無効(1) 違憲·無効 (「人口比例選挙」判決) 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態	
7 33 34 35 36 37 38 39	平 25/11/28 12/5 12/6 12/16 12/16 12/17 12/18 12/18	広島高裁岡山支部 広島高裁 札幌高裁 名古屋高裁 金沢支部 高松高裁 福岡高裁那覇支部 大阪高裁 名古屋高裁	2) 違憲状態(12) 違憲·無効(1) 違憲·無効 (「人口比例選挙」判決) 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態	
7 33 34 35 36 37 38 39 40	平 25/11/28 12/5 12/6 12/16 12/16 12/17 12/18 12/18 12/19	広島高裁岡山支部 広島高裁 札幌高裁 名古屋高裁 金沢支部 高松高裁 福岡高裁那覇支部 大阪高裁 名古屋高裁 福岡高裁	2) 違憲状態(12) 違憲·無効(1) 違憲·無効 (「人口比例選挙」判決) 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態	
7 33 34 35 36 37 38 39 40 41	平 25/11/28 12/5 12/6 12/16 12/16 12/17 12/18 12/18 12/19 12/20 12/20	広島高裁岡山支部 広島高裁 札幌高裁 名古屋高裁 金沢支部 高松高裁 福岡高裁那覇支部 大阪高裁 名古屋高裁 福岡高裁 福岡高裁 福岡高裁 東京高裁	2) 違憲状態(12) 違憲·無効(1) 違憲·無効 (「人口比例選挙」判決) 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態	
7 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42	平 25/11/28 12/5 12/6 12/16 12/16 12/17 12/18 12/18 12/19 12/20	広島高裁岡山支部 広島高裁 札幌高裁 名古屋高裁 金沢支部 高松高裁 福岡高裁那覇支部 大阪高裁 名古屋高裁 福岡高裁 福岡高裁	2) 違憲状態(12) 違憲·無効(1) 違憲·無効 (「人口比例選挙」判決) 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態 違憲状態	

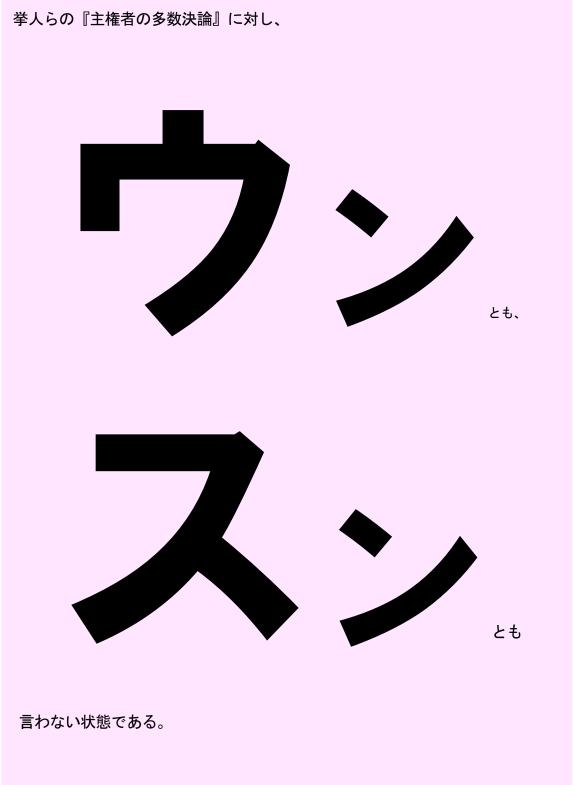
第2節 完全沈黙

45	12/26	仙台高裁秋田支部	違憲状態	
	平 26/11/26	最高裁大法廷	違憲状態 (鬼丸判事:「人口比例選挙」意見、 山本判事:「人口比例選挙」意見)	4
	【平 26 衆院選】	高裁:違憲·違法	(1) 違憲状態(11) 合憲(2)	
46	平 27/3/19	東京高裁	合憲	
47	3/20	名古屋高裁	違憲状態	
48	3/23	大阪高裁	違憲状態	
49	3/24	仙台高裁秋田支部	違憲状態	
50	3/24	広島高裁	違憲状態	
51	3/25	広島高裁松江支部	違憲状態	
人口比例	3/25	福岡高裁	違憲·違法 (「人口比例選挙」判決)	27
52	3/25	高松高裁	合憲	
53	3/25	名古屋高裁金沢支部	違憲状態	
54	3/26	福岡高裁那覇支部	違憲状態	
55	3/27	福岡高裁宮崎支部	違憲状態	
56	4/9	仙台高裁	違憲状態	
57	4/24	札幌高裁	違憲状態	
58	4/28	広島高裁岡山支部	違憲状態	
	平 27/11/25	最高裁大法廷	違憲状態 (鬼丸判事:「人口比例選挙」意見)	51

(以下 余白)

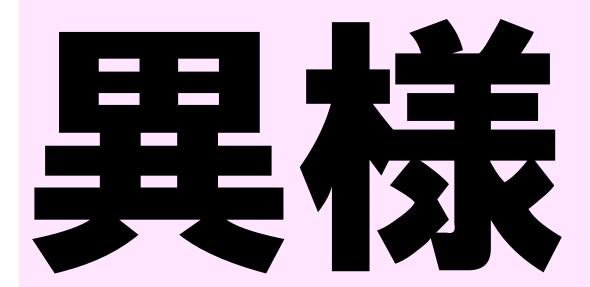
第 2 節 **完全沈黙**

俗な言葉で言えば、58ヶの高裁・合議体と5ヶの最高裁大法廷・合議体は、選



第 2 節第 2 節第 2 沈黙

これは、



である。

(以下 余白)

第 2 節 **完全沈黙**



★★★第1章 1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲 法前文第1文前段の【人口比例選挙の保障】等

第2節 完全沈黙

裁判官は、堂々と、

昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』をもってしては、選挙人の『憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の文理解釈論』(=『主権者の多数決論』)(上記第 1章、第 1節 (本書 20~32 頁) 記載のとおり) に対して、全く反論できないという、【法律論の完敗】を認め、アッサリと



べきである。

「お祖父さん、お祖母さんを尊敬し続けたい」という、

【孫の精一杯の期待】を裏切ってはいけない。

58 ヶの高裁裁判体と 5 ヶの最高裁大法廷裁判体の当該完全沈黙が示すとおり、 【【違憲状態議員(=憲法 98 条 1 項後段に基づき、国会活動を行う正統性の無い 人)による、立法裁量権行使の憲法上の正統性】を、憲法の各条文の文理解釈に

基づいて根拠付けること】が、不可能である以上、

裁判官は、今、昭和51年大法廷判決の【判断枠組み】の**判例変更**を明言 する判決を下す、憲法99条の【憲法尊重擁護義務】を負っている。

★★★Ⅳ 黄金律:(本書53頁)

ある争点の法律論争では、論者が、相手方論者の主張に**反論できない** 事態に至った場合は、【該論者が、該争点の法律論争に負けたこと】を意味す る。

これは、

法律論争の



である。

裁判官は、法律家である以上、該黄金律から逃 れることは、できない。

★★★第1章 1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲 法前文第1文前段の【人口比例選挙の保障】等

第2節 完全沈黙

★★★▼ 大学入試の問題:(本書 54~55 頁)

大学入試の問題(科目:社会)で、次の質問が出たとしよう。

[質問] ある論者は、次のとおり、主張している。

- 「① 憲法 56 条 2 項は、「国会議員の多数決で、国会の議事を決する」 と定めている。
 - ② 憲法 1 条は、「主権者は国民」と定めている。
 - ③ 憲法前文1文は、「国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」と定めている。

ところが、非人口比例選挙が行われているため、少数の主権者から選ばれた多数の国会議員が、国会で、議員の多数決で、立法している。

以上の次第であるから、非人口比例選挙は、憲法 56 条 2 項、1 条、前文第1文に違反し、違憲である」と。

憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文についての自らの解釈を示したうえで、この論者の「選挙は違憲・無効」の主張が正しいか否かを論ぜよ。

大学入試の受験生が、この質問に対し、憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文に一言も触れることなく、

「憲法 43 条 2 項、47 条により、国会には選挙の立法裁量権があるから、非人口比例選挙は、合憲である。憲法は、人口比例選挙を定めていない。」

と回答したとしよう。

この答案は、零点である。

★★★第1章 1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第1文前段の【人口比例選挙の保障】 第 2 節 完全沈黙

なぜなら、同回答は、質問の憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文の文理解 釈をすることなく、「選挙は、合憲である。」と答えているからである。

質問に答えない答案は、高校入試であれ、大学入試であれ、入試では、



である。

★★★第1章 1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文前段の【人口比例選挙の保障】 憲 第 2 節 完全沈黙

★★★VI 「多数決」の三文字: (本書 56~57 頁)

選挙人らは、この6年強の間のうちに、高裁判決を66ヶ、最高裁大法廷判決を5ヶ、得た。

ところが、このうち、58 ヶの高裁判決文(但し、66 ヶの高裁判決文の中の8ヶの高裁判決は、『憲法は人口比例選挙を要求している』旨判示しているので、この「8」を「「多数決」の三文字がない判決数」(=「66) から控除した。) と 5 ヶの最高裁大法廷判決文の中に、

「多数決」

の三文字は、



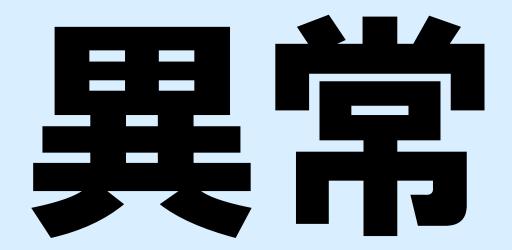
これまで、選挙人が、

『<u>主権者が、国会議員を通じて、「多数決」で両院の議事を決するために</u>は、人口比例選挙の保障が必須である』

と各準備書面で、繰り返し、強く主張したにも拘らずである。

第2節 完全沈黙

これは



である。

★★★Ⅷ 「多数決を言っちゃ一仕舞いだから。」: (本書 58 頁)

選挙人代理人(升永英俊弁護士)は、2014年1月某日、A元高裁裁判長・現弁 護士と、人口比例裁判について、議論した。

同代理人が A 元高裁裁判長・現弁護士に「どうして裁判所は、判決文の中で、「多数決」について言及しないのでしょうか?」と尋ねたところ、

同A元高裁裁判長・現弁護士は、

「多数決を言っちゃー

仕舞いだから。

逃げられなくなるから…」

と言われた。

(以下 余白)

★★★第1章 [1] 憲法 56 条 2 項、[2] 憲法 1 条、[3] 憲 法前文第1文前段の【人口比例選挙の保障】等

第2節 完全沈黙

★★★呱「46条」の三文字: (本書 59~60 頁)

平成26年大法廷判決(参)(甲4)・判決文の法廷意見(全18頁)の中には、 憲法の条文は、

「46条

の三文字

が記載されているだけである。憲法の条文は、同判決文の中に、この「46条」 の三文字以外、何一つ、記載されていない。



である。

該事実は、【平成 26 年大法廷判決の法廷意見が、徹頭徹尾、匙加減論によ って構築されている事実】をあからさまに証明している。

平成26年大法廷判決の『判断枠組み』は、憲法の各条規の規範が何である かを一切検討することなく、裁判所がその匙加減で、一票の格差(=一票の 住所差別)は、どの範囲内に納まれば、合憲であるか、否かを決するという、

★★★第1章 [1] 憲法 56 条 2 項、[2] 憲法 1 条、[3] 憲 法前文第1文前段の【人口比例選挙の保障】等

第2節 完全沈黙

床屋政談

でしかない。

該『判断枠組み』は、

- 1 憲法56条2項;
- 2 憲法1条;
- 3 憲法前文第1文前段

の各定めを、**別車**として捉えている、とはおよそ言い難いと言わざる を得ない。

(以下 余白)

★★★第1章【人口比例選挙の保障】等

★★★第3節 1 昭和51年大法廷判決の6判事の違憲無効の反対意見、

2 昭和 60 年大法廷判決の 4 判事の「違憲無効判決もあり得る」旨の「重大警告」を含む補足意見等

***第3節 1 昭和51年大法廷判決の6判事の 違憲無効の反対意見、

- 2 昭和 60 年大法廷判決の 4 判事の 「違憲無効判決もあり得る」旨の「重 大警告」を含む補足意見等: (#書61~81 頁)
- I 下記 I (本書61~66頁) に示すとおり、昭和 51 年大法廷判決(衆)の法廷意見 (15 名中、9 名) は、事情判決であったが、残余の 6 名は、違憲無効の反対 意見であった。
- 下記 I (本書 66~69 頁) に示すとおり、昭和 60 年大法廷判決では、寺田治郎最高裁長官が、事実上、大法廷を代表して、

木下忠良判事、 伊藤正己判事、矢口洪一判事が、事実上、夫々の小法廷を代表して、『次回選挙迄に、是正しなければ、**違憲無効**もあり得る』旨の重大警告を発した補足意見を記した。

★★★I 1 6 最高裁判事の「違憲無効」の反対意見(昭和 51 年大法廷判決): (本 書 61~66 頁)

ア (本書61~62頁)

下記の6最高裁判事(敬称略)は、昭和51年大法廷判決(甲31)に於いて、憲法98条1項により『当該選挙は、違憲無効である』旨の反対意見である。

- 【1 岡原 昌男 判事
 - 2 下田 武三 判事
 - 3 江里口 清雄 判事

★★★第1章【人口比例選挙の保障】等

★★★第3節 1 昭和51年大法廷判決の6判事の違憲無効の反対意見、

2 昭和 60 年大法廷判決の 4 判事の「違憲無効判決もあり得る」旨の「重大警告」を含む補足意見等

- 4 大塚 喜一郎 判事
- 5 吉田 豊 判事
- 6 岸 盛一 判事]
- 6 最高裁判事の【違憲無効】・反対意見は、昭和 51 年当時、決して、





ではなかった。

イ (本書 62~66 頁)

(7) (本書 62~65 頁)

上記の岡原、下田、江里口、大塚、吉田の5判事の反対意見(**違憲無効**) は、昭和51年大法廷判決・判決文・9頁下7行~10頁下17行(甲31。判例タイムズ335号136頁下段左6行~137頁下段右3行)で、

「 (1) <u>先ず、多数意見は本件議員定数配分規定を違憲としながら、そ</u>

★★★第1章【人口比例選挙の保障】等

★★★第3節 1昭和51年大法廷判決の6判事の違憲無効の反対意見、

2 昭和 60 年大法廷判決の 4 判事の「違憲無効判決もあり得る」旨の「重大警告」を含む補足意見等

の規定自体の有効無効を確定しないで、右配分規定に基づく選挙の効力を検討している。しかしながら、上告人は、右配分規定の違憲無効を理由としてこれに基づく本件選挙を無効とすることを求めているのであって、本件選挙が右配分規定に違反して行われた瑕疵のあることを理由としてその無効を求めているのではないから、順序として先ず右配分規定の効力の有無を判断すべきではなかつたかと思われる。

仮に、多数意見の説くように、本件議員定数配分規定を全体と して違憲の瑕疵を帯びるものと解しても、本件選挙を無効とする判決は、 千葉県第一区選出の議員の資格を将来に向つて失わせる効力をもつだ けであつて、他の選挙区選出の議員の資格に影響を及ぼすものではない。 もとより、千葉県第一区について憲法に適合する選挙が実現するために は、本件議員定数配分規定の改正にまたなければならないが、多数意見 の憂えるように、全国における他の選挙区の選挙について選挙無効の訴 訟が提起され、これを無効とする判決がされることがありうるとしても、 それだけで直ちに、衆議院の活動が不可能になり、本件議員定数配分規 定を憲法に適合するように改正することができなくなるわけのもので はない。本件選挙を無効とする判決によつて千葉県第一区選出の議員が その資格を失うことになれば、残りの議員だけでは衆議院の定足数を欠 く可能性があるという具体的事情が本件訴訟において明らかにされな い以上、衆議院の活動が法律上不可能になる虞れがあるとはいえない。 また、衆議院の活動が選挙を無効とされた千葉県第一区からの選出議員 を得ることができないままの状態で行われざるをえないことは、憲法上 望ましい姿ではないが、これを異常な事態として、そのためにも本件選 挙を無効とすべきではないとする多数意見が当をえないことは、既に述 べたところによつて明らかである。要するに、本件議員定数配分規定を

★★★第1章【人口比例選挙の保障】等

★★★第3節 1昭和51年大法廷判決の6判事の違憲無効の反対意見、

2 昭和 60 年大法廷判決の 4 判事の「違憲無効判決もあり得る」旨の「重大警告」を含む補足意見等

全体として違憲であると解するとしても、本件選挙を無効とする判決によっては、直ちに憲法の所期しない結果を生ずることにはならず、したがつて、本件選挙の効力について事情判決の法理を適用する必要はないのであるから、本件選挙は違法であるがこれを無効とすべきではないとする多数意見の結論には同調することができない。多数意見が本件選挙を無効とする判決によって憲法の所期しない結果を生ずることを危惧せざるをえないとするのは、ひつきよう、本件議員定数配分規定全体を違憲と考えることに由来するものと思われるのである。

(3) 多数意見は、その説くような事情のために、投票価値の最大最小の偏差が約五対一に達するような違憲の議員定数配分規定に基づく選挙であつても、事情判決の法理によつて選挙を無効とすることはできないとするのであるから、多数意見によれば、今後投票価値に右の程度の偏差を生じても、選挙を無効とすることにはならないであろうし、また、その偏差が右の程度を超えたとしても事情判決をすべき事情は依然として解消しないのである。多数意見は選挙無効の判決をなしうる理論上の余地を残しているが、果して如何なる場合を予想するのであろうか。これらの不合理は、すべて議員定数配分規定を一体不可分と解したために生じたものとしか考えられない。

以上は多数意見に対する疑問であるが、われわれの考え方からすれば、 憲法九八条はその文言のとおりに適用すべきこととなるので、これについて多数意見のような複雑な論理を展開する必要もなく、また、行訴法 三一条及び同条と公選法二一九条との関係の問題も生じないので、これらについて難解な説示をしないでも済むのである。そして選挙無効の判決をしても、それは性質上いわゆる当然無効として過去にその効力が遡ると解すべきものではなく、将来に向つて形成的な効力をもつに過ぎな

★★★第1章【人口比例選挙の保障】等

★★★第3節 1 昭和51年大法廷判決の6判事の違憲無効の反対意見、

2 昭和 60 年大法廷判決の 4 判事の「違憲無効判決もあり得る」旨の「重大警告」を含む補足意見等

<u>いのであるから、法律的にもさほど困難な問題を生ずることはなく、ま</u>た、社会的、政治的にも著しい混乱を来すこととはならないのである。

六 以上のような次第で、本件議員定数配分規定は、千葉県第一区に関する限り違憲無効であつて、これに基づく同選挙区の本件選挙もまた、無効とすべきものである。したがつて、本件上告は理由があり、これと見解を異にする原判決を破棄し、本件選挙の無効を求める上告人の本訴請求を認容すべきものと考える。」(強調 引用者)

と記述する。

(イ) 【同反対意見が、

「多数意見の憂えるように、全国における他の選挙区の選挙について選挙無効の訴訟が提起され、これを無効とする判決がされることがありうるとしても、それだけで直ちに、衆議院の活動が不可能になり、本件議員定数配分規定を憲法に適合するように改正することができなくなるわけのものではない。」(強調 引用者)

と明記していること」に注目されたい。

(ウ) 本件選挙日に於いて、参院は、(i)人口比例選挙である比例代表選挙選出参院 議員(96人)と(ii)非人口比例選挙選出の選挙区選出参院議員(146人)から成 る。

本件選挙日時点では、参院に比例代表選出議員 (96 人) が存在するので、もし、現在の最高裁判事の過半数が、それにも拘らず、『事情判決の法理』を持ち

★★★第1章【人口比例選挙の保障】等

★★★第3節 1昭和51年大法廷判決の6判事の違憲無効の反対意見、

2 昭和 60 年大法廷判決の 4 判事の「違憲無効判決もあり得る」旨の「重大警告」を含む補足意見等

出して「違憲無効判決」を回避するならば、**上記6最高裁判事は、その姿勢を**● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● いぶかるであろう。

- ★★★Ⅱ 2 昭和60年大法廷判決(衆)(甲43)の4判事(① 寺田治郎最高裁長官;② 木下忠良判事;③ 伊藤正己判事;④ 矢口洪一判事)の補足意見:(本書66~69頁)
 - ア 昭和 60 年大法廷判決 (衆) (甲43) は、いわゆる事情判決である。
 - イ しかしながら、昭和60年大法廷判決(衆)につき、① 寺田治郎最高裁長官;② 木下忠良最高裁判事;③ 伊藤正己最高裁判事;④ 矢口洪一最高裁判事が、『次回選挙迄に、是正措置が講ぜられない場合は違憲無効判決もあり得る』旨警告した補足意見を書かれている。
 - ウ 寺田治郎氏は、当時最高裁長官である。

木下忠良判事、伊藤正己判事、矢口洪一判事の3判事は、夫々別々の3つの最高裁小法廷に所属しておられた。

そして、木下忠良判事、伊藤正己判事、矢口洪一判事の該補足意見は、事 実上、夫々の所属する各小法廷(合計・3ケの小法廷)に所属する各全判事 の多数意見を示している、と解される。

【寺田治郎最高裁長官、木下忠良判事、伊藤正己判事、矢口洪一判事の補足意見(昭和60年大法廷判決(衆)(甲43。判例タイムズ565号70頁下2段左10行~71頁上2段9行)】「裁判官寺田治郎、同木下忠良、同伊藤正己、同矢口洪一の補足意見は、次のとおりである。

★★★第1章【人口比例選挙の保障】等

★★★第3節 1 昭和51年大法廷判決の6判事の違憲無効の反対意見、

2 昭和 60 年大法廷判決の 4 判事の「違憲無効判決もあり得る」旨の「重大警告」を含む補足意見等

一 **多数**意見は、その説示にかかる一般的な法の基本原則に従い選挙人たる上告人らの選挙無効の請求を棄却し、主文において当該選挙区における本件選挙の違法を宣言するにとどめるべきものとし、これと同旨の原判決を正当として是認するものである。

ところで、本件選挙が違法であるとされる所以は、本件選挙が憲法に違 反する議員定数配分規定に基づいて行われた点にあることは、多数意見 の判示するところから明らかであるから、本件選挙が違法である旨の宣 言は、実質的には、本件選挙が憲法に違反するものであることを明らか にしたものにほかならない。昭和五一年大法廷判決がその主文において 選挙の違法宣言をしたのも、同様、選挙の違憲宣言の趣旨であつたこと は、判文上容易にうかがい得るところである。

二 昭和五八年大法廷判決は、昭和五五年六月施行の衆議院議員選挙当時投票価値の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反するものであることを肯定しながら、いまだその是正のための合理的期間が経過したものとはいえないとして、議員定数配分規定を憲法に違反するものと断定することはできないと判断したが、右投票価値の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至っていたことを重視し、議員定数配分規定はできる限り速やかに改正されることが望まれる旨を付言した。それにもかかわらず、その後現在まで右改正は実現していない。そして、右規定の是正のための合理的期間が既に経過していることは、多数意見、反対意見を通じて異論のないところであり、また、本判決の是認する原判決の違法宣言の実質が違憲宣言であることを併せ考えると、右是正の急務であることは、昭和五八年大法廷判決当時の比ではない。一日も早く右の是正措置が講ぜられるべきものであることを強調せざるを得ない。

三 ところで、右是正措置が講ぜられることなく、現行議員定数配分規

★★★第1章【人口比例選挙の保障】等

★★★第3節 1 昭和51年大法廷判決の6判事の違憲無効の反対意見、

2 昭和 60 年大法廷判決の 4 判事の「違憲無効判決もあり得る」旨の「重大警告」を含む補足意見等

定のままで施行された場合における選挙の効力については、多数意見で 指摘する諸般の事情を総合考察して判断されることになるから、**その**

効力。否定

世ざるを得ないこともあり得る。その場合、判決確定により当該選挙を 直ちに無効とすることが相当でないとみられるときは、選挙を無効とす るがその効果は一定期間経過後に始めて発生するという内容の判決をす ることも、できないわけのものではない。けだし、議員定数配分規定の 違憲を理由とする選挙無効訴訟(以下「定数訴訟」という。)は、公職選 挙法二〇四条所定の選挙無効訴訟の形式を借りて提起することを認める こととされているにすぎないものであつて(昭和五一年大法廷判決参照)、 これと全く性質を同じくするものではなく、本件の多数意見において説 示するとおり、その判決についてもこれと別個に解すべき面があるので あり、定数訴訟の判決の内容は、憲法によつて司法権にゆだねられた範 囲内において、右訴訟を認めた目的と必要に即して、裁判所がこれを定 めることができるものと考えられるからである。

もつとも、本件が選挙無効の請求を棄却し、違法宣言のみにとどめるのが相当である場合に当たるものと解すべきことは、多数意見の判示するとおりであるから、**所論**(二)は本件においては採用するに由ないものというほかはない。」(強調 引用者)

エ 同補足意見は、その中の上記赤線部分が示すとおり、

★★★第1章【人口比例選挙の保障】等

★★★第3節 1 昭和51年大法廷判決の6判事の違憲無効の反対意見、

2 昭和 60 年大法廷判決の 4 判事の「違憲無効判決もあり得る」旨の「重大警告」を含む補足意見等

「それにもかかわらず、その後現在まで右改正は実現していない。そして、 右規定の是正のための合理的期間が既に経過していることは、多数意見、 反対意見を通じて異論のないところであり、また、本判決の是認する原 判決の違法宣言の実質が違憲宣言であることを併せ考えると、右是正の 急務であることは、昭和五八年大法廷判決当時の比ではない。一日も早 く右の是正措置が講ぜられるべきものであることを強調せざるを得ない。 三ところで、右是正措置が講ぜられることなく、現行議員定数配分 規定のままで施行された場合における選挙の効力については、多数意見 で指摘する諸般の事情を総合考察して判断されることになるから、

その効力を否定せざるを得な

いこともあり得る。」(強調 引用者)

と明言している。

即ち、該4判事の補足意見は、『右是正措置 が講ぜられないまま、次回選挙が実施される場合は、「違憲無効判決」があり得る』旨明言している。

III 本件選挙における、2つの相違点:(本書69~72頁)

ア (本書69~72頁)

昭和 60 年大法廷判決(衆)の判決日(昭 60/7/17)と現時点では、2 つの相違 点がある。

★★★第1章【人口比例選挙の保障】等

★★★第3節 1 昭和51年大法廷判決の6判事の違憲無効の反対意見、

2 昭和 60 年大法廷判決の 4 判事の「違憲無効判決もあり得る」旨の「重大警告」を含む補足意見等

第1の相違点:

昭和60年大法廷判決の判決日(昭60/7/17)当時、衆院選は、中選挙区

選挙制度1本であり、比例代表選挙方式が存在しなか

った。そのため、「違憲無効」確定判決が言渡されると、衆議院では、

議員数・零の事態が生じた。

しかしながら、<u>現時点では、</u>衆議院選挙でも、参議院選挙でも、比例代表選挙方式と小選挙区選挙方式(但し、参院選挙の場合は、選挙区方式)の2ヶの方式が併用されている。

従って、現時点では、参院選挙区選挙が、「違憲無効・確定判決」によって、無効となって、選挙区選出議員全員が失格しても、尚、参議院は、 比例代表選出参院議員によって組織されている。

よって、参議院は、参議院としての活動を100%行うことができる。

第2の相違点:

昭和60年当時、全日本国民(全裁判官、その他の全法律家〈選挙人代理 人らを含む〉、全憲法学者を含む)は、

1 【事情判決の対象たる当該選挙で当選した人々が、【憲法 98 条 1 項後段 (「・・・・その条規に反する・・・・国務に関するその他の行為は、その効力を有しない。」)

の規範】により、「効力を有しない」選挙で当選した、

国会活動を行う正統性の無い人であること】;

★★★第1章【人口比例選挙の保障】等

★★★第3節 1昭和51年大法廷判決の6判事の違憲無効の反対意見、

2 昭和 60 年大法廷判決の 4 判事の「違憲無効判決もあり得る」旨の「重大警告」を含む補足意見等

②【【当該国会活動を行う正統性の無い人が、本件選挙から6年間、堂々と国会の活動を行い続けるという事実】が、

憲法98条1項後段。 規範に反する、



な事態であること】;

に、全く気が付いていなかった。**しかし、今は、違う。**

(ii) 以上のとおり、現時点では、本件選挙(参院選挙区選挙)が「違憲無効・ 確定判決」によって、無効となっても、

★★★第1章【人口比例選挙の保障】等

★★★第3節 1 昭和51年大法廷判決の6判事の違憲無効の反対意見、

2 昭和 60 年大法廷判決の 4 判事の「違憲無効判決もあり得る」旨の「重大警告」を含む補足意見等

社会的混乱は、全く生じない。

イ (ア (本書 69~72 頁) の小括)

上記 (本書69~72頁) に示したとおり、昭和 60 年当時と現時点では、上記の第1の相違点と第2の相違点の2つの大きな相違点が存するので、【当該昭和60 年大法廷の4 判事の補足意見の結論である、事情判決の法理を適用して、本件選挙を無効としないこと】は、妥当でない。

それよりも、何よりも、本件選挙は、【憲法 98 条 1 項後段の規範】に則り、「その効力を有しない」、と解される。

IV 3ヶの違憲無効の高裁判決:(本書72頁)

- (i) 平成 25 年 3 月 25 日広島高裁〈筏津順子裁判長〉〈甲 9〉、
- (ii) 平成 25 年 3 月 26 日広島高裁岡山支部〈片野悟好裁判長〉(甲8)、
- (iii) 平成 25 年 11 月 28 日広島高裁岡山支部〈片野悟好裁判長〉〈甲25〉は、

既に、違憲無効判決を言渡している。

(以下、余白)

★★★第2章 【違憲無効確定判決】による社会的混 乱は、零:(★書73~81頁)

★★★I 社会的混乱は、零:(本書 73~77 頁)

ここでは、本第2章の「社会的混乱は、零」の議論のために、衆議院(小選挙区)の選挙区割りについて考察する。

同考察は、参議院(選挙区)の選挙区割りについて、準用される。

1 (本書 73~75 頁)

という 漠然とした不安 がある。

該「違憲無効確定判決」が言渡された場合、果たして、**社会的混乱**が生じるのであろうか?

以下 (本書73~75頁)、考察する。

- (1) 衆院の解散・総選挙に於ては、小選挙区選出・比例選出の全衆院議員の地位 が喪失し、新たに衆院議員が選出され、新内閣総理大臣が指名・任命され、新 大臣が任命される。
- (2) 全小選挙区選挙が違憲無効となった場合、全小選挙区選出議員の地位は失われ、再選挙が行われる。再選挙後、新たに衆院議員が選出される。

(3) 現憲法の下で、衆議院は、戦後、多くの場合、任期満了前に解散されている。 そして、国民も、マスコミも、解散によって生じる、全衆院議員の地位の喪失、解散後の選挙の実施、新総理大臣の指名・任命、新各大臣の任命を、憲法に則った国政行為と捉え、それらを

社会的混乱

とは、些かも、捉えていない。

そうである以上、全295小選挙区選挙の違憲無効確定判決による、

- (i) 全 295 小選挙区選出議員の失格、
- (ii) 公選法に基づく再選挙に関する各条項に基づく新国会議員の選出、
- (iii) 新内閣総理大臣、新各大臣の指名・任命
- は、国民にとって、憲法と公選法の再選挙に関する各条項に従った、法治国家での、全く当り前の出来事であって、いかなる意味であれ、「社会的 混乱」ではあり得ない。
- (4)ア 衆院、参院ともに、比例代表選出議員が、存在する。
 - イ 参議院比例代表選挙は、全国一区の完全人口比例選挙である。 従って、参院選比例代表選挙は、全国一区制であるので、 1 憲法 56 条 2 項、 2 憲法 1 条、 3 憲法前文第 1 文前段の「人口比例選挙の保障」の規範 に則している。

ウ 衆院比例代表選挙は、ブロック制である。そのため、現在、衆院比例代表 選挙は、人口比例選挙となっていない。

とは言え、当該選挙人代理人ら(升永弁護士グループ)は、平成 26 年 12 月 14 日衆院比例代表選挙について、一人一票訴訟を提訴していない。

エ 全小選挙区選出衆院議員(295 人)が、全員(295 人)、当該選挙の違憲無効・確定判決により失格した場合、衆院は、比例代表選出議員(180 人)のみから成ることになる。該【比例代表選出議員(180 人)のみから成る衆院】は、仮に、当該衆院選日(例えば、平 26/12/14。)から任期満了日までの4年間、295 人の再選挙が行われなかったとしても、該4年間、憲法に定める

衆院の活動を 100% 行うことができる。

2 (本書 75~77 頁)

とは言え、下記(1)~(5) (本書 75~77 頁) で、小選挙区選出衆議院議員(295 人) の再選挙の仮想シナリオを考察してみよう。

(1) 『憲法は、人口比例選挙を要求する』旨の最高裁判決の言渡し後、国会は、 直ちに、第三者委員会を設けて、同第三者委員会に【同最高裁判決の示した「人 口比例選挙の保障」の規範】に従った、選挙区割り案を作成させる。

(2) (本書 75~76 頁)

国会は、同第三者委員会作成の選挙区割り案に基づく選挙制度改革法案の是非 を審議し、「是」と判断すれば、これを可決して、人口比例選挙区割りに基づく 選挙制度改革新法(=「選挙制度改革新法」)を成立させる。 実例を挙げると、衆院選(小選挙区)の「0 増 5 減」の改正法は、2012 年 11 月 15 日、衆院で、その法案が可決され、翌 16 日に、参院でも、同法案が

可決され、その結果、**僅か 2 日 間で、**同法は、成立した。

実際上、国会が「選挙制度改革新法」を審議・可決するために必要な期間は、 2日間で足りたのである。

- (3) 上記(2)の「選挙制度改革新法」に基づいて、国は、衆院選(小選挙区)の総選挙を行う(公示日~投票日=12目間。公選法31条4項。)。
- (4) 上記 1、(4)ア (本書74頁) に示したとおり、衆院には、本件選挙日~その任期満了日迄(もし、解散がなければ)、180人の比例代表選挙選出議員が存在する。よって、衆院は、該期間、該180人の比例代表選挙選出議員により、衆院の活動を 100%行うことができる。
- (5) 最高裁大法廷判決昭和 51 (1976) 年 4 月 14 日 (衆院選/事情判決) (甲 31) は、要旨、

『選挙違憲無効最高裁判決によっては、同判決日以降、選挙無効選挙で当 選した議員が、同判決日以降、議員資格を失うのみである(即ち、将来 効のみである)。

同判決によって、過去の法律が、遡って、無効になるわけではない。』旨

判決した(判例タイムズ No.335 判決特報 132 頁 甲 31)。

よって、選挙違憲無効の最高裁判決により、過去の法律が、遡って無効となることはない。

(6)【(1)~(5)の小括】(本書77頁)

上記(1)~(5) (本書 75~77 頁) に示すとおり、最高裁が、『憲法は、人口比例選挙を要求している』旨の違憲無効判決を言渡しても、社会的混乱は、全く生じない。

(以下、余白)

★★★第2章 【違憲無効確定判決】による社会的混乱は、零 ★★★II 裸の王様の寓話の教訓(=【社会的不安・零という真実】は強い!)

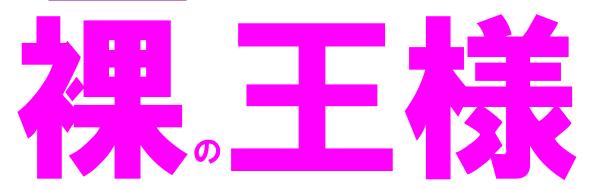
★★★Ⅲ 裸の王様の寓話の教訓 (= 【社会的不安・零という真実】は強い!): (本

書 78~81 頁)

【違憲無効判決が出て、本件選挙が無効になると、参院選挙区選出議員(73人。 146人の半数〈73人〉改選。)が、国会議員の地位を失うので、社会的混乱が生 まれるのではないかという

漠然とした不安」

は、擬人化して言えば、



である。

以下、詳述する。

(本書 78~81 頁)

1 (本書 78~79 頁)

裸の王様の童話:

王宮の広場を埋めた群集の前で、裸の王様は、厳かにパレードをしていた。 シーンとしている群集の中の幼い子供が、「王様は裸だよー。」と言った。 すると、群集は、口々に「王様は裸だ!」と叫んで、裸の王様を**笑いもの**にしたと さ。 それほどまでに、

真実は強い。

2 【選挙無効になると、社会が混乱するであろうという、**漠然とした不安**】が、 昭和51 (1976) 年以降今日まで、40年間、日本国民全員(1億2000万人)の間で、 常識として、共有されている。

3 (本書79~80頁)

しかし、【本件選挙の選挙無効の判決で、参院選挙区選出議員(73人)が、国

会議員の地位を失格すること」は、よくよく考えてみ

れば、

【解散毎に、衆院議員、内閣総理大臣、各大臣が、国会議員の地位を失格していること】と同じである。

そして、【「解散により社会が混乱する」と思う人】は、全国民(1億2000万人)の中に1人もいない。

即ち、【解散で、社会が混乱しないという事実】と同様、【本件参院選の違憲 無効・確定判決で、社会が混乱するなどという事実】は、一切ないのである。

しかも、「本件参院選(選挙区)の選挙無効・確定判決」の場合は、解散と異なって、

★★★第2章 【違憲無効確定判決】による社会的混乱は、零 ★★★II 裸の王様の寓話の教訓(=【社会的不安・零という真実】は強い!)

45ケの参院選挙区選挙(被選挙人・73人)が無効となっても、残余の非改選の 選挙区選出議員(73人)と参院比例代表選出議員(96人)が参議院を組織するの で(憲法43条1項)、

参議院は、憲法上、参議院の活動を 100% 行い得る。

即ち、選挙「違憲無効・確定判決」によって、参議院では、国政上の空白期間は、一切生じない。

これに対し、解散に於いては、解散時から次の衆議院総選挙まで、衆議院議員・ 零の空白期間が、必ず伴う。

この点からみても、「違憲無効・確定判決」により平成28年参院選(選挙区) が無効となっても、社会的混乱は、零である。²

4 (本書80~81頁)

【「違憲無効・確定判決」では、概ね解散と同じことが起こるだけだから、社会は混乱しないという真実】を知った瞬間、全国民(1億2000万人〈全裁判官、原告訴訟の代理人を含む〉)は、瞬時に、該真実にストンと納得する。

即ち、全裁判官も、該真実を知った瞬間、瞬時に、【選挙「違憲無効・確定判決」によって、社会が混乱することはない】とストンと納得する。

² 尚、参議院議員の定数は 242 人であり、その内訳は、比例代表選出議員・96 人及び選挙区選出議員・146 人である。本件選挙の対象となった選挙区選出議員は半数改選により、73 人である。

★★★第2章 【違憲無効確定判決】による社会的混乱は、零 ★★★II 裸の王様の寓話の教訓(=【社会的不安・零という真実】は強い!)



★★★第3章 「憲法の予定している司法権と立法権の関係」(平成26年大法廷判決の判決文14頁2行): (本書82~

100 頁)

I 平成 26 年大法廷判決(参)(甲4):(本書 82~83頁)

平成 26 年大法廷判決 (参) (甲4) は、その判決文 13 頁下 5~14 頁下 4 行で、

(2)ア 参議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、当 裁判所大法廷は、これまで、①当該定数配分規定の下での選挙区間にお ける投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態 に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、当該選挙まで の期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超える として当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか否かといった 判断の枠組みを前提として審査を行ってきており、こうした判断の方法

が採られてきたのは、 憲法の予定している

司法権と立法権との関係に由来するも

のと考えられる。すなわち、裁判所において選挙制度について投票価値 の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても、自らこれに代 わる具体的な制度を定め得るものではなく、その是正は国会の立法によ って行われることになるものであり、是正の方法についても国会は幅広 い裁量権を有しているので、裁判所が選挙制度の憲法適合性について上 記の判断枠組みの下で一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏ま えて自ら所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法上想定されているものと解される。このような憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、上記①において違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っている旨の司法の判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであるところ、上記②において当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた裁量権の行使の在り方として相当なもので、あったといえるか否かという観点に立って評価すべきものと解される(最高裁平成 25 年(行ツ)第 209 号,第 210 号,第 211 号同年 11 月 20 日大法廷判決・民集 67 巻 8 号 1503 頁参照)。」(強調 引用者)

と「説示」する。

(以下、余白)

Ⅱ 反論: (本書84~89頁)

- (1) はじめに (本書84~86頁)
 - ア 「憲法の予定している司法権と立法権の関係」(平成 26 年大法廷判決 (参)・判決 文14頁2行。甲4) についての「説示」(同判決文13頁下5行~14頁下4行)(以下、 「司法権と立法権の関係」論ともいう) は、

【憲法 98 条 1 項が、







である。

イ 何故ならば、該「憲法の予定している司法権と立法権の関係」論によれば、最

高裁が「当該選挙(即ち、憲法 98 条 1 項後段の「国務に関するその他の行為」

に該当する。)は、憲法の要求に反する状態

にある」と判断済であるにも拘らず、

最高裁は、

『当該選挙は、「合理的期間の判例法理」により、 **有 ジ** っである』旨

判示するからである。

ウ 同判示 (平成 26 年大法廷判決 (参)・判決文 14 頁 2 行。甲 4) は、**真正面から**、上記の憲法 98 条 1 項後段 (「その条規に反する・・・国務に関するその他の行為の全部又は

-mは、その効力を有しない」の

規範に反する、と言わざるを得ない。

工 (本書 85~86 頁)

該「憲法の予定している司法権と立法権の関係」論は、憲法 98 条 1 項後段(「その条規に反する・・・国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を

有しない」) の**規範**に反する、 トンデモナイ 法理である。

(2) 詳説 (本書 86~89 頁)

以下(本書86~89頁)、詳説する。

ア 平成 26 年大法廷判決 (参)(甲4)は、

『当該選挙は、憲法の要求に反する状態である』旨

判示した(平成26年大法廷判決文・13頁下9~下6行。甲4)。

イ ところで、憲法 98 条 1 項後段は、

「その条規に反する・・・国務に関するその他の行為の全部又は一部は、そ の効力を有しない」

と定める。

よって、憲法 98 条 1 項後段の規範により、当該選挙は、「その効力を有しない」。

即ち、憲法98条1項後段の規範は、

「当該選挙は、無効である」

とする。

ウ ところが、裁判所は、上記 (本書 82~83 頁) の「司法権と立法権との関係」の「説 示」により、憲法 98 条 1 項の規範とは**真逆に**

「『憲法の要求に反する状態』の当該選挙は、有効である」

と判示する。

エ(上記ア~ウの小括)

以上 (本書 86~87 頁) の次第であるから、「司法権と立法権との関係」論の「説示」(平成 26 年大法廷判決 (参)・判決文 13 頁下 5 行~14 頁下 4 行。甲 4) は、憲法 98 条 1 項 後段の規範 (即ち、「その条規に反する・・・国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」) を真正面から否定している。

才 (本書 87~89 頁)

換言すれば、

(i) 憲法 98 条 1 項後段の規範(即ち、「その条規に反する・・・国務に関する その他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」)によれば、当該選挙 は、無効である。

そして、無効な選挙で選出された人は、「全国民を代表する選挙された議員 (憲法 43 条 1 項) に該当しないので、

国会活動を行う正統性の無い人

でしかない。

(ii) しかし、当該違憲状態選挙(但し、参院選挙区選挙)で選出された、当該 国会活動を行う正統性の無い人(=違憲状態議員)は、当選時から、向こう6 年間、国会の活動を行う。

(iii) 「百鬼夜行」の例え話し:(本書88~89頁)

上記(i)~(ii)のようなことが起きているので、憲法 98 条 1 項後段の規範に照らして言えば、憲法の視点で見ると、比喩を用いて言えば、当該 6 年間、 当該国会活動を行う正統性の無い人らが、国会で、





する、と言われてもしかたがない。

4「百鬼夜行」西尾実・岩淵悦太郎・水谷静夫編『岩波国語辞典第六版』岩波書店 2000 年

いろいろな姿をした鬼どもが、夜中に行進して歩くということ。また、 多くの人が奇怪な行動や不正な行動を公然としていること。

上記 (本書 84~89頁) に示したとおり、憲法 98 条 1 項に基づき、国会活動を行う 正統性の無い人が、平成 25 年 7 月の参院選挙日より 6 年間、国会の活動を行う ことを憲法 98 条 1 項は予定していない。

当該【憲法98条1項が予定していないこと】を結論として正当化する、平成

26年大法廷判決の、該「憲法の予定している司法権と立

法権の関係」論は、憲法98条1項違反の



(以下、余白)

無免許運転の例え話:(本書90~93頁)

- (1)ア 【平成 25 年 7 月参院選(選挙区)】は、上記の憲法 98 条 1 項の「**国務に** 関するその他の行為」である。
 - イ ところで、最高裁は、ズバリ、『当該選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態』と判示した(平成 26 年大法廷判決(参)=「違憲状態判決」)。

- ウ 従って、平成 25 年 7 月参院選(選挙区)は、憲法98条1項に基づき、「その効力を有しない」(=無効である)。
- エ そのため、【平成 25 年 7 月参院選(選挙区)】で当選した議員は、憲法98条 1項に基づき、【憲法の要求する選挙に当選したことにならない人】(即ち、 国会活動を行う正統性の無い人)でしかない。
- オ <u>結局、違憲状態議員たる違憲状態首相は、憲法98条1項に基づき、</u>

国政の



である。

(2) (本書 91~95 頁)

ア ところが、平成26年大法廷判決(参)(甲4)は、大要、

【当該選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態である。しかし、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったとは言えないので、選挙は、有効である。】 日刊決した

(「違憲狀態判決」甲4)。

イ 比喩として、【平成 25 年参院選挙(選挙区)】を下記 (本書 92 頁) の自動車運 転免許試験の例え話に例えて考えてみれば、平成 26 年大法廷判決(参)(= 「違憲状態判決」) の



ぶりがよく分かる。

ウ (本書 92 頁)

即ち、裁判所は、

【 1【平成25年7月の運転免許試験】(但し、平成25年7月の参院選〈選挙区〉の比喩)の正規の合格基準ルールは、【100点満点で90点】であった。

ところが、平成 25 年 7 月の運転免許試験の実際の合格基準は、コンピュータの合格基準点数・設定ミスのため、45 点であった。この【45 点の合格基準】は、正規の【90 点の合格基準ルール】に反している状態であった。

- 2 しかし、平成 25 年 7 月の試験日の時点では、未だ【45 点の合格基準】を是正するための裁量期間が満了していないので、某県公安委員会は、今後の合理的期間内に、この【45 点の合格基準】を是正できる可能性が残っている。
- ③ ょって(???。上記2は、全く理由に なっていない!!!)、[平成25年7月の運転免許

試験】の45点の受験者に発行済の運転免許証は、有効である」旨

判決したようなものである。

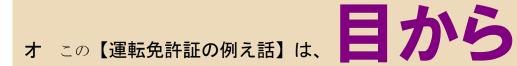
エ 小学生ですら、平成 25 年 7 月の試験で、100 点満点で 45 点の人が、「運転免許証」をもらって、一般道を走行するのは、

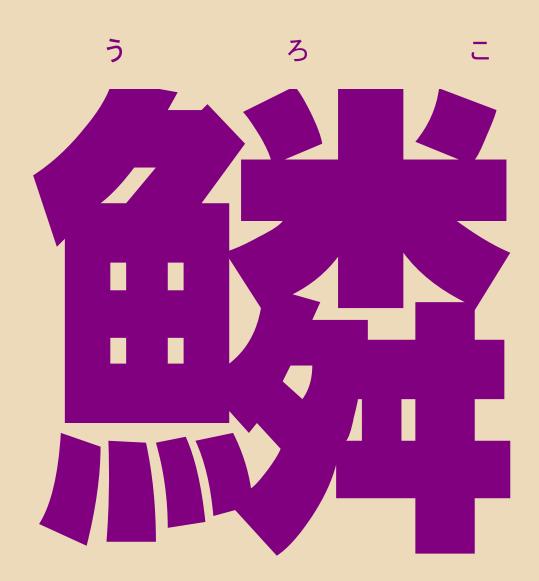




(以下、余白)

Ⅲ 無免許運転の例え話





である。

- カ <u>上記(2)ア〜オ (本書 91〜94 頁) は、平成 25 年 7 月参院選(選挙区)の例え話</u> であるが、本件選挙 (平成 28 年参院選 (選挙区)) の例え話としても、同様に 当てはまる。
- Ⅳ 「憲法の予定」とは何か?:(本書95~100頁)

『「憲法の予定している司法権と立法権との関係」の「憲法の予定」(平成 26年大法廷判決(参)・判決文・14頁 2行〈甲 4〉)とは何か?』という論点につき、上記(本書 82~95頁)で述べたことに加えて、更に詳しく論じたい。

(1) (本書 95~96 頁)

【「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」(憲法前文第1文·前段)の規範を前提とする憲法】は、

【違憲状態の選挙で選出された人(=憲法98条1項後段に基づき、国会活動

を行う正統性の無い人

が、

選挙後4年間 (衆議院の場合〈もし解散がなければ〉)、又は

選挙後6年間(参議院の場合)、国会活動を行うこと



(2) (本書 96~100 頁)

本件選挙(平28/7/10/参院選〈選挙区〉)で、「違憲無効・確定判決」が言渡され

た場合、下記ア〜エ (本書 96~100 頁) のとおり、【最法が予定

していないこと 」は、何一つ生じない。

「違憲無効・確定判決」により、即、本件選挙で当選した 73 人の選挙区 選出参院議員が失格する。その結果、参議院は、即、比例代表選挙により選 出された96人及び非改選の73人の議員(合計169人)により、組織され る。

当該 169 人の議員によって組織される参議院は、憲法 42 条、同 43 条、同 56 条に基づき、参議院の活動

(即ち、

- 1 立法〈同 41 条、同 59 条、同 56 条〉;
- 2 予算の議決〈同 60 条〉;
- 3 条約の承認〈同61条〉;
- 4 国政調査権の行使〈同 62 条〉;
- | 5 内閣総理大臣の指名・任命を受諾する資格〈同 67 条〉;
- 6 大臣の任命を受諾する資格〈同 68 条〉;
- 7 憲法改正の発議〈同 96 条〉等)

を 100% 行うことができる。

イ 内閣総理大臣は、「違憲無効・確定判決」によって、議員の資格を失った 後も、内閣総理大臣の地位を維持する(内閣法9条、憲法71条参照)。

各大臣も、「違憲無効・確定判決」によって、議員の資格を失った後も、 各大臣の地位を維持する(内閣法 10 条、憲法 71 条参照)。

従って、これらの点でも、社会的混乱は、何ら生じない。

ウ (本書 98 頁)

憲法前文及び憲法 1 条~103 条の合計 104 個の規範を一つ一つ検証してみれば、明らかなとおり、

もし仮に、本件選挙(選挙区参院選)が、選挙・「違憲無効」確定判決により、「無効」とされたとしても、同合計 104 個の規範は、いずれも、本件選挙の

再選等

を予定していない。

- エ (上記ア~ウの小括)(本書 98~100 頁)
- | 1 上記**ア~ウ**(本書 96~98 頁) の次第であるので、「違憲無効・確定判決」によって、本件選挙が無効となっても、何一つ【憲法の予定していないこと】は、生じないし、社会的混乱も、一切生じない。

この点、鬼丸かおる判事も、平成 26 年大法廷判決・判決文 42 頁下 3~末行 (甲4) で、

「このような事情に着目すれば、本件選挙を無効にすることにより、直ちに公の利益に著しい障害を生じさせると

まではいい得ないと思われる。」

と記述する。

2 (本書 99 頁)

「【違憲無効・確定判決により、本件選挙が無効となること】は、「司法権と 立法権との関係」に照らすと「憲法の予定」ではない」との議論がある。

しかしながら、当該議論は、上記(1)、(2)ア~ウ (本書 96~98 頁) に示したとおり、憲法前文及び憲法 1~103 条の中の関係条規を一つ一つ検討することなく、「司法権と立法権の関係」から、「違憲状態判決」又は「事情判決」を導いているに、過ぎない。

よって、当該議論は、

【憲法前文及び憲法 **1~103** 条の合計 **104** ヶの定めの

規範性を否定する議論

であるか、又は、

憲法前文及び憲法 1~103 条の合計 104 個の定めの

規範性を尊重しない議論

である、と言わざるを得ない。

3 上記 (本書 82~83頁) の「司法権と立法権の関係」の「説示」は、

【再選挙のための選挙区割・改正法の立法が、「憲法の予定」である】

[4] ここで、視点を変えて、『憲法は、人口比例選挙を要求している』との規範を明示した「違憲無効・確定判決」が、言渡されたと仮定して、その場合の立法の行方を、下記⁵で、論じよう。

記5

「 国会は、緊急是正法・成立日 (平 24/11/26) から、平成 25 年選挙区割改正 法・成立日 (平 25/06/28) までの期間として、8 ヶ月 2 日 (甲 41) の実績がある (下記第8章、X (本書 273~274頁))。

当該実績に照らして、(衆議院と、〈比例代表選出の96人及び非改選の選挙区選出の73人の合計169人の議員により組織される〉参議院から成る)国会は、『憲法は、人口比例選挙を要求している』との規範を明示した「違憲無効・確定判決」言渡し後、8ヶ月2日以内に、人口比例選挙に基づく新選挙区割改正法を成立させ得る、と解される。

(以下、余白)

★★★第4章 規範論:(★書 101~116 頁)

★★★第**1**節 規範: (本書 101~112頁)

- 1 憲法 99 条、98 条 1 項、81 条、76 条 3 項 (本書 101~108 頁)
 - (1) 憲法 99 条の規範性 (本書 101~104 頁)
 - ア 憲法 99 条 (即ち、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、**裁判官**その他の公 務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」 (強調 引用者))は、



である。

イ (本書 101~104 頁)

- (7) 更に、同選挙人代理人は、憲法 99条の「この憲法」とは、
 - 「1」憲法前文第1文、2 憲法1乃至103条の、合計104個の条規の定め

る 104 r の規範の **一 つ 一 つ**の全で

を意味することに、気が付いた。

(1)A 換言すれば、その時(平成26年12月)迄、同選挙人代理人は、

「憲法99条を当然のことを記述した立派な条規である」と考えていたが、そのことを超えて

- (i)【憲法 99 条自体が、規範であること】及び
- (ii) 【裁判官が、憲法 99 条の規範により、憲法前文第 1 文乃至 103 条の合計 104 個の条規の定める合計 104 個の規範を、

一つ一つ、規範として、尊重し、擁護する法的義務を負っていること】

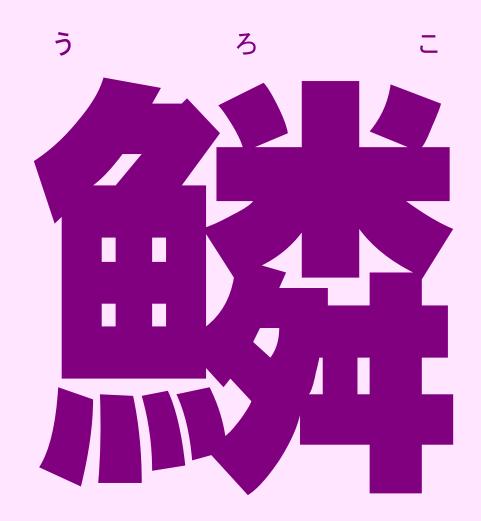
まで、思い至らなかった。

- B 同選挙人代理人の記憶する限りで、いかなる判決や論文も、選挙無効訴訟の 重要論点として、この論点を論じていない。
- C 全ての過去の選挙無効裁判で、該論点が争点になったことはない。
- D 【(i)【憲法 99 条が規範であること】及び
 - (ii) 【裁判官が、憲法 99 条の規範により、憲法前文第 1 文乃至 103 条の合計 104 個の条規の定める合計 104 個の規範を、 つつつ 、規範とし

★★★第4章 規範論 ★★★第1節 規範

て、尊重し、擁護する義務を負っていること】の2つを知ること】は、

正に、目から



である。

(ウ) ((ア)~(イ)の小括) (本書 103~104 頁)

以上のとおり、【憲法99条の規範】は、

【各裁判官が、「憲法前文第 1 文及び憲法 1 乃至 103 条の定める合計・104

fの規範の全て」を、-0-0、「規範」として、尊重し、「規範」として、 擁護する義務を負うこと】

を定めている。

従って、各裁判官は、憲法 99 条の定める【「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」 (強 引用者) の規範】により、

該憲法の総合計 104 ヶの規範の中の、[1] 憲法 56 条 2 項、[2] 憲法 1 条、[3] 憲法前文第 1 文前段の 3 ヶの規範を、一つ一つ、尊重し、擁護する義務を負っている。

そうである以上、本件裁判を行う当裁判所の各裁判官は、憲法 99 条の定める【「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」との規範】に基づいて、

1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文前段の各規範の内容を 検討・解釈し、

選挙人の

[1] 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文前段の定める各規範が、【「人口比例選挙の保障」の規範】を定めている】

<u>との本件裁判での唯一の主たる主張が、憲法上、肯定できるか否か</u>

を判決の中で、判断する法的義務を、負っている。

- (2) 憲法 98 条 1 項の規範性: (本書 104~107 頁)
- **ア** 憲法 98 条 1 項 (即ち、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反す

る法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を 有しない。」)も同じく、



である。

イ 選挙人の主張によれば、**違憲国会議員** (=憲法 98 条 1 項後段に基づき、

国会活動を行う正統性の無い人

たる現内閣総理大臣の組閣する内閣は、憲法改正を目的としている (2015年1月3 日付日経新聞「憲法改正、項目議論へ 衆院選受け与野党」の記事。甲44)。

もし仮に、裁判官が、「憲法は、人口比例選挙を要求している」旨明言する違憲違法判決を言渡すことなく、(該違憲国会議員(=憲法98条1項後段に基づき、国会活動を行う正統性の無い人)を含む) 国会の憲法改正の発議を放置し、憲法改正が成立したとすると、該裁判官は、「(裁判官・・・は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」とする【憲法99条の規範】に真正面から違反する、と言わざるを得ない。

けだし、該裁判官は、【憲法99条(憲法尊重・擁護義務)の規範】に基づいて、

『本件選挙は、【1 憲法 56 条 2 項、2 同 1 条、3 同前文第 1 文の【人口比例選挙の要求】の規範】に違反するので、憲法 98 条 1 項後段の規範に基づき、「違憲無効」である』旨

の判決を言渡して、(該違憲国会議員 (=憲法 98 条 1 項後段に基づき、国会活動を行う正統性の無い人)を含む) 国会の憲法改正の発議を阻止しようとしないからである。

【該違憲状態国会議員が兼務する、内閣総理大臣が組閣した内閣の官房長官】が、国会の憲法改正発議の予定をマスコミに公表している、現時点に於いて尚、【該裁判官が、本件選挙につき、憲法 98 条 1 項後段の規範に基づき、「違憲無効」判決を言渡さないこと】は、

明白に、憲法 99 条 (裁判官の憲法尊重・擁護義務) の各





ウ 該裁判官の憲法 98 条 1 項及び同 99 条の規範に違反する判決の言渡しは、 【憲法秩序を前提として存在している、全国民及び将来の全国民】にとって、

【取り返しのつかないこと】

(即ち、(憲法98条1項後段に基づき、

国会活動を行う正統性の無い人

憲法改正の発議

(憲法 96 条))

を招来するリスクを生む。

(3) 憲法 81 条の規範性: (本書 107~108 頁)

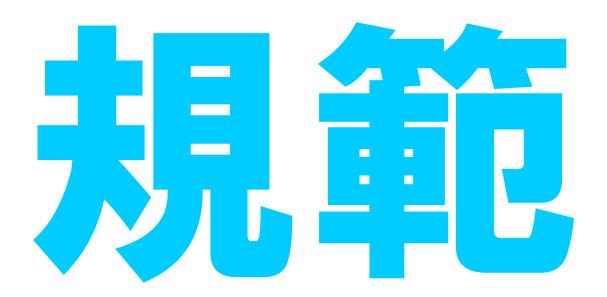
憲法 81 条 (即ち、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」)も同じく、



である。

(4) 憲法 76 条 3 項の規範性:

憲法 76 条 3 項(即ち、「<u>すべて裁判官</u>は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、<u>この憲法及び法律にのみ拘束される</u>。」)も同じく、



である。

- 2 平成 26 年大法廷判決(参)は、憲法の各条規の規範性を無視する:(本書 109~112 頁)
- (1) 平成 26 年大法廷判決(参)(甲4)について言えば、

平成 26 年大法廷判決の法廷意見 (同判決文・1 頁 1 行~18 頁下 2 行の全 18 頁。 甲 4) の中で、憲法の条文の記述は、「46 条」の**三文字** (同判決文・9 頁下 4 行) **のみ**である。

この事実は、

【平成 26 年大法廷判決(法廷意見)は、憲法の各関係条項

- 11 憲法 56 条 2 項、
- 2 憲法 1 条、
- 3 憲法前文第1文、
- 4 憲法 98 条 1 項、
- 5 憲法81条、
- 6 憲法 99条、
- 7 憲法76条3項)

● ● が規範か、否か

検討することなく、

「該各条規が規範である」と気付かないまま、全くの定じフリンプ

によって、【人口比例選挙の保障】を明言することなく、「違憲状態判決」の結論に達したこと】

を示している。

このことは、

【平成 26 年大法廷判決の法廷意見を構成する各判事が、① 憲法 56 条 2 項、② 憲法 1 条、③ 憲法前文第 1 文、④ 憲法 98 条 1 項、⑤ 憲法 81 条、⑥ 憲法 99 条、⑦ 憲法 76 条 3 項の各規範を、 -つーつ、 尊重し、 擁護して いない こと 】 (即 ち、【同各判事が、 憲法 99 条の規範に違反していること】)

を示している。

上記の点で、平成 26 年大法廷判決は、



である。

(2) 平成26年大法廷判決(参)は、憲法の関係する各条規の「規範が何であるか」を意識することなく、

専ら**是じ加減**を用いて、昭和51年大法廷判決及びその後の累次の各大法廷判決の示す、投票価値の不平等の合憲・違憲の判断のための『判断枠組み』の下で、

「当該選挙は、「違憲状態」である」

と判決した、と解される。

よって、平成 **26** 年大法廷判決(参)の判決文は、その点を取り上げて言えば、 ● ● ● **政治論**であって、



(3) もし万一、仮に当裁判所が、本件裁判で、**違憲状態議員**(選挙区選出参院議員)(=憲法 98 条 1 項後段の**規範**に基づき、**国会活動を行う正統性**の無い人)が、本件選挙投票日(平 28/7/10)以降 6 年間、国会の活動に参画することを許す判決を言渡すとすれば、

★★★第4章 規範論★★★第1節 規範

これは、

半端でない

なことである。

(以下、余白)

★★★第4章 規範論

★★★第2節 [1] 憲法 76 条 3 項、2 憲法 32 条、3 憲法 99 条、4 民訴法 253 条、5 行政事件訴訟法 7 条の各規範] は、裁判官をして、【①憲法 56条2項、②憲法1条、③憲法前文第1文が、人口比例選挙を保 障しているか否か】を判断するよう、義務付けている

★★★第2節

憲法 76 条 3 項、2 憲法 32 条、3 憲法 99 条、4 民訴法 253 条、5 行政事件訴訟法 7 条の

判官をして

(1)憲法 56 条 2 項、2憲法 1 条、3憲法前文 第1文が、人口比例選挙を保障しているか否か】 を判断するよう、

ナけている:(本書 113~116 頁)

憲法32条は、【国民の裁判を受ける権利】を保障している。

その憲法 32 条の【国民の裁判を受ける権利】の「

のこととして、裁判官は、原告(国民)の裁判を受ける権利に基づ く、**【原告の権利の存在の主張】**について、法に則って、**該権利の存在・不存** 在を判断する義務を負っている。

★★★第4章 規範論

★★★第2節 【1 憲法 76 条 3 項、2 憲法 32 条、3 憲法 99 条、4 民訴法 253 条、5 行政事件訴訟法 7 条の各規範】は、裁判官をして、【①憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文が、人口比例選挙を保障しているか否か】を判断するよう、義務付けている

- 2 選挙人は、
 - 『(i) 1 憲法 56 条 2 項;
 - 2 憲法1条;
 - 3 憲法前文第1文前段
 - は、「人口比例選挙の保障」の規範を定めている。
 - (ii) ところが、本件選挙は、この人口比例選挙の保障の**規範**に反している。
 - (iii) よって、国は、選挙人の「人口比例選挙の保障」のある選挙権を侵害している。
 - (iv) 本件選挙は、 1 憲法 56 条 2 項 ; 2 憲法 1 条 ; 3 憲法前文第 1 文前段の定める「人口比例選挙の保障」の規範に反しているので、無効である。』

と主張している。

3(1) ア 憲法第76条3項は、

規範

『裁判官は、憲法と法律に拘束される』という

を定めている。

イ 憲法 32 条は、「国民の、裁判を受ける権利」のコインの裏側に当たる、

規範

「裁判官の裁判する義務」

★★★第4章 規節論

★★★第2節 [1] 憲法 76 条 3 項、2] 憲法 32 条、3] 憲法 99 条、4 民訴法 253 条、5 行政事件訴訟法 7 条の各規範] は、裁判官をして、【①憲法 56 条 2 項、②憲法 1 条、③憲法前文第 1 文が、人口比例選挙を保障しているか否か】を判断するよう、義務付けている

ウ 憲法 99 条は、【裁判官は、憲法尊重擁護義務】を負うという

規範を定めている

エ 民事訴訟法 253 条 1 項本文、3 号は、判決文には理由を書かなければ

ならないという大見草じを定めている。

オ 行政事件訴訟法7条は、その民事訴訟法253条1項本文、3号を援用



- (2) 裁判官は、
 - ① 憲法第76条3項の規範;
 - ② <u>憲法第32条の「国民の、裁判を受ける権利」のコインの裏側に当たる、「裁判官の裁判する義務」の規範</u>;
 - ③ 憲法 99 条の「裁判官の憲法尊重擁護義務」の規範;
 - ④ <u>民訴法 253 条 1 項本文、3 号の規範</u>;
 - ⑤ 行政訴訟法7条の規範

● ● ● ● ● ● ● ● ● に拘束されているので、

1 憲法 56 条 2 項 ; 2 憲法 1 条 ; 3 憲法前文第 1 文前段の規範は、「人

★★★第4章 規範論

★★★第2節 【1 憲法 76条3項、2 憲法 32条、3 憲法 99条、4 民訴法 253条、5 行政事件訴訟法7条の各規範】は、<mark>裁判官をして、</mark>【①憲法 56条2項、2憲法1条、③憲法前文第1文が、人口比例選挙を保障しているか否か】を判断するよう、**義務付けている**

□比例選挙の保障」の規範を定めている」

という選挙人の主張を排斥するのであれば、

裁判官は、1 憲法 56 条 2 項 ; 2 憲法 1 条 ; 3 憲法前文第 1 文の規範の 内容を特定したうえで、

これらの規範が、どういう法的理由で、人口比例選挙を保障していないのか、判決文の中に、明記する義務がある。

(以下、余白)

第5章 『昭和 51 年大法廷判決の『判断 枠組み』は、裸の王様である』: (117~123頁)

標記の【【**昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』は、裸の王様である**】の理由】は、以下のとおりである。

記

(1) 昭和 51 年大法廷判決が言渡された後、日本国民は、全員(全弁護士(選挙人代理人を含む)、全裁判官、全憲法学者、全検事を含む)、昭和 51 年 (1976年) ~平成 21 (2009年) 年の38年間、【昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』は、憲法に違反するという論点】に気が付くことなく、【同『判断枠組み』は、合憲であること】を前提に「一票の格差がどの程度に達すると国会の立法裁量権の行使として、著しく合理的を欠くと言えるか、否か?」という

是上力口減論 に、違和感を持たなかった。

(2) 日本国民全員(全法律家を含む)が、昭和51年大法廷判決の『判断枠組み』 の合憲性を毫も疑わなかった為、憲法56条2項、憲法1条、憲法前文第1 文前段、憲法98条1項、憲法99条が、それぞれ、規範であるか否かという ことは、一切議論の対象とならなかった。

何故なら、一旦、昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』の中に入ってしまえば、

裁判所は、

1 憲法 56 条 2 項、憲法 1 条、憲法前文第 1 文前段、憲法 98 条 1 項、

★★★第5章 『昭和 51 年大法廷判決の『判断 枠組み』は、裸の主様である』

憲法99条が規範であるか否か、

2 規範であるとした場合、それらの規範の内容が何であるかを、

検討すること無く、【当該選挙の一票の格差が、立法府の著しく合理性を欠いた立法裁量権の行使であるかを判断する『**匙加減論**』】を用いて、

「該当選挙の一票の格差が合憲か、否か?」

を判断できたからである。

- (3)ア 選挙人代理人(升永英俊弁護士)が、
 - [1] 憲法 99 条;
 - 2 憲法 98 条 1 項;
 - 3 憲法 56 条 2 項;
 - 4 憲法1条;
 - 5 憲法前文第1文前段は、
 - ● いずれも、規範と捉えられるべきではないかという論点】、
 - を発見したのは、人口比例選挙問題の思索に 1 万時間強の時間を既に費やした後の平成 26 年 12 月の時点、でしかなかった。
 - イ そして、平成 26 年 12 月以降、同代理人は、ようやく、
 - [1] 憲法 98 条 1 項、2 憲法 99 条が、いずれも規範であるが故に、昭和

- **51** 年大法廷判決の『判断枠組み』の**3つの核となる法理**である、
 - 1 違憲状態国会の立法裁量権の法理、
 - 2 合理的期間の法理、
 - 3 事情判決の法理

● ● ● ● ●を発見した。

この発見は、同代理人にとって、驚きであった。

- 2 昭 51 年大法廷判決の『判断枠組み』が憲法論として立たない理由 (本書 119~122 _{頁)}
 - (1) 昭51年大法廷判決の『判断枠組み』は、
 - 1 国会は、一票の平等を調整するための立法裁量権を有する;
 - 2 当該選挙が、投票価値の平等の憲法の要求に反する状態であっても、国会 の有する立法裁量権行使のための合理的期間が未徒過であれば、合憲であ る;

という3点セットから成り立っている。

(2) しかしながら、当該 1 ~ 3 (本書 119 頁) の 3 点セットは、いずれの議論も、憲 法 99 条、憲法 98 条 1 項の規範に照らして、立ち得ない。

以下、理由を述べる。

- ア 上記 1 の議論(『国会の立法裁量権』)が立たない理由:(本書 120 頁)
 - (7) 最高裁が「当該選挙は、違憲状態」と判断済である以上、当該違憲状態の選挙は、憲法 98 条 1 項の「国務に関するその他の行為」に該当するので、 憲法 98 条 1 項後段の規範により、「その効力を存しない」。
 - (イ) 当該「その効力を有しない」違憲状態選挙で選出された人々は、憲法前文第1文前段の「日本国民は正当に選挙された国会における代表者」でないので、1 憲法 56 条 2 項; 2 憲法 1 条; 3 憲法前文第1文前段の規範により、「国会の活動」を行う正統性の無い人々でしかない。
 - (ウ) <u>かかる「国会の活動」を行う正統性の無い人々が、憲法上、1 票の価値を</u> 調整する(即ち、「減殺する」) ための立法裁量権を有するハズがない。
 - (I) よって、上記昭和 51 年大法廷判決の、上記の 『 1 国会は、1 票の平等を 調整するための立法裁量権を有する』との議論(本書 119 頁) は、そもそも立たない。
- イ 上記 ② の議論(『合理的期間論』)が立たない理由: (本書 120~121 頁)
 - (7) 昭和 51 年大法廷判決の
 - 『 2 当該選挙が、投票価値の平等の憲法の要求に反する状態であっても、 国会の有する合理的期間が未徒過であれば、合憲である』との『合理的期間論』

について議論をすれば、

★★★第5章 『昭和51年大法廷判決の『判断 枠組み』は、繰の工機である』

昭和 51 年大法廷判決の上記 ② の議論 (『合理的期間の法理』) (本書 119 頁) は、 【憲法 98 条 1 項が規範であること】を真っ向から否定するものであって、 そもそも立たない。

(イ) 上記第3章、皿(2)ウ (本書 92頁) の

無免許運転

の例え話のとおり、

採点コンピュータソフトの合格基準点を、正しくは 90 点のところ、45 点とミス設定してしまったため、45 点~90 点未満の得点者に発行された運転免許証は、無効である。

運転免許の試験日(平28/7/10)の後、県公安委員会が、いくら是正のための プログラムを開発しようと努力したとしても、45点の受験者に発行済の本来 無効であるべき運転免許証が、有効になる訳がない。

- (ウ) この無免許運転の例え話は、ズバリ、本件裁判の議論の本質を射抜いている。
- ウ 上記 3 の議論(『事情判決の法理』)が立たない理由: (本書 121~122 頁) 昭和 51 年大法廷判決の
 - 『③ 当該選挙が合理的期間を徒過していたとしても、選挙を無効にすることによる選挙人の利益と選挙を無効にすることによる公共の不利益とを 比較較量して、選挙を無効とすることによる公共の不利益の方がより大で あれば、事情判決の法理を用いて、当該選挙を「違憲・無効」とするが、 選挙を無効とはしない事情判決を言渡す』との【事情判決の法理】

★★★第5章 『昭和51年大法廷判決の『判断 枠組み』は、繰の工機である』

について議論すれば、

昭和 51 年大法廷判決の上記 3 の議論【事情判決の法理】(本書 119 頁) は、憲法 98 条 1 項が規範であることを真っ向から否定するもので、そもそも立たないし、

上記第2章、I、1 (本書73~75頁) に示したとおり、最高裁が、『憲法は、人口 比例選挙を要求している』旨の違憲無効判決を言渡しても、社会的混乱は、 全く生じない。

3 木偶坊 (本書 122~123 頁)

- (1) 上記 2 (2) (本書 120~122頁) に示したとおり、昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』の上記 1~3 の議論 (本書 119頁) は、【憲法 99条、憲法 98条 1 項が規範であること】を否定するものであって、そもそも、立たない。
- (2)ア 昭和51年大法廷判決の『判断枠組み』は、『最高裁判所大法廷判決』という権威を背景にしているため、一見、



のように見える。

イ しかしながら、【憲法 99 条、憲法 98 条 1 項が、**大見 筆**であるという単純

★★★第5章 『昭和51年大法廷判決の『判断 枠組み』は、裸の主様である』



全ての裁判官、

全ての弁護士、

全ての検察官、

全ての法学者、

その他の全ての1億2000万人強の国民は、

一瞬にして、

【これまで、御神体と思って崇め奉ってきた、昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』なるものが、単なる

でしかないこと

を知ることになろう。

(以下 余白)

第6章 憲法 47 条の「選挙に関する事項」 を 2分して、それぞれについての立法裁 量権の存否を論ずるべきである: (124~129 頁)

I 憲法 47 条の「選挙に関する事項」は2分さるべきである: (★書 124~125 頁)

「選挙に関する事項」についての国会の裁量権の有無・範囲の問題は、「選挙に 関する事項」を、

- ①「投票価値の平等」に係わる事項と
- ② 1 議員の定数を何人にするか、2 選挙制度を比例代表制にするか、 選挙区制にするか、この両者を組み合わせるのか、選挙区割の大き さをどのようにするか等の問題に関する事項

の2つに二分して論ずる必要がある。

その理由は、下記⁶のとおりである。

記6

「(1) 1憲法 56 条 2 項、2同 1 条、3同前文第 1 文前段は、「人口比例選挙の保障」の規範を定めている。

そのため、各選挙区間の選挙人数の差異がどの程度であるべきかの問題は、 1憲法 56 条 2 項、2同 1 条、3同前文第 1 文後段の「人口比例選挙の保障」 の規範に則る必要がある。

従って、国会議員は、1憲法 56条2項、2同1条、3同前文第1文前段

★★★第6章 憲法47条の「選挙に関する事項」 を2分して、それぞれについての立 法裁量権の存否を論ずるべきである

の定める、「人口比例選挙の保障」の要請に沿う選挙区割りの立法を行う義 務を負う。

けだし、国会議員は、

【憲法を構成する、

- 1 憲法 56 条 2 項、
- 2 同1条、
- 3 同前文第1文前段

の各規範を尊重し擁護する義務を負うという、憲法 **99** 条の規範】に縛られるからである。

以上のとおりであるから、国会議員が、1憲法 56条 2項、2同1条、3 同前文第1文前段の定める「人口比例選挙の保障」の規範に反する選挙区割 りの立法をする立法裁量権を持つ訳がない。

- (2) 他方で、上記(1)の投票価値の平等の問題以外の、
 - 1 議員の定数を何人にするか、
 - ② 選挙制度を比例代表制にするか、選挙区制にするか、この両者を組み 合わせるのか、選挙区の大きさをどのようにするか等

の選挙区に関する事項については、憲法第 1~103 条と同前文の 104 ヶの各規 範と抵触することはないので、勿論、国会は、これらにつき、立法裁量権を有 している。」

(以下 余白)

- I 平成 25 年 3 月 18 日名古屋高裁金沢支部判決(市川正巳裁判長)(判決文・14 頁 13~末行 甲 10)の2分論:(本書 126~127頁)
 - (1) 同判決は、その判決文 14 頁 13~末行で、

「ウ 選挙制度の仕組みを定めることについての国会の裁量権について注意を要する点は、①議員の定数を何人にするか、選挙制度を比例代表制にするのか、選挙区制にするのか、この両者を組み合わせるのか、組み合わせる場合の方法をどのようにするか、選挙区の大きさをどのようにするか等の問題と、②上記のようにして定められた選挙制度の仕組みの下において議員定数の配分をどのようにするか(小選挙区制を採る場合においては、その区割りをどのように定めるか)の問題とを区別して考える必要がある点である。

①の問題について、国会に広範な裁量権が認められる。これに対し、 ②の問題については、憲法の要請する投票価値の平等に十分な配慮をしなければならず、国会には、投票価値の平等を損なうような裁量権の行使は原則として認められないというべきである。そして、投票価値の平等に最も忠実な定数配分は、人口に比例して定数を配分する人口比例原則であるから、定数の配分に当たり非人口的要素を考慮することが許容されるのは、それが投票価値の平等を損なうことを正当化するに足りる合理性を有する場合に限られるといわなければならない。」(強調 引用者)

と判示する。

- (2) 同判決は、「選挙に関する事項」を、
 - ① 1議員の定数を何人にするか、2選挙制度を比例代表制にするか、選挙

区制にするか、この両者を組み合わせるのか、選挙区の大きさをどのよう にするか等の問題と、

② 議員定数の配分の問題に二分し、

上記②の議員定数の配分の問題については、憲法の要請する投票価値の平等の問題に十分な配慮をしなければならない、と説示する。

- Ⅲ 憲法 47 条の規範とは何か: (本書 127~128頁)
 - (1) 憲法 47条は、

「選挙区、投票の方法、その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」

と定めている。

(2) 憲法 47 条は、

『選挙区、投票の方法、その他両議院の議員の選挙に関する事項は、「法律」 で定めることを要し、「法律」より下位の法令たる・政令、命令、規則、 条例など、これを定めてはならないという規範』

を定めているにすぎない。

- (3) 憲法 47 条の 36 文字のいずれの文字も、【国会が、選挙区、投票の方法、その他両議院の議員の選挙に関する事項につき、憲法 1 条~103 条、憲法前文の各規範に矛盾する立法を行い得るという規範】を定めていない。
- (4) 昭和 51 年大法廷判決は、

『憲法 47 条、憲法 43 条 2 項(「両議院の定数は、法律でこれを定める。」) を引用して、国会の立法裁量権により投票価値の平等は調整され得る』旨

判示するが、

上記のとおり、憲法 47条の規範も憲法 43条 2項の規範も、

【国会が憲法の保障する投票価値の平等を調整(即ち、「滅殺」と同旨)する立法裁量権を有すること】

を毫も定めていない。

(5) 以上のとおり、昭和51年大法判決の【投票価値の平等は、憲法47条、憲法43条2項に基づき、国会の立法裁量権により調整され得る、とする法理】は、とんでもない



である。

(以下 余白)

IV 国会活動を行う正統性の無い人を含む現国会は、選挙区割りについての立法裁量権を有する訳がない: (本書 129頁)

上記 $\mathbb{I} \sim \mathbb{I}$ (本書 124~127頁) よりも何よりも、【決定的なこと】は、下記 7 である。

記 ⁷

「ア 現在、国会では、平成 26 年大法廷判決(参)が「違憲状態」と判決済の 平成 25 年 7 月参院選(選挙区)で当選した人、即ち、憲法 98 条 1 項後段 に基づき、国会活動を行う正統性の無い人が、国会活動を行っている。 かかる国会活動を行う正統性の無い人を含む)国会は、憲法 43 条 1 項(「両 議院は、全国民を代表する選挙された議員で構成する。」)の定める国会ではない。

イ なぜならば、憲法は、

【憲法前文第 1 文前段(「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通して行動し、」)の「正当に選挙された国会における代表者」が、憲法 98 条 1 項後段に基づき、国会活動を行う正統性の無い人であること】

を予定していないからである。|

(以下、余白)

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

★★★ I 昭和 58 年大法廷判決 (衆) (違憲状態判

決 甲 42) での中村治朗判事の反対意見

第7章 裁判例、論文等:(本書 130~243 頁)

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用されると仮定した場合の、利益較量 (***130~160頁)

- ★★★ I 昭和 58 年大法廷判決 (衆) (違憲状態判決 甲 42) での中村治朗判事の反対意見 (本書 130~151 頁)
 - 1 (『合理的期間の法理』・『事情判決の法理』の生みの親である) 中村治朗判事は、昭和58年11月7日最高裁大法廷判決(衆)(違憲状態判決 甲42)の中で、

昭和 58 年 11 月 7 日最高裁大法廷判決(判例タイムズ 513 号 118 頁下段右 16 行~119 頁上 2 段左 9 行)

「行政事件訴訟法三一条一項所定の事情判決の法理は、元来、個々の具体的事案に即し、一方において当該違法な処分等による権利侵害の性質、内容、程度及びこれに対する救済ないし是正の必要性その他の事情と、他方において右処分等を失効させることによつて生ずべき公の不利益の性質、内容、程度等とを対比し、両者を**比較衡量**して後者が前者に優越すると認められる場合に初めて右処分等を失効させる判決を差し控えるべきであるとするものであつて、当然に個別的判断を要求するものである。五一年判決にいう事情判決の一般的法理というのも当然このような性質を有するものと理解され、同判決は、これを前提として当該事案に即して右事情判決の法理により請求を棄却すべきものと判断したにとどまり、この種の選挙訴訟においては常に被侵害利益の回復よりも当該選挙の効力を維持すべき利益ないし必要性が優越するとしているわけではなく、具体的事情

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

★★★ Ⅰ 昭和 58 年大法廷判決 (衆) (違憲状態判

決 甲 42) での中村治朗判事の反対意見

のいかんによっては、衡量の結果が逆になり、当該選挙を無効とする判決がされる可能性が存することは、当然にこれを認めているものと解されるのである(同判決が選挙無効の判決の結果として生ずべき種種の不都合な結果を挙げているのも、専ら、事情判決の法理を採用すべき理由としての一般論を述べたものか、又は前記比較衡量にあたって特にしんしやくすべき点を指摘したにとどまるというべきである。)。もつとも、いかなる場合にそのような逆の判断がされる可能性があるかについては、いちがいにこれを論ずることはできないが、例えば議員定数配分規定が憲法に違反するとされながらいわゆる事情判決の法理に従った処理がされた場合には、そこではその後右規定につき国会による是正がされることの期待の下に、

この是正の可能性の存在と、右規定改正の審議については当該違法とされた選挙に基づいて当選した 議員も参加してこれを行うことが妥当であると考えられることなどが比較衡量上の重要な要素とされてい

たものと推察されるから、右判決後も相当期間かかる改正がされることな

く漫然と放置されている等、国会による自発的是正の可能性が乏しいとみ

られるような状況の下で更に新たに選挙が

行われたような場合 を想定すると、その選挙の

効力が争われる訴訟において、選挙権の平等に対する侵害の是正の必要性がもはや選挙を無効とすることによつて生ずべき不利益よりも優越するに至っているものとして、当該請求を認容し、

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

★★★ I 昭和 58 年大法廷判決 (衆)(違憲状態判 決 甲 42)での中村治朗判事の反対意見

選挙無効

の判決をすべきものとされる可能性

は十分にあると思われる(このような無効判決は、国会に対して立法改正を間接的に強制する効力をもつが、もとよりそのゆえをもつてそれが司法権の限界を超えて国会の立法活動に介入するというにはあたらないであろう。)。少なくとも、私はそう考える。

以上の次第で、私は、多数意見と異なり、本件選挙を違法とした原判決は結論において正当であつて、本件上告は理由がないから、これを棄却すべきものと考える。**」**(強調 引用者)

と反対意見を記述される。

(1) 当該記述の中で、特に、青線部分に注目されたい。

選挙人は、ここで、

【 1 平成 26 年大法廷判決で**違憲状態**とされた参院選挙区選挙選出の**違憲** 状態議員が、2 「10 増 10 減」の平成 27 年改正法の立法を行い、3 同法 の下で本件選挙(平 28/7/10 参院選〈選挙区〉)が施行され、新しく、73 名の参院選挙区選出議員が選出された事実】3

を指摘したい。

(2) 本件選挙では、上記中村治朗判事の反対意見中の

³ 尚、今回非改選の残りの 73 名の選挙区選出議員(参議院)も、平成 24 年大法廷判決で違憲状態と された参院選挙区選出の違憲状態議員である。

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

★★★ I 昭和 58 年大法廷判決(衆)(違憲状態判 決 甲 42)での中村治朗判事の反対意見





<u>が、的中した。</u>

2 同中村治朗判事・反対意見は、【当該違憲選挙の無効によって生じる利益】と 【当該違憲選挙の無効によって生じる公の不利益】の2つを





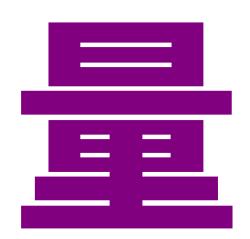
第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

★★★ I 昭和 58 年大法廷判決 (衆)(違憲状態判 決 甲 42)での中村治朗判事の反対意見





し、選挙無効により生じる利益が、選挙無効によって生じる公の不利益より優越

するのであれば、選挙無効判決が言渡さるべきである、とする。

3 更に言えば、同中村治朗判事反対意見は、要旨

『昭和 51 年大法廷判決の「選挙を、事情判決の法理を適用して、有効とするか、無効とするか」の判断基準は、具体的事案に即して、【選挙無効によって生じる利益】と【選挙無効によって生じる不利益】の両者を比較較量し、【選挙無効によって生じる利益】が、【選挙無効によって生じる不利益】に、優越する場合は、選挙を無効とすべきである』旨

記しておられる。

- 4 以下(本書134~136頁)、本件選挙につき、具体的に当該利益、不利益を比較較量する。
 - (1) 一方で、本件選挙を無効とした場合、

上記(本書73~77頁)に示したとおり、何一つ社会的混乱は、生じない。

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

★★★ Ⅰ 昭和 58 年大法廷判決 (衆) (違憲状態判

決 甲 42) での中村治朗判事の反対意見

よって、本件選挙が無効となっても、何一つ公の利益は、害されることはない。

違憲無効・確定判決によって、本件選挙(=選挙区選挙)が無効となり、今回 改選の選挙区選出議員(73人)が失格しても、参議院は、残余の比例代表選出 議員(96人)及び非改選選挙区選出議員(73人)によって組織される。よって、 参議院は、憲法上、再選挙は、要求されない。

従って、再選挙の費用(約630億円。推定)の国庫負担の問題も、生じない。

仮に、選挙区選出議員 (73 人) の 73 議席につき、再選挙があるとしても、 2016 年度の 96.7 兆円強の国の予算規模と比べれば、国の約 630 億円の再選挙 の費用負担は、三桁もの差のある、微少なものでしかなく、再選挙による国会議 員、内閣総理大臣の正統性の獲得という大目的から見て、公の利益に反しない、 国の正当な経費負担である、と解される。

(2) 他方で、

【選挙違憲無効・確定判決よって、全選挙人(1億400万人強)に生じる利益 は、

【国家権力が、(国会活動を行っ」正統性生の無

を含む) 国会議員の多数決で、(本件選挙日(平28/7/10

より6年間、行使されることを阻止すること」である。

(3) 上記2つの利益、不利益を比較較量すると、【国民が、主権者】を前提とする 現憲法の下では、全国民(=全主権者)にとって、

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

★★★ I 昭和 58 年大法廷判決 (衆) (違憲状態判

決 甲 42) での中村治朗判事の反対意見

【本件選挙の「無効」によって、全国民 (=主権者) に**生じる利益**】が、 【本件選挙の「無効」によって、全国民 (=主権者) に**生じる公の不利益**】に、

天文学的規模で、優越する、と解される。

裁判官は、上記比較較量の結果、憲法99条(憲法尊重、擁護義務)に基づき、

「本件選挙は、違憲・無効である」

と判決するよう、義務付けられている。

5 同中村治朗判事の反対意見の全文は、下記 8 のとおりである (甲 42): (本書 136~151 頁)

記 (本書 136~151 頁)

(昭和58年11月7日最高裁大法廷判決(衆)中村治朗判事反対意見 判例タイムズ513号113~119頁) 「 裁判官中村治朗の反対意見は、次のとおりである。

私は、昭和五〇年法律第六三号(以下「昭和五〇年改正法」という。)による改正に係る公職選挙法一三条一項、同法別表第一、同法附則七ないし九項に規定する衆議院議員の議員定数の配分に関する規定(以下「本件議員定数配分規定」という。)が、これに基づいて行われた本件選挙当時いまだ憲法に違反するものと断定する段階に至つてはおらず、したがつて、これと異なる見解に立つて本件選挙が違法であるとし、その旨を主文で宣言した原判決は、その限りにおいて違法として破棄されるべきであるとする多数意見には同調することができない。以下に、その理由及び本件の提起

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

昭和 58 年大法廷判決(衆)(違憲状態判

決 甲 42) での中村治朗判事の反対意見

する若干の問題についての私の見解を述べる。

一 多数意見の引用する昭和五一年四月一四日の大法廷判決(以下「五 一年判決」という。)が、いわゆる選挙権の内容、すなわち選挙人の投ずる 各投票の価値の平等のもつ憲法上の意義及び効果、並びにそれと憲法が国 会を構成する衆、参両議院の議員の選挙制度の仕組みの具体的内容の決定 につき国会に付与した権限との関係に関して説くところは、私も全体とし てこれを支持するものであり、この点については多数意見と異なるところ はない。なお、若干付言すると、憲法上の選挙権の平等という観念は、一 方において、代表民主制ないし議会制民主主義の下において国民を代表す る議員の選挙制度を支配すべき基本原理の一つとして、右制度の具体的内 容の決定を指導し、かつ、制約する組織法的側面を有するとともに、他方、 国民各自が右の選挙を通じて平等に国政に参与しうることを保障するとい う基本的権利の保障としての側面をも有し、憲法四四条但し書は、主とし て前者の面について明示的な規定を設け、これに対し後者の面については、 憲法は直接明示的な規定を置いてはいないけれども、法の下における平等 を一般的に保障した憲法一四条一項は、憲法一五条一項の規定とあいまち、 右の平等権の一内容として選挙権の平等をも保障しているものと解される のであつて、五一年判決の説くところも、これと趣旨を同じくするものと 考えられる。もつとも、憲法上の平等権の一内容としての選挙権の平等の 保障が、単に一定の年齢に達した国民各自に対して、選挙に際しそれぞれ 一票ずつの投票権を平等に付与すべきことを保障したにとどまるか、それ とも、更に進んで選挙において投ぜられる各一票が当該選挙において有す る実質的な価値についても平等であることを保障したものであるかについ ては議論の存するところであるけれども、五一年判決は、後者の意味での 平等の保障をも含み、議員の選挙につき、全国を幾つかの選挙区に分かち、

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

★★★ Ⅰ 昭和 58 年大法廷判決(衆)(違憲状態判

決 甲 42) での中村治朗判事の反対意見

それぞれの選挙区に対して選挙すべき議員を一名ないし数名ずつ配分し、 単記投票によって選挙を行わせるという選挙制度の仕組みがとられた場合 において、各選挙区における選挙人数と当該選挙区に配分された議員数と の比率上、各選挙人の投ずる一票が当該選挙区における議員の選出に寄与 する効果に大小が生ずるようなときも、前記投票価値の不平等として憲法 上の選挙権の平等の保障との関連で問題を生ずる旨を判示している。確か に、代表者選出につき選出母体を例えば一万人のグループと二万人のグル ープにわけ、各グループごとに一名ずつ代表者を選出させるという仕組み がとられた場合、代表者の選挙に関与する度合について両グループの構成 員の間に不平等が存することは明らかであり、このような不平等もまた憲 法上の選挙権の平等違反の問題を生ずるものとした右見解は、正当である と考える。上告人の所論中、いわゆる投票価値の平等は同一選挙区内にお ける選挙人の投票相互の間についてのみ問題とされるにとどまるとする見 解は、採用することができない(なお、右にいう投票者の一票が議員の選 出に寄与する効果の大小とは、前記のように選挙への関与の度合の大小と いう一般的、抽象的なものであつて、具体的に特定の選挙区において最下 位当選者が何票で当選したかによつて生ずる何人の支持者で一人の議員を 当選させることができるかという点での差異とは無関係である。後者は、 当該選挙区における立候補者の数、現実の有効投票数、各候補者の得票数 の片寄り具合等の偶然的事情によって左右されるものであって、この点の アンバランスは、憲法上の投票価値の平等の問題となるものではないこと に注意すべきであると思う。)。

二 次に、五一年判決は、右一で述べた意味での投票価値の平等は、選挙制度の仕組みのいかんによつてある程度の影響を受けることを免れない ものであるところ、他方、憲法は、国会を構成する衆、参両議院の議員の

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

★★★ I 昭和 58 年大法廷判決 (衆) (違憲状態判

決 甲 42) での中村治朗判事の反対意見

選挙制度の仕組みにつきその具体的決定を原則として国会の裁量に委ねて いるから、右の投票価値の平等は、原則として、国会において右の点につ き正当に考慮することができる政策的目的ないし理由との関連において調 和的に実現されるべきものであり、したがつて、具体的な選挙制度の仕組 みの下において現実に前記の投票価値に不平等が生じている場合には、そ れが国会による右の裁量権の正当な行使の結果として容認されるべきもの かどうかによつてその合憲性を決すべきものとしている。そして同判決は、 当該事件において問題とされた衆議院議員の選挙につき、選挙当時におけ る各選挙区の配分議員数と選挙人数との比率に最大約一対五の較差が生じ ていたことに対し、右の較差が示す選挙人の投票価値の不平等は、前記の 国会の裁量権を考慮してもなお、一般的に合理性を有するものとは考えら れない程度に達しているばかりでなく、更にこれを超えるに至っているも のというほかはなく、他にこれを正当化すべき特段の事情が認められない 以上、右較差の示す投票価値の不平等は、憲法の選挙権の平等の要求に反 する程度になっていたものと認めざるをえないと断じている。ところが、 他方、当裁判所昭和五四年(行ツ)第六五号同五八年四月二七日大法廷判 決(民集三七巻三号三四五頁)は、一般論としては五一年判決と同じ見解 に立ちつつ、昭和五二年七月一〇日に行われた参議院地方選出議員の選挙 につき、当時各選挙区における議員数と選挙人数との比率の最大較差が一 対五・二六となつていたのに対し、右はなお、国会による裁量権行使の限 界を超え、選挙権の平等の要求に反する状態に至つているものと認めるに 足りない旨を判示している。

私は、右の二つの判決における結論の相違は、次の理由によるものと理解する。すなわち、後者の判決は、公職選挙法上参議院の地方選出議員の選挙については、必ずしも人口比例主義が基本とはされていないと認めら

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

★★★ I 昭和 58 年大法廷判決 (衆) (違憲状態判

決 甲 42) での中村治朗判事の反対意見

れるところ、このことは、憲法の採用した両院制の趣旨、及び参議院には衆議院とは性格を異にするものがあることに照らして国会の裁量権の行使の結果として容認されるべきであり、そうである以上、この場合に選挙人の投票価値にかなり大きな不平等が生じても、直ちに憲法上の選挙権の平等の要求に反する状態になつているものと推断するに足りないとしたものであり、これに対し前者の判決は、衆議院議員の選挙における各選挙区の区分及びこれに対する議員数の配分については、いわゆる人口比例主義が最も重要かつ基本的な基準とされるべく、また、現にそうされていると認められるところ、このような選挙制度の仕組みの下においては、投票価値の平等は極めて重要な意義を有するとの見解に立ち、前記のような比率較差は国会の裁量権の行使の結果として是認される限度を超えるに至つているものと認めざるをえないとしたものと解されるのである。そして、私は、右のような理解の下に、前記両判決の見解をそれぞれ支持すべきものと考える。

もつとも、五一年判決は、衆議院議員の選挙については前記のようにいわゆる人口比例主義が最も重要かつ基本的な基準とされるべきであるとしながらも、なおそのほかにも国会において考慮し、しんしやくしうべき政策的及び技術的要素があり、これによつてある程度投票価値の不平等が生ずることとなつたとしても、国会の裁量権の正当な行使の結果としてこれを容認すべき場合があることを指摘し、このような考慮要素の幾つかを挙げている。しかし、同判決は、これらの要素のそれぞれをどの程度考慮し、これを具体的な決定にどこまで反映させることができるかについては、厳密に一定された基準はないとし、結局、国会がしんしやくしうるこれらの要素を考慮に入れてもなお、一般的に合理性を有するものとは到底考えられない程度の投票価値の不平等が生じている場合に国会の合理的裁量の限

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

r★★ I 昭和 58 年大法廷判決 (衆) (違憲状態判

決 甲 42) での中村治朗判事の反対意見

界を超えているものと推定すべきものであるとの一般的、抽象的な命題を述べるにとどまり、この点についてのより具体的な基準についてはなんら言及するところがなく、右判決に対する批判や不満の多くもこの点に向けられている。そして、本件の被上告人は、議員と選挙人数との比率の最大較差一対二をもつて右の基準とすべきであると主張し、これに同調する議論も多く、横井裁判官もこの見解をとられる。

確かに、右の一対二という比率較差は、人口比例主義を唯一絶対の原理 とする限り、投票価値の不平等に対する許容限度を示す基準数値として常 識的にわかりやすいし、また、選挙区割そのものに触れないで単にこれら の選挙区への議員数の配分の問題としてのみとりあげる場合に技術的に生 じうる最大較差を示すものでもあって、右の前提の下ではそれなりの合理 性を有するといえなくはない。しかし、五一年判決のいうように、人口比 例主義は衆議院議員の選挙において最も重要かつ基本的な原理とされるべ きものであつても、必ずしもそれが唯一絶対の原理というわけではなく、 なお他にしんしやくしうる政策的要素が存在しうることを肯定する限り、 右の基準はいささか厳格に過ぎるというべきであろう。少なくとも裁判所 において憲法上の選挙権の平等の要求に反する程度の比率較差であると断 ずる基準としては、右の要素をしんしやくした結果生じた比率較差として 是認すべきある程度の幅をもたしめるのが相当であると思う。もつとも、 五一年判決が他の考慮要素として挙げている事項は、それ自体として人口 比例主義と併立する別個独立の原理というべきものではなく、いわば厳密 な人口比例主義の貫徹に対する若干の緩和的ないし修正的要素として国会 のしんしやくしうべき事項とみるべきものであるから、これによる影響と して是認されるべき較差拡大の程度にもおのずから限度があり、この点を 考えると、私としては、前記一対二という数値に若干の幅をもたせるとし

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

★★★ I 昭和 58 年大法廷判決 (衆) (違憲状態判

決 甲 42) での中村治朗判事の反対意見

ても、その数値はせいぜい一対三の程度を超えるところまでは認められず、 それ以上の較差が生じている場合には、原則として国会に許容しうる裁量 権の限界を超えるに至つたものと推定するのが相当であると思う(このよ うな数値は、論理必然的に導き出されるというものではなく、その意味で 本質的には主観的要素を帯有することを免れないけれども、裁量権の及ぶ 範囲を最大限に見積つても一般的にはこの程度がぎりぎりのところである という限界線を想定することは必ずしも不可能ではなく、これによつて得 られる基準はそれなりの客観性をもつということができるから、これを違 憲性推定の一般的基準として用いて立法の適否を判断することは、必ずし も裁判所の恣意的判断による立法権への介入というにはあたらないと私は 考える。)。

三 右の見解に立つて本件をみるのに、原審の認定するところによれば、本件選挙当時、本件議員定数配分規定による各選挙区の配分議員数と選挙人数との比率の較差は、最大一対三・九四に達していたというのであるから、右は国会の裁量権の行使として容認しうる限度を大きく超えており、したがつて、かかる結果を正当化すべき事由についての主張立証のない本件においては、本件議員定数配分規定による配分は、本件選挙当時憲法の選挙権の平等の要求に違反する状態になつていたものといわざるをえない。そしてこのことは、多数意見も認めるところであり、その限りにおいて多数意見と私見の間に相違はない。

しかしながら、五一年判決は、ある時点において議員定数配分規定による配分が<u>憲法</u>の選挙権の平等の要求に反する投票価値の不平等を生ぜしめる状態になつていたからといつて、直ちに右規定が憲法違反であると断ずべきものではなく、これに加えて、右規定がそのような状態を生ぜしめているにもかかわらず、国会において憲法上要求される合理的期間内にその

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

昭和58年大法廷判決(衆)(違憲状態判

決 甲 42) での中村治朗判事の反対意見

是正を行わなかつたという場合に初めて憲法違反と断ずべきものであると しているところ、多数意見は、これと同一の見解に立つて更に右の点につ いて審究すべきであるとしたうえ、昭和五○年改正法は、昭和四五年一○ 月に実施された国勢調査による人口に基づく各選挙区の議員一人当たりの 人口の間に最大一対四・八三の較差が生じているのを是正するために議員 の定数の増加、選挙区割の一部修正、定数配分の変更等を行い、これによ つて右の較差を最大一対二・九二に縮小するようにしたものであつて、こ れによれば五一年判決によって憲法違反とされた改正前の議員定数配分規 定の下における投票価値の不平等状態は一応解消されたものと認められる こと、しかるに昭和五○年改正法の公布日(同年七月一五日)からほぼ五 年後、その施行日(昭和五一年一二月五日)から約三年半後に実施された 本件選挙当時に前記のような最大値一対三・九四まで較差が拡大したのは、 その間における漸次的人口の異動によるものと推定されるが、かかる較差 の拡大による憲法違反となるような投票価値の不平等状態がいつ生じたか は判然と確定し難いこと、他方、右のような較差による投票価値の不平等 が憲法違反の状態に達しているかどうかの判断自体が極めて微妙かつ困難 であるため、仮にそのような状態に達しているとしても直ちにこれに対す る国会の対応を期待することは困難であり、また、人口の変動に応じて頻 繁に議員定数配分規定を改正することも相当とはいえないこと、更に本件 選挙当時の前記議員一人当たり選挙人数の較差の最大値は五一年判決の事 案におけるそれを下回つていることなどをあわせると、本件選挙当時まで に本件議員定数配分規定の改正がされなかつたことをもつて、憲法上要求 される合理的期間内における是正がされなかつたものと断ずるには足りな いとしている。

私は、多数意見が右判断の前提に据えている五一年判決の一般的見解自

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

昭和 58 年大法廷判決(衆)(違憲状態判

決 甲 42) での中村治朗判事の反対意見

体については異論がないが、本件においてはいまだ合理的期間内における 不平等状態是正の措置が講ぜられなかつたとの要件を具備するに至つてい ないから本件議員定数配分規定が本件選挙当時憲法に違反するものであつ たと断ずることはできないとする多数意見の見解には賛同することができ ない。確かに、昭和五○年改正法による議員定数配分規定の下では、その 基礎とされた昭和四五年一○月の国勢調査に基づく人口によつて計算すれ ば議員一人当たりの人口の較差が最大一対二・九二となり、その限りでは 前記の私見によつても一応国会の裁量権の行使の結果として容認されるべ き数値の範囲にとどまつているとみられないではないことはそのとおりで ある。しかし、右の数値は立法時よりも五年近く前の調査結果を基礎とす るものであり、しかも一対二・九二というのは、憲法上の選挙権の平等の 要求に反するような投票価値の不平等状態と推定されるべき数値のいわば 一歩手前ともいうべきぎりぎりの較差値であつて、当時における人口の異 動の状態に照らせば早晩手直しを要求されるべく、国会においても当然に この点に留意して、その後における人口の異動の推移を注視し、再検討の 用意を怠つてはならないようなものであつたのである。そして現に、昭和 五○年改正法公布直後の同年一○月に行われた国勢調査の結果や、その後 本件選挙までの間に行われた二回の衆議院議員選挙(昭和五一年一二月と 同五四年一〇月の総選挙)の際の資料によっても、既に最大較差値が一対 三をかなり上回り、それが逐次漸増の傾向を示していることが認知されえ たものと考えられるから、国会においてこれらの状況にかんがみ現行の議 員定数配分規定につき更に検討を加えるべき時期はとつくに到来していた ものといわなければならない。しかるに、この法改正後数年にわたる間に おいて、国会が右のような検討を加え、更には改正の具体化についての努 力を開始したことを示す資料は見当たらないのである。このような事情に

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

昭和 58 年大法廷判決(衆)(違憲状態判

決 甲 42) での中村治朗判事の反対意見

照らすと、私は、既に憲法の選挙権の平等の要求に反する状態になってい た本件議員定数配分規定につき、憲法上要求される合理的期間内にその是 正がされなかつたものとして、本件選挙当時右規定は違憲であったと断定 するのが相当であると考えざるをえない。

もつとも、五一年判決は、較差の最大値が約一対五となつているのを違 憲と判断するにとどまり、違憲の推定を下すべき較差の最大値につき具体 的な判示をしていないこと前記のとおりであるから、最大較差値が一対三 の程度を超えるに至ったからといって国会が直ちに是正措置の検討を開始 することを要求するのは無理であり、国会がその後なんらの是正措置をと らなかつたことを深く咎めるのは酷であるとする見方もあるいはありうる かもしれない。多数意見は、このような考慮から、本件においては本件議 員定数配分規定が本件選挙当時違憲の状態にあつたことを指摘するにとど め、あえてこれを違憲と断ずることを避け、国会において右の認定判断に かんがみて早急に右規定の是正措置をとることに期待するという方途を選 んだものと推測されないでもない。しかしながら、前記のように、既に憲 法に違反する状態になっている議員定数配分規定についてもそれが合理的 期間内に是正されなかつた場合に初めて違憲の断定を下すべきであるとす るゆえんのものは、専ら、人口の異動がその性質上可変性を有し、右の違 憲状熊そのものについても更に変化が予想されることと、右の人口の異動 に応じてその都度定数配分等の手直しをすることが政治の安定の要請の面 からみて必ずしも望ましくないという二つの理由によるものであつて、こ れらの点を考慮して改正の要否及び時期を決定するについても国会がある 程度の裁量権を有すること、及び事柄の性質上かかる改正の実現にはある 程度の期間が必要とされること等をしんしやくしても、もはや是正措置が 講ぜられてしかるべき時期を既に経過しているとみざるをえない場合に初

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

★★★ I 昭和 58 年大法廷判決 (衆) (違憲状態判

決 甲 42) での中村治朗判事の反対意見

めて違憲の断定を下すべきであるとしているものなのであり、国会の不作 為責任それ自体、ひいてはこれとの関連における国会の故意又は過失の有 無を問題とするものではなく、したがつて、議員定数配分規定が憲法違反 の状態にあることに対して十分の認識を有しなかつたことにつき国会に咎 められるべき点があつたかどうかは本来右の判断とは直接の関係はないの である。のみならず、仮にこの点を措くとしても、衆議院議員の選挙にお いてはいわゆる人口比例主義が最も重要かつ基本的な基準原理とされるべ きことは五一年判決の明示するところであり、現に公職選挙法は、当初の 制定以来一貫してその趣旨に則つて規定を定めてきているのであるから、 そうである以上、他の政策的考慮によってこれに修正を加えるについても 当然限度があり、右の基本原理自体に変更を加えるような大きな較差値を 招来する定数配分の仕方が許されないことは既に述べたとおりであって、 このことは国会においても当然に認識し、自覚しているべきはずのことと 考えられるのである。それゆえ、五一年判決が、違憲の推定を受ける最大 較差値について具体的な基準を示しておらず、また、現在の最大較差値が 右判決によつて違憲とされた数値に達していないことに安んじて、前記の ような違憲の推定を伴うほどの較差値の増大に対しなんらの検討や努力を 払わないことを結果的に容認し、違憲の断定を差し控えることは、決して 当を得たものではないと私は考える。このような理由で、私としては、多 数意見の前記判断に同調することはできないのである。

四 以上に述べたように、私は、本件選挙当時本件議員定数配分規定は憲法一四条に違反すると断ずべきものであつたと考え、この点において原判決と結論を同じくするものであるが、このような判断に立つた場合における右規定に基づく選挙の効力をめぐる問題について、若干の私見を付加しておきたい。

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

★★★ I 昭和 58 年大法廷判決 (衆) (違憲状態判

決 甲 42) での中村治朗判事の反対意見

五一年判決の多数意見は、選挙権の平等の要求に反する投票価値の不平等をもたらしている部分を含む議員定数配分規定は、当該部分のみでなく、規定全体に違憲の瑕疵を帯びさせるものであるとし、また、同判決は、違憲の議員定数配分規定に基づいて行われた選挙も当然に無効となるものではなく、その旨を宣言する裁判によつて将来における議員資格喪失の効果を生ずるものと解すべきであり、公職選挙法二〇四条所定の選挙無効の訴訟によつてこのような裁判を求めることができるものと解するのが相当であると判示している。私は、これらの見解をすべて支持するものであり、これを誤りとする上告人の論旨は、いずれも理由がないと考える。

上告人は、公職選挙法一〇九条四号、三四条は、同法二〇四条所定の選 挙無効訴訟において選挙を無効とする判決がされた場合にはそれから四○ 日以内に再選挙を行うべきものとしているが、右は、当該選挙につき選挙 の管理執行に関する規定の違反があるとされた点を改めれば、そのままの 状態で直ちに適法有効に選挙を行うことができることを当然の前提として いるものであつて、右の選挙の管理執行に関する規定そのものを改正しな ければ適法有効に選挙を行うことができないような場合は全く予想されて おらず、この点からも右の規定の憲法違反を理由として前記の選挙訴訟で 選挙の効力を争うことは許されないと解すべきである旨主張するが、右訴 訟の裁判で選挙が無効とされた場合に改めて当該選挙区につき選挙を行わ なければならなくなることは当然であるとしても、これを常に前記一○九 条四号所定のいわゆる再選挙として行わなければならず、したがつてかか る再選举を行うことができない場合には溯つてそのような結果をもたらす 訴訟自体が認められないとする論理は、本末転倒の感を免れないし、仮に このような論理上の問題としてでなく、解釈の合理性の問題として右のよ うな主張がされているのだとしても、それが五一年判決の解釈を不当とす

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

★★★ Ⅰ 昭和 58 年大法廷判決(衆)(違憲状態判

決 甲 42) での中村治朗判事の反対意見

るに足りるほどの有力な論拠となるものとは思えない(選挙の管理執行に 関する規定の一部に違憲無効の瑕疵があつても、その部分を除外すれば格 別の立法措置をまたなくてもそのまま適法有効に選挙を行うことができる 場合にはいわゆる再選挙の施行を妨げられないから、この場合には上告人 の見解によっても選挙無効訴訟の中で選挙法規の違憲を主張することに妨 げはないはずだし、選挙法規を改正しなければ適法有効にいわゆる再選挙 を行いえない場合でも、右の施行の障害となりうるのは四○日という再選 挙施行についての期間の点だけであるから、この期間の遵守が再選挙の絶 対的な効力要件をなすものといわない限り、この点も結論を左右するに足 りる論拠とはなりえない。もつとも、定数配分自体が全体として違憲の瑕 疵を帯びる場合には、これを是正するためには、全体としての議員定数配 分規定につき、更に場合によつては定数に関する規定自体についても改正 を施さなければならず、その場合改正された新たな規定の下において、選 挙を無効とされた当該選挙区についてのみいわゆる再選挙として新しい配
 分議員数による選挙を行うことが許されるかどうかはそれ自体一個の問題 ではあるけれども、仮にいわゆる再選挙としてはそれが不可能で、解散に よる総選挙か、又はなんらかの特別の立法措置に基づく特別の選挙を行わ なければならないと解されるとしても、それであるからといつて議員定数 配分規定の違憲を理由として選挙訴訟で選挙の効力を争うことはできない と解さなければならない理由はないと考える。)。論旨は、理由がないとい うべきである。

なお、上告人は原判決がいわゆる事情判決の法理を採用、適用したことに対しても論ずるところがあるので、ここでこの点についての私見を述べておく。

選挙無効原因としての違法が存するにかかわらず、いわゆる事情判決の

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

★★★ I 昭和 58 年大法廷判決 (衆) (違憲状態判

決 甲 42) での中村治朗判事の反対意見

一般的法理を適用して、単に右違法を主文中で宣言するにとどめ、無効請 求自体は棄却するという処理方法は、五一年判決が初めてこれを示し、か つ、右事件に適用したものである。私も右判決の一般的見解を支持するも のであるが、これに関する右判決の判示には必ずしも明確とはいえない部 分があり、そのためにいろいろな解釈を生んでいるので、この際これに対 する私の解釈を明らかにしておくことも無意味ではないと思う。すなわち、 右判決は、違憲の議員定数配分規定に基づいて行われたという瑕疵を有す る選挙の効力が争われている訴訟においていわゆる事情判決の一般的法理 を適用すべきものとする理由として幾つかの点を挙げているが、そこで指 摘されている事柄は、いずれも当該事件における選挙の場合に限らず、か かる違憲の規定の下で行われる選挙のすべてについて常にあてはまるもの であるから、このような理由による限り、この種の訴訟においては、常に 主文中における違法宣言にとどまり、無効請求自体は棄却されることとな るのではないかとの疑問が生ずるであろう。本件上告人は、この点をとら えてむしろ選挙無効訴訟でこれを争うこと自体を否定すべき一理由として いる。しかし、私は、右判決の趣旨をこのように理解することは正当では ないと思う。

行政事件訴訟法三一条一項所定の事情判決の法理は、元来、個々の具体的事案に即し、一方において当該違法な処分等による権利侵害の性質、内容、程度及びこれに対する救済ないし是正の必要性その他の事情と、他方において右処分等を失効させることによつて生ずべき公の不利益の性質、

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

★★★ I 昭和 58 年大法廷判決 (衆)(違憲状態判 決 甲 42)での中村治朗判事の反対意見

するものと理解され、同判決は、これを前提として当該事案に即して右事 情判決の法理により請求を棄却すべきものと判断したにとどまり、この種 の選挙訴訟においては常に被侵害利益の回復よりも当該選挙の効力を維持 すべき利益ないし必要性が優越するとしているわけではなく、具体的事情 のいかんによつては、衡量の結果が逆になり、当該選挙を無効とする判決 がされる可能性が存することは、当然にこれを認めているものと解される のである(同判決が選挙無効の判決の結果として生ずべき種種の不都合な 結果を挙げているのも、専ら、事情判決の法理を採用すべき理由としての 一般論を述べたものか、又は前記比較衡量にあたつて特にしんしやくすべ き点を指摘したにとどまるというべきである。)。もつとも、いかなる場 合にそのような逆の判断がされる可能性があるかについては、いちがいに これを論ずることはできないが、例えば議員定数配分規定が憲法に違反す るとされながらいわゆる事情判決の法理に従つた処理がされた場合には、 そこではその後右規定につき国会による是正がされることの期待の下に、 この是正の可能性の存在と、右規定改正の審議については当該違法とされ た選挙に基づいて当選した議員も参加してこれを行うことが妥当であると 考えられることなどが比較衡量上の重要な要素とされていたものと推察さ れるから、右判決後も相当期間かかる改正がされることなく漫然と放置さ れている等、国会による自発的是正の可能性が乏しいとみられるような状 況の下で更に**新たに選挙が行われたような場合**を想定すると、その選挙の 効力が争われる訴訟において、選挙権の平等に対する侵害の是正の必要性 がもはや選挙を無効とすることによって生ずべき不利益よりも優越するに 至つているものとして、当該請求を認容し、選挙無効の判決をすべきもの とされる可能性は十分にあると思われる(このような無効判決は、国会に 対して立法改正を間接的に強制する効力をもつが、もとよりそのゆえをも

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

★★★ I 昭和 58 年大法廷判決(衆)(違憲状態判 決 甲 42)での中村治朗判事の反対意見

つてそれが司法権の限界を超えて国会の立法活動に介入するというにはあ たらないであろう。)。少なくとも、私はそう考える。

以上の次第で、私は、多数意見と異なり、本件選挙を違法とした原判決 は結論において正当であつて、本件上告は理由がないから、これを棄却す べきものと考える。」 (強調 引用者)

(以下、余白)

第7章 裁判例、論文等 第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ れると仮定した場合の、利益較量 II 昭和51年大法廷判決(衆)(事情判決 甲31)

- Ⅱ 昭和 51 年大法廷判決(衆)(事情判決 甲 31)(本書 152~157 頁)
 - 1 同判決は、その判決文5頁10行~6頁下13行で、

昭和 51 年大法廷判決 5 頁 10 行~6 頁下 13 行(甲 31 判例タイムズ 335 号 132 頁上段左 4 行~133 頁下段右 6 行)

「三 本件選挙の効力

右のように、本件議員定数配分規定は、本件選挙当時においては全体と して違憲とされるべきものであつたが、しかし、これによつて本件選挙の 効力がいかなる影響を受けるかについては、更に別途の考察が必要である。 憲法九八条一項は、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反 する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、 その効力を有しない。」と規定している。この規定は、憲法の最高法規とし ての性格を明らかにし、これに反する国権行為はすべてその効力を否定さ れるべきことを宣言しているのであるが、しかし、この法規の文言によつ て直ちに、法律その他の国権行為が憲法に違反する場合に生ずべき効力上 の諸問題に一義的解決が与えられているものとすることはできない。憲法 に違反する法律は、原則としては当初から無効であり、また、これに基づ いてされた行為の効力も否定されるべきものであるが、しかし、これは、 このように解することが、通常は憲法に違反する結果を防止し、又はこれ を是正するために最も適切であることによるのであつて、右のような解釈 によることが、必ずしも憲法違反の結果の防止又は是正に特に資するとこ ろがなく、かえつて憲法上その他の関係において極めて不当な結果を生ず る場合には、むしろ右の解釈を貫くことがかえつて憲法の所期するところ は反することとなるのであり、このような場合には、おのずから別個の、 総合的な視野に立つ合理的な解釈を施さざるをえないのである。

そこで、本件議員定数配分規定についてみると、右規定が憲法に違反し、

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

Ⅱ 昭和51年大法廷判決(衆)(事情判決 甲31)

したがつてこれに基づいて行われた選挙が憲法の要求に沿わないものであることは前述のとおりであるが、そうであるからといつて、右規定及びこれに基づく選挙を当然に無効であると解した場合、これによつて憲法に適合する状態が直ちにもたらされるわけではなく、かえつて、右選挙により選出された議員がすべて当初から議員としての資格を有しなかつたこととなる結果、すでに右議員によつて組織された衆議院の議決を経たうえで成立した法律等の効力にも問題が生じ、また、今後における衆議院活動が不可能となり、前記規定を憲法に適合するように改正することさえもできなくなるという明らかに憲法の所期しない結果を生ずるのである。それ故、右のような解釈をとるべきでないことは、極めて明らかである。

次に問題となるのは、現行法上選挙を将来に向かつて形成的に無効とす る訴訟として認められている公選法二○四条の選挙の効力に関する訴訟に おいて、判決によって当該選挙を無効とする(同法二○五条一項)ことの 可否である。この訴訟による場合には、選挙無効の判決があつても、これ によっては当該特定の選挙が将来に向かって失効するだけで、他の選挙の 効力には影響がないから、前記のように選挙を当然に無効とする場合のよ うな不都合な結果は、必ずしも生じない。(元来、右訴訟は、公選法の規定 に違反して執行された選挙の効果を失わせ、改めて同法に基づく適法な再 選挙を行わせること(同法一〇九条四号)を目的とし、同法の下における 適法な選挙の再実施の可能性を予定するものであるから、同法自体を改正 しなければ適法に選挙を行うことができないような場合を予期するもので はなく、したがつて、右訴訟において議員定数配分規定そのものの違憲を 理由として選挙の効力を争うことはできないのではないか、との疑いがな いではない。しかし、右の訴訟は、現行法上選挙人が選挙の適否を争うこ とのできる唯一の訴訟であり、これを措いては他に訴訟上公選法の違憲を 主張してその是正を求める機会はないのである。およそ国民の基本的権利

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

Ⅱ 昭和51年大法廷判決(衆)(事情判決 甲31)

を侵害する国権行為に対しては、できるだけその是正、救済の途が開かれるべきであるという憲法上の要請に照らして考えるときは、前記<u>公選法</u>の規定が、その定める訴訟において、<u>同法</u>の議員定数配分規定が選挙権の平等に違反することを選挙無効の原因として主張することを殊更に排除する趣旨であるとすることは、決して当を得た解釈ということはできない。)

しかしながら、他面、右の場合においても、選挙無効の判決によつて得 られる結果は、当該選挙区の選出議員がいなくなるというだけであつて、 真に憲法に適合する選挙が実現するためには、公選法自体の改正にまたな ければならないことに変わりはなく、更に、全国の選挙について同様の訴 **訟が提起され**選挙無効の判決によってさきに指摘したのとほぼ同様の不当 な結果を生ずることもありうるのである。また、**仮に一部の選挙区の選挙 のみが無効とされるにとどまつた場合でも**、もともと同じ憲法違反の瑕疵 を有する選挙について、そのあるものは無効とされ、他のものはそのまま 有効として残り、しかも、右公選法の改正を含むその後の衆議院の活動が、 選挙を無効とされた選挙区からの選出議員を得ることができないままの異 常な状態の下で、行われざるをえないこととなるのであつて、このような 結果は、憲法上決して望ましい姿ではなく、また、その所期するところで もないというべきである。それ故、公選法の定める選挙無効の訴訟におい て同法の議員定数配分規定の違憲を主張して選挙の効力を争うことを許し た場合においても、右の違憲の主張が肯認されるときは常に当該選挙を無 効とすべきものかどうかについては、更に検討を加える必要があるのであ る。

そこで考えるのに、行政処分の適否を争う訴訟についての一般法である 行政事件訴訟法は、三一条一項前段において、当該処分が違法であつても、 これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合においては、 諸般の事情に照らして右処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと

第7章 裁判例、論文等 第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ れると仮定した場合の、利益較量

Ⅱ 昭和 51 年大法廷判決 (衆) (事情判決 甲 31)

認められる限り、裁判所においてこれを取り消さないことができることを 定めている。この規定は法政策的考慮に基づいて定められたものではある が、しかしそこには、行政処分の取消の場合に限られない一般的な法の基 本原則に基づくものとして理解すべき要素も含まれていると考えられるの である。もつとも、行政事件訴訟法の右規定は、公選法の選挙の効力に関 する訴訟についてはその準用を排除されているが(公選法二一九条)、こ れは、同法の規定に違反する選挙はこれを無効とすることが常に公共の利 益に適合するとの立法府の判断に基づくものであるから、選挙が同法の規 定に違反する場合に関する限りは、右の立法府の判断が拘束力を有し、選 挙無効の原因が存在するにもかかわらず諸般の事情を考慮して選挙を無効 としない旨の判決をする余地はない。しかしながら、本件のように、選挙 が憲法に違反する公選法に基づいて行われたという一般性をもつ瑕疵を帯 び、その是正が法律の改正なくしては不可能である場合については、単な る公選法違反の個別的瑕疵を帯びるにすぎず、かつ、直ちに再選挙を行う ことが可能な場合についてされた前記の立法府の判断は、必ずしも拘束力 を有するものとすべきではなく、前記行政事件訴訟法の規定に含まれる法 の基本原則の適用により、選挙を無効とすることによる不当な結果を回避 する裁判をする余地もありうるものと解するのが、相当である。もとより、 明文の規定がないのに安易にこのような法理を適用することは許されず、 殊に憲法違反という重大な瑕疵を有する行為については、憲法九八条一項 の法意に照らしても、一般にその効力を維持すべきものではないが、しか し、このような行為についても、高次の法的見地から、右の法理を適用す べき場合がないとはいいきれないのである。

そこで本件について考えてみるのに、本件選挙が憲法に違反する議員定 数配分規定に基づいて行われたものであることは上記のとおりであるが、 そのことを理由としてこれを無効とする判決をしても、これによつて直ち

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

Ⅱ 昭和51年大法廷判決(衆)(事情判決 甲31)

に違憲状態が是正されるわけではなく、かえつて憲法の所期するところに 必ずしも適合しない結果を生ずることは、さきに述べたとおりである。これらの事情等を考慮するときは、本件においては、前記の法理にしたがい、 本件選挙は憲法に違反する議員定数配分規定に基づいて行われた点におい て違法である旨を判示するにとどめ、選挙自体はこれを無効としないこと とするのが、相当であり、そしてまた、このような場合においては、選挙 を無効とする旨の判決を求める請求を棄却するとともに、当該選挙が違法 である旨を主文で宣言するのが、相当である。」(強調 引用者)

と判示する。

2(1) 昭和51年大法廷判決は、「いわゆる事情判決の制度(行政事件訴訟法 **31**条 **1** 項)の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則」を適用し、

【選挙無効によって生じる利益】と

【選挙無効によって生じる公の不利益】の2つを、具体的に、

第7章 裁判例、論文等 第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ れると仮定した場合の、利益較量

Ⅱ 昭和 51 年大法廷判決 (衆) (事情判決 甲 31)









して、事情判決を言渡した、と解される。

(2) 選挙人の主張からすれば、**百歩譲って、昭和51年大法廷判決**の『判断枠組み』を合憲と解するとしても、

昭昭和51年大法廷判決の『判断枠組み』に照らし、全最高裁裁判官は、



求められる。

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

Ⅲ 昭和60年大法廷判決(衆)(事情判決 甲43)

- Ⅲ 昭和 60 年大法廷判決(衆)(事情判決 甲 43)(本書 158~160 頁)
 - 1 同判決は、その判決文3頁下19行~4頁で、

昭和 60 年大法廷判決 5 頁 10 行~6 頁下 13 行 (甲 43 判例タイムズ 565 号 70 頁上段右 3 行~上 3 段右 5 行)

「三 本件選挙の効力

以上のように、本件議員定数配分規定は本件選挙当時全体として違憲であるが、これに基づいて行われた選挙の効力については、更に考慮を要する。

およそ公職選挙法二〇四条の訴訟において請求認容の判決がされたときは、当該選挙は無効となり、直ちに法定期間内の再選挙が施行されて違法状態が是正されることになるのであるが、議員定数配分規定の違憲を理由とする同条の規定に基づく訴訟においては、当該選挙を無効とする判決をしても、直ちに再選挙施行の運びとなるわけではなく、憲法に適合する選挙を施行して違憲状態を是正するためには、議員定数配分規定の改正という別途の立法手続を要するのである。その意味において、かかる訴訟の判決については、一般の公職選挙法二〇四条の訴訟のそれと別個の考慮を要するものというべきであり、かような見地からして、たとえ当該訴訟において議員定数配分規定が違憲と判断される場合においても、これに基づく選挙を常に無効とすべきものではない。すなわち、違憲の議員定数配分規定によって選挙人の基本的権利である選挙権が制約されているという不利益など当該選挙の効力を否定しないことによる弊害、右選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が

存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせよ 憲法の予

定しない事態が現出することによってもたらされる不都合、その

他諸般の事情を総合考察し、いわゆる事情判決の制度(行政事件訴訟法三

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

Ⅲ 昭和60年大法廷判決(衆)(事情判決 甲43)

一条一項)の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用し

て、選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避することもあり得

<u>るものと解すべきである(**昭和五一年大法廷判決**参照)。</u>そして、右のよう

な見地に立つて本件についてみると、選挙区間における議員一人当たりの

選挙人数又は人口の較差の推移は、前判示のとおりであり、右較差が漸次

拡大の傾向をたどつていたことは、それまでの人口の動態等から十分予測

可能なところであつて、決して予期し難い特殊事情に基づく結果ではなか

つたことは否定できないが、他方、本件議員定数配分規定の下における投

票価値の不平等状態が違憲の程度にあることを明示した昭和五八年大法廷

判決の言渡から本件選挙までの期間や本件選挙当時の選挙区間における議

員一人当たりの選挙人数の較差の程度等本件に現れた諸般の事情を併せ考

察すると、本件は、前記の一般的な法の基本原則に従い、本件選挙が憲法

に違反する議員定数配分規定に基づいて行われた点において違法である旨

を判示し、主文において右選挙の違法を宣言するにとどめ、右選挙は無効

としないこととするのが相当である場合に当たるものというべきである。」

(強調 引用者)

と判示する。

上記判示のうち、特に、赤色傍線に注目されたい。

(以下、余白)

第7章 裁判例、論文等

第1節 仮に事情判決の法理が本件選挙に適用さ

れると仮定した場合の、利益較量

Ⅲ 昭和60年大法廷判決(衆)(事情判決 甲43)

2 昭和60年大法廷判決も、「いわゆる事情判決の制度(行政事件訴訟法31条1項) の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則」を適用し、

【選挙無効によって生じる利益】と

【選挙無効によって生じる公の不利益】の2つを**比較較量**して、事情判決を 言渡した。

具体的に言えば、同判決は、「投票価値の不平等が違憲の程度にあることを明示した昭和 58 年大法廷判決の言渡し(=昭 58/11/17。引用者 注)から本件選挙

(=昭 58/12/18。引用者注)の期間 (**僅か 41 日間**。引用者注)等を考慮して、事情判決を言渡した。

(以下、余白)

第2節 文献等

★★ I 岩井・小林最高裁調査官論文(ジュリスト No.1428)

第2節 文献等 (本書 161~243 頁)

- ★★ I 岩井伸晃・最高裁調査官、小林宏司・最高裁調査官執筆「衆議院議員定数 訴訟最高裁大法廷判決の解説と全文」と題する論文(ジュリスト No.1428。2011.9.1 56~62 頁。甲46): (本書 161~163 頁)
- (1) 上記論文 (甲46) は、
 - 「そして、本件選挙時における前記の較差が、既に合理性の失われた 1 人別枠方式を主要な要因として生じたものである以上、当該時点における本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとの評価を免れないとされたものである。本件選挙時よりも較差自体の数値は大きかった過去の選挙について、平成 11 年最高裁判決①(選挙直近の国勢調査に基づく最大較差 2.309 倍)及び平成 13 年最高裁判決(選挙時の選挙人数に基づく最大較差 2.471 倍)は、当時の選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないとしているが、その各時点では、なお 1 人別枠方式が前記の合理性を維持していたものと考えられるから、これらの先例と今回の判断とは整合的に理解することができるものといえよう 4。」(強調 引用者。同論文60 頁右欄下 11 行~61 頁左欄6行、甲46)、
 - 4) 「 従来の最高裁判例において合憲性の判定における較差の数値に係る 量的な基準が示されたことはなく、本判決においても、この点は同様で あり、憲法の投票価値の平等の要求の制約となる要素として国会におい て考慮された事情にその制約を正当化し得る合理性があるか否かという 質的な観点が問題とされ、1 人別枠方式についてはその合理性に時間的

第7章 裁判例、論文等

第2節 文献等

★★ I 岩井・小林最高裁調査官論文(ジュリスト No.1428)

限界がありこれによる較差を正当化し得る合理性は既に失われたと判断 されたものであって、単純に較差の数値のみから直ちに合憲・違憲の結論 が導かれるものではないと解される(本判決は、区画審設置法3条1項 所定の区割基準に 定めたものということができる」と判示しているが、 ものでないことも、その前後の説示の内容等から明らかであるといえよ う)。」(強調 引用者。同論文61 頁脚注)

と記述する。

(2) ここで、重要なことは、同論文の注⁴⁾ (本書 161~162 頁) が、

「(本判決は, 区画審設置法3条1項所定の区割基準につき, 「投票価値の 平等に配慮した合理的な基準を定めたものということができる」と判示

しているが、これが最大較差2倍という数値を画一的

に**量的な基準とする趣旨のものでないこと**も、その前後の説示の内容等 から明らかであるといえよう)」(強調引用者)

と記述していることである。

即ち、岩井伸晃・最高裁判所調査官、小林宏司・最高裁判所調査官は、

第7章 裁判例、論文等

第2節 文献等

★★ I 岩井・小林最高裁調査官論文(ジュリスト No.1428)



と解している。

前半部分 甲46)

(以下、余白)

★★Ⅱ 高見勝利上智大教授論文

★★Ⅱ 高見勝利上智大教授の論文(法曹時報第64巻第10号平成24年10月1日発行 1~33頁。

甲 48) : (本書 164~178 頁)

- (1) 自民党の「0 増 5 減」案の定数配分の基礎は、『国政調査をもとにして、改正前区画審設置法 3 条 2 項に定める一人別枠方式により各都道府県に割り当てられた議員の数』である。従って、「細田メモ」(甲 47) は、平成 23 年最高裁大法廷判決の求める一人別枠方式の「廃止」(平成 23 年最高裁大法廷判決の判決文 12 頁。甲1) に応えていない。
- (2) 高見勝利教授は、標記の論文 29~30 頁で、
 - 「設置法3条1項は、選挙区の改定案の作成につき「各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が一以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない」ものとする。そこでは、選挙区間最大格差2倍未満となるように改定案を作成することが「基本」とされているが、しかし、かりに2倍未満の改定案が作成されたとしても、その作成に際して「合理的な必要が認められないにもかかわらず1票に1票を超える価値を与えることを意図するような制度」が何らかの形で使用されているとするならば、「これをなお投票価値の平等の要請を満たしているとする理論的な根拠は、およそ見出し難〔く〕」、したがって、それが「合憲であるといえるか否かについては、重大な疑問がある」(平成19年判決の藤田宙靖意見)と言えよう。

この点で、平成 23 年判決を受け、その善後策として、第 180 回国会(会期: 平成 24 年 1 月 24 日~9 月 8 日)に提出された 0 増 5 減を内容

★★Ⅱ 高見勝利上智大教授論文

とする公選法および設置法改正案(以下、「0 増 5 減案」と略記)には憲法上少なからず疑義がある。」(強調 引用者)

と記述する。

同教授は、この点に関し、更に説得力に富む根拠を付して、同論文 **32~33** 頁で、

「 0 増 5 減案は、形のうえで本方式を規定した設置法 3 条 2 項の「削除」 を明言するが、しかし、「0増5減」の定数配分の基礎となっているのは、 上述のごとく、過去2回の国政調査値をもとにして本方式により各都道 府県に割り当てられた議員の数である。この意味で,まず**第1に**,平成 23年判決の求める本方式の「廃止」に応えていない。第2に、同案は、 都道府県単位で最小選挙区数を2とした根拠として、「地方にも配慮した 民主主義 | (細田メモ 〈細田メモ〈甲 23〉の3枚目下5行/引用者注〉) なるも のを提示するが、しかし、これもまた、平成 23 年判決によって疑義あ りとされた地方配慮論に依拠した開き直りに過ぎない。第3に、同案に よる都道府県間の最大較差は 1.789 倍であるが、本方式を用いた過去 2 回の区割りでは、都道府県間で 1.822 倍、1.778 倍あった最大較差を選 挙区間で2倍未満に収めることができなかったことからして(前出6参 照),設置法3条1項の趣旨に反して,多くの「行政区画」の「分割」 を実施しなければ格差2倍未満という所期の目標を達成することができ ない。第4に、平成23年判決が、本方式を廃止し、人口比例原則に基 づく定数配分を指示しているものと解し、ヘア式最大剰余法を用いて現 行 300 議席を再配分する方式を採るならば 21 増 21 減となり、 都道府県 間格差も 1.641 倍に留まるところから, 設置法3条1項の趣旨に沿って, 選挙区間の最大格差を 2 倍未満に抑えることは容易となるはずである。

★★Ⅱ 高見勝利上智大教授論文

それゆえ,第5に,かりに同案が未修正のまま国会を通過し,区画審がそれに基づいて全選挙区の格差が2倍未満の区割りを実現した別表第1を作成,国会の承認を得て実施に移され,この新別表のもとで総選挙が実施された後,当該選挙の無効訴訟が提起された場合,最高裁は,本件別表第1は,平成23年判決において違憲状態にあるとし,速やかな廃止を求めたはずの本方式による定数配分を基礎にしているとし,これを違憲と断ずることに躊躇しないであろう。」(強調 引用者)

と記述する。

以上のとおり、高見教授は、

『平成 23 年最高裁大法廷判決は、国会に、人口較差(最大) 2倍の限度で (即ち、「人口較差(最大) 2 倍」を『許容値』として)、国会に「投票 価値の平等」からの乖離することの「立法裁量権」を認めたものではな い』旨

明言している。

(3) 高見論文 (〒48) は**重要である**。「選挙人」は、これを援用する。長文では あるが、高見論文 (同書13~33頁) を、下記⁹のとおり、引用する。

記 9 (本書 166~178 頁)

(本書 166~178 頁)

「4 一人別枠方式と「公正かつ効果的な代表」「全国民の代表」による正当化?

★★Ⅱ 高見勝利上智大教授論文

ここで検討を要するのは、人口の多寡と関係なく、全ての地域、若しくはある特定の地域について一定数又は最小限度の議員を配分する立法措置が、憲法上どのように正当化されうるかという点にある。つまり、都道府県といった地域空間ないし行政区画に着目して、一定数の議員配分を行うことが、憲法上「合理性」を有するか否かという問題である。

(略)

合衆国と同様、人口の多寡に関係なく都道府県の全てに予め 1 議席配分する わが国の一人別枠方式(以下「本方式」と略記)は、しかしながら、合衆国と は異なり、憲法ではなく、法律(衆議院議員選挙区画定審議会設置法〔似下、 「設置法」と略記〕3条2項)にその根拠を置く。したがって、その立法 措置が憲法的に正当化されうるか否か改めて問われることになる。

まず思い浮かぶのは、本方式を、上述の「公正かつ効果的な代表」の概念に適合するものとし、設置法 3 条 2 項に規定する本方式を丸ごと正当化する方法である。最高裁は、平成 23 年判決において、都道府県という地域が「社会生活の上でも、また政治的、社会的な機能の点でも重要な単位と考えられてきた」とし、これを「定数配分の第一次的な基盤」とすることには理由があるとする。

問題は、小選挙区定数 (300) のうち 47 を全都道府県に予め 1 ずつ配当したうえ、残余の 253 を人口比例により各都道府県に割り振る設置法 3 条 2 項の本方式が「公正かつ効果的な代表」の概念のもとに正当化されうるか否かにある。

(略)

(略)

平成 23 年判決は、上記の問題を実定憲法上の「全国民を代表する選挙された議員」(43条1項)の次元に引き移し、空間的な地域に対する配慮は、本方式により「相対的に人口の少ない県に定数を多めに配分し、人口の少ない県に居住する国民の意思をも十分に国政に反映させる」という代表者の選出方法ではなく、国民から選出された代表者が「いずれの地域の選挙区から選出された

★★Ⅱ 高見勝利上智大教授論文

かを問わず、全国民を代表して国政に関与する」ことによって実現されるべきだとする。また、平成 19 年判決における 4 裁判官(前出 1 参照)の見解も、「過疎地域に対する配慮は国政上必要なことであるとしても、それは、国民全体の代表者として国会が全国的な視野に立って法律の制定、予算の審議等に当たって考慮すべき事柄」だと指摘する(詳しくは、後述 8 参照)。これは、憲法 43 条 1 項の規定は国会両院における議員の性格ないし役割を明示したものであり、過疎地域への配慮はあくまで「全国的な視野」から立法・予算等の審議のなかで行うべきだとするものである。

(略)

5 一人別枠方式導入における担当大臣の趣旨説明

平成 23 年判決は、中選挙区制に代えて並立制を導入、小選挙区議員定数を人口比例原則により各都道府県に配分するものとした第8次選挙制度審議会の答申(以下「第8次審答申」と略記)を受けて立案された設置法3条2項において本方式が採用されるに至った経緯(いわゆる「立法事実」)について、法案提出者である政府側から、次のような趣旨の説明があったとする。すなわち、「投票価値の平等の確保の必要性がある一方、過疎地域に対する配慮、具体的には人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮等の視点も重要であることから、人口の少ない県に居住する国民の意思をも十分に国政に反映させるために、定数配分上配慮して、各都道府県にまず一人を配分した後に、残余の定数を人口比例で配分する」本方式を採用したというものである。そこでは、選挙制度の抜本改革に伴う過疎県における「定数の急激な減少への配慮」が本方式採用の動機であったとされている(後述7参照)。

平成5年10月22日開催の衆議院政治改革調査特別委員会において, 佐藤観 樹自治大臣は, 定数是正のための公選法改正案に関する昭和61年5月1日の 衆議院決議(以下「昭和61年決議」と略記)に言及しながら、本方式の導入 の意図を明らかにしている。すなわち、昭和61年決議は、最高裁の「違憲判 決」(昭和60年判決)を受けて実施された今次の定数是正はあくまで「暫定措 置」であり、昭和60年国勢調査の確定人口の公表をまって、速やかに抜本改 正の検討を行うとしたうえで、「抜本改正に際しては、2人区・6人区の解消並 びに議員総定数及び選挙区画の見直しを行い、併せて、過疎・過密等地域の実 **情に配慮した定数の配分を期するものとする**」というものであった。佐藤大臣 は、「いわゆる定数是正のときの国会決議にもございますけれども」として、 この昭和61年決議に触れ、「過疎・過密を配慮して定数をきめなさいというこ とで、著しく国会議員の数が減ってしまうということは、やはり地域の代表数 という意味からいっても好ましくないということもありまして、まず都道府県 に一を配分し、そして残余の議席数を人口に比例するということで、いわば過 疎地配慮、こういう考え方でございます」(128回・衆・政治改革調査特別委員 会・7 号 3 頁)と言明している。また、佐藤大臣は、昭和61 年決議には過疎・ 過密に配慮してと書かれているが、東京とか大阪のような過密のところをどう するというより、「実際は、あのときの合意に加わった者の一人からいえば、 実際には過疎にもう少し配慮してあげないと議員数が激減してしまうのじゃ ないかという中身でございましたので、その辺はひとつご理解をいただきたい と存じます」(同4頁)と述べ、昭和61年決議を援用しつつ、本方式が過疎地 域における議員定数の激減緩和を意図したものであることを表明している。

なお、本方式のアイデアは、平成当初の自民党内における選挙制度改革論議のなかで浮上してきたものである。そのことは、平成2年4月26日、並立制の導入を提示した第8次審答申において、小選挙区につき、まず都道府県に人口比例原則(ヘア式最大剰余法)で定数300を配分したうえで、全国の選挙区間格差を2倍未満とする区割り案が示されたのに対して、「各都道府県に人口比で割り振る前に、一律各1議席(計47議席)を各県の基礎議席として割り

★★Ⅱ 高見勝利上智大教授論文

当てた後、残る **454** 議席を人口比で振り分ける*²⁷」案が同党内で検討されていたことからも明らかである。

(略)

6 平成 11 年, 同 19 年の両判決と「政治における安定の要請」

(略)

7 平成23年判決と一人別枠方式の「立法事実」の認定

平成23年判決は、「国会において、人口の変動する中で、これら諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請の調和を図ることが求められている」とするが、そこで考慮せられるべき要素から、平成11年判決や平成19年判決等で示された本方式の存在根拠にかかる「人口の都市集中化及びこれに伴う人口流出地域の過疎化の現象等」は除外されている。もとより、それは、「政治における安定」という「政策的観点から」(平成19年判決)する「考慮」の帰結として導入された本方式が、その導入から10年以上経過した本件選挙時(平成21年8月30日)において「立法時の合理性」は失われ、違憲状態を惹起していたと断じたからである。最高裁がかく断じたのは、本方式採用の趣旨について、平成19年判決では法案提出者である政府側の説明をなぞるだけに留まっていたのに対し、人口比例原則に基づく都道府県への定数配分を求めた第8次審にまで遡及して本方式が採用されるに至った経緯を辿ることで、次の立法事実が改めて認定されたことによるものである。まず第1に、本方式導入の狙いが過疎

^{*27 1990}年7月2日付『読売新聞』。このアイデアは、第8次審答申以前に、自民党政治改革委員会において、福島譲二議員が、中選挙区制における「抜本的」な定数是正との関係で、さほど「大きな変動はなく、受け入れやすいのではないか」として提示した「人口の少ない地方にも配慮した」私案にも見られる。福島私案は①総定数の一定割合(10%、15%、20%のいずれか)を47都道府県に一律に配分し、②残った議席を国勢調査の人口を基準にして最大剰余法で配分するというものであった。1989年4月3日付『読売新聞』参照。

★★Ⅱ 高見勝利上智大教授論文

地域に対する配慮,すなわち「相対的に人口の少ない県に定数を多めに配分し,人口の少ない県に居住する国民の意思をも十分に国政に反映させる」点にあったこと,第2に,「〔第8次審答申のように〕直ちに人口比例のみに基づいて各都道府県への定数の配分を行った場合には,人口の少ない県における定数が急激かつ大幅に削減されることになるため,国政の安定性,連続性の確保を図る必要があると考えられたこと」(前出5参照),第3に,この定数激減に対処する緩和措置なくしては「選挙制度の改革の実現自体が困難であった」ということである。

最高裁によれば、第1の立法事実は、そもそも国会議員は憲法 43条1項により「全国民を代表して国政に関与することが要請されて」いるところから、過疎地域に対する配慮もまた、かかる国民代表者としての国会活動のなかで全国的視野から考慮されるべき事柄であり、「地域性に係る問題のために、殊更にある地域(都道府県)の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいい難い」として、一蹴される。それにもかかわらず、新たな選挙制度の導入に際し本方式を採用せざるを得なかった政治的事情に関わる第2、第3の立法事実については、「その合理性に時間的な限界」があり、新制度が定着し、安定した運用がなされるようになった段階において「その合理性は失われるものというほか」ないとする。そして、この10年余の間に制度は定着し、安定した運用がなされるようになっていたと評することができ、本件選挙時には、もはや本方式を支える前述の第2、第3の立法事実は失われていた。ところが、本方式はなお依然として維持され、投票価値の平等の実現を阻害する作用を及ぼしているがゆえに、「それ自体、憲法の平等価値の実現の要求に反する状態に至っていた」とされるのである。36。

^{*36} もっとも、平成 19 年判決では、平成 17 年の総選挙時点で本方式を含む本件区割基準と選挙区割りについて、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断が示されていた。そこで、平成 23 年判決は、国会において本件選挙までの間に本方式の

★★Ⅱ 高見勝利上智大教授論文

8 平成 19 年判決 4 裁判官意見等との関連性

平成 23 年判決の上記立法事実の認定とその評価は, 平成 19 年判決の 4 裁判官(前出 1 参照)の見解と「基本的に同様の考え方が採用*37」されたことによるものである。それは, また, 平成 11 年判決の 4 裁判官(河合伸一, 遠藤光男, 元原利文, 梶谷玄)による反対意見とも通底する。

平成 19 年判決に付された 4 裁判官見解 (以下「見解」と略記) は、次の理由から、本方式は立法事実を欠き、「〔本方式を〕採用すること自体に憲法上考慮することの合理性を認めることができない。とする。すなわち、同判決の多数意見において、法案提案者である政府側の説明として「過疎地域に対する配慮」という目的から本方式の導入が図られたとの指摘がなされているが、見解は、まず初めにこの立法目的について、そうした配慮は「国政上必要なことであるとしても、それは、国民全体の代表者として国会が全国的な視野に立って法律の制定、予算の審議等に当たって考慮すべき事柄であって、第一院である衆議院を構成する衆議院議員の定数配分に当たって考慮することは原則として許されない」とする(前出4参照)。そのうえで、例外的にそれが許される場合があるとしても、それは、第8次審答申が示すごとく、定数を人口比例により都道府県に割り振るものとしたうえで、その割り振られた数が1である都道府県についてその数を2とすることにより都道府県間の議員1人当たりの人口

廃止、本件選挙区割規定の是正が行われなかったことをもって、憲法上要求される合理 的期間内における是正がなされなかったとはいえず、当該規定は辛うじて「憲法の規定 に違反するものではない」とした。しかしながら、同判決は、「事柄の性質上必要とされ る是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに」本方式を廃止し、「投票価値の平 等の要請にかなう立法措置を講ずる必要がある」として、国会に可及的速やかな対応を 採るよう求めている。拙著・前出注(7)6~7 頁参照。

^{*&}lt;sup>37</sup> 藤田・前出注(12)114 頁。

★★ II 高見勝利上智大教授論文

の最大格差が縮小することになるような「ごく例外的な場合に限られる」とするのである*³⁸。

平成 11 年判決の 4 裁判官反対意見(以下「反対意見」と略記)もまた、本方式の立法の経緯を辿り、第 8 次審答申に基づいて「小選挙区選出議員全員について無条件の最大剰余方式を採用する方向を選択しようとしたところ、これによって定数削減を余儀なくされる都道府県の選出議員から強い不満が続出したため、一種の政治的妥協策として」本方式が採用されたとし、それは、「選挙区割りの決定に当たり当然考慮せざるを得ない行政区画や地理的状況等の非人口的、技術的要素とは全く異質の恣意的な要素を考慮して採用されたものであって、到底その正当性を是認し得るものではない」とする。すなわち、本方式は、選挙制度改革を実現すべく「一種の政治的妥協策」として「恣意的な要素を考慮して」導入されたものであり、その趣旨・目的において「正当性」(合理性)を欠くものとされるのである。

いわゆる立法目的に関する上記の消極評価を前提に、次いで、見解は、過疎地域に対する配慮という立法目的を達成する手段として本方式を採用することにつき、次の4つの理由から合理性・必要性を欠くとする。第1に、都道府県の人口の多寡とその都道府県が過疎地域か否かとは関連性がないこと。第2に、都道府県は、それ自体が選挙区の単位ではなく、その中で幾つかの小選挙区に分割される中間的単位に過ぎないにもかかわらず、都道府県を単位として、定数配分に差を付ける合理性に乏しいこと。第3に、人口の少ない県に相対的に定数を多く配分するといっても、各県別に見ると、人口の少ない県に必ずしも多くの定数が配分されているわけではないこと。第4に、激減緩和という点についても、平成6年の本方式導入から本判決の対象たる平成14年法の定数

^{*38} 拙著・前出注(7)8頁参照。

★★Ⅱ 高見勝利上智大教授論文

再配分までの期間を考えるなら、平成 **14** 年法制定の時点で、その必要性に欠けること*³⁹。

(略)

むすびに代えて

平成23年判決において、平成19年判決等で示された本方式を支える立法事 実に関わる要素、すなわち、「人口の都市集中化及びこれに伴う人口流出地域 の過疎化の現象等にどのような配慮をし、選挙区割りや議員定数の配分にこれ らをどのように反映させるかという点」が**国会の考慮要素から除外されたこと** により、「衆議院議員の選挙制度の決定における国会の裁量と投票価値の平等 との関係について、平成 19 年判決の多数意見よりも、実質的に投票価値の要 請をより重視する見解 *42 」が採用された。そして、同判決は、国会に対して「必 要とされる「格差」是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区 割基準中の本方式を廃止し、設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改 正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる」ことを強く 求める。設置法3条1項は、選挙区の改定案の作成につき「各選挙区の人口の 均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除 して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、 交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない」ものとする。 そこでは、選挙区間最大格差2倍未満となるように改定案を作成することが「基 |本|とされているが、しかし、かりに2倍未満の改定案が作成されたとしても、 その作成に際して「合理的な必要が認められないにもかかわらず1票に1票を

^{*&}lt;sup>39</sup> 拙著・前出注(7)8~9 頁参照。

^{*42} 平井直也「衆議院小選挙区選挙における『一票の格差』に関する最高裁大法廷判決」 法律のひろば 2011 年 8 月号 58 頁。

★★Ⅱ 高見勝利上智大教授論文

超える価値を与えることを意図するような制度」が何らかの形で使用されているとするならば、「これをなお投票価値の平等の要請を満たしているとする理論的な根拠は、およそ見出し難〔く〕」、したがって、それが「合憲であるといえるか否かについては、重大な疑問がある」(平成 19 年判決の藤田宙靖意見)と言えよう。この点で、平成 23 年判決を受け、その善後策として、第 180 回国会(会期:平成 24 年 1 月 24 日~9 月 8 日)に提出された 0 増 5 減を内容とする公選法および設置法改正案*43(以下「0 増 5 減案」と略記)には憲法上少なからず疑義がある。

0 増 5 減案は、平成 23 年 5 月、細田博之自民党政治改革実施本部長によって考案され、その詳細は同年 10 月の「小選挙区における違憲状態解消について」と題する文書(以下「細田メモ」と略記。甲 47 引用者注)に認められる*44。

²⁰¹²年6月提出の民主党案は、小選挙区については定員の0増5減を実施、比例代表 選挙についてはブロック単位から全国単位に移行するとともに、比例定数を現行の180から140とし、そのうち35を中小政党に有利な連用制を用いて議席配分するというものであり、翌7月提出の自民党案は小選挙区選挙についてのみ、0増5減を実施するというものである。

^{*44 0} 増 5 減案の起点は,平成 22 年国勢調査の結果と平成 23 年判決を受け,「判決,学説 ともに指摘していることは、格差 2 倍を解消せよということであり、選挙区間の人口格 差の問題は2倍未満であれば裁量権の範囲内であることは明らかである」(細田メモ)と の理解に求められる。しかし、そこで指示された「判決、学説」が、平成 23 年判決とそ の評釈を指すものとするならば、その前提理解には疑問がある。平成23年判決は、本方 式について、「遅くとも本件選挙時においては、その立法時の合理性が失われたにもかか わらず、投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして、それ自体、憲法の平等 価値の実現の要求に反する状態に至っていた」ことから、「できるだけ速やかに」これを 廃止し、「設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等 の要請にかなう立法措置を講ずる必要がある」とするものであって,「格差2倍を解消せ よ」と命じたものではない。ただ、そこでは、設置法3条1項の最大格差2倍未満とい う区割基準について,同判決が「投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたもの」 と述べている点に着目して、最高裁は 2 倍以上の格差を是正するよう命じているとの理 解が導かれたのかも知れない。<u>しかし,長谷部恭男教授が適切に指摘されるように,「法</u> 延意見を素直に読む限りでは、最高裁は同条 1 項と 2 項とを切り離して、それぞれの合 理性を判断しており、投票価値に関する憲法上の要求のベースラインを最大格差 2 倍未 満に設定したわけではない」(長谷部恭男「1人別枠方式の非合理性——平成23年3月

★★Ⅱ 高見勝利上智大教授論文

その特徴は次の点にある。(a) 平成 22 年国勢調査値をもとに本方式で試算し た結果導かれた4増(東京2、神奈川・愛知各1)4減(大阪・徳島・高知・鹿 児島各 1) を基礎とし、当該試算では最小人口県・鳥取が定数 1 と半減ずるに も拘わらず、前回平成 12 年の国勢調査値をもとに本方式により配分されてい た2議席をそのまま維持したうえで、選挙区間の人口の平準化を実施、最小選 挙区の人口を 29 万人(鳥取新 1 区 290.549 人)とし、他の全ての選挙区との 最大格差が2倍に収まるよう区割りを行うこと。(b) 格差拡大の主因を,人口 90 万以下の鳥取・島根・高知・徳島・福井・佐賀・山梨の7県の存在に求め、 本方式により試算上1減となるはずの鳥取は2の現状維持(上述(a)), 島根は 本方式の試算でも 2. 本方式では 3 議席配分となるはずの高知・徳島・福井・ 佐賀・山梨の5県から各1議席減らす(5減)ことで都道府県間の人口格差の 拡大を防ぐこと。(c) その他の都道府県の定数はいじらないので、本方式によ る試算では東京2増、神奈川・愛知各1増となるが、増員は行わない(0増)。 そのため、試算上1増となるが現員どおりとされる神奈川と、試算上1減とな る大阪との間で定数の逆転現象が生ずる(大阪:886万5245人で定数19,神 奈川: 904 万 8331 人で定数 18) こと*45。

23 日大法廷判決について」ジュリスト 1428 号 [2011 年 9 月] 55 頁注 29) のである。 同様の理解は、「これ [設置法 3 条 1 項の区割基準に関し「投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたもの」とした判示〕が最大格差 2 倍という数値を画一的に量的な基準とする趣旨のものでないこと」は「その前後の説示の内容等からして明らかである」(岩井伸晃=小林宏司「衆議院議員定数訴訟――最高裁大法廷判決の解説と全文」ジュリスト 1428 号 61 頁注 4)、「本判決を踏まえても、最大格差が 1 対 2 を上回る場合に、そのことだけをもって、直ちに選挙区割りが投票価値の平等の要求に反すると判断されるものではない」(平井・前出注(42)58 頁)、「1 人別枠方式廃止後も、格差 2 倍程度が合憲性の『目安』となる」(渡辺康行「衆議院小選挙区選挙における区割基準、区割りおよび選挙運動上の差異の合憲性」判例評論 637 号 [2012 年 3 月] 161 頁)などにおいて示されている。学説もまた、平成 23 年判決に基づいて「格差 2 倍を解消せよ」などとは「指摘」していないのである。

*45 なお、本方式ではなく、ヘア式最大剰余法を用いて、都道府県間の定数配分に人口比例原則が純粋に働くようにしてみると、大阪2増、神奈川3増でともに21議席となり、

0 増 5 減案は、形のうえで本方式を規定した設置法 3 条 2 項の「削除」を明 言するが、しかし、「**0 増 5 減**」の定数配分の基礎となっているのは、上述のご とく、過去2回の国勢調査値をもとにして本方式により各都道府県に割り当て られた議員の数である。この意味で、まず**第 1 に**、平成 23 年判決の求める本 方式の「廃止」に応えていない。第2に、同案は、都道府県単位で最小選挙区 数を2とした根拠として、「地方にも配慮した民主主義」(細田メモ。細田メモ〈甲 23〉の3枚目下4行/引用者注)なるものを提示するが、しかし、これもまた、平成 23 年判決によって疑義ありとされた地方配慮論に依拠した開き直りに過ぎな い。第3に、同案による都道府県間の最大格差は1.789倍であるが、本方式を 用いた過去2回の区割りでは、都道府県間で1.822倍、1.778倍あった最大格 差を選挙区間で2倍未満に収めることができなかったことからして(前出6参 照)、設置法3条1項の趣旨に反して、多くの「行政区画」の「分割」を実施し なければ格差 2 倍未満という所期の目標を達成することができない。第 4 に、 平成 23 年判決が、本方式を廃止し、人口比例原則に基づく定数配分を指示し ているものと解し、ヘア式最大剰余法を用いて現行 300 議席を再配分する方式 を採るならば21 増21 減となり、都道府県間格差も1.641 倍に留まるところか ら、設置法3条1項の趣旨に沿って、選挙区間の最大格差を2倍未満に抑える ことは容易となるはずである。それゆえ、第5に、かりに同案が未修正のまま 国会を通過し、区画審がそれに基づいて全選挙区の格差が2倍未満の区割りを 実現した別表第1を作成、国会の承認を得て実施に移され、この新別表のもと で総選挙が実施された後、当該選挙の無効訴訟が提起された場合、最高裁は、 本件別表第1は、平成23年判決において違憲状態にあるとし、速やかな廃止 を求めたはずの本方式による定数配分を基礎にしているとし、これを違憲と断 ずることに躊躇しないであろう(8月29日の参議院本会議で野田佳彦内閣総理 大臣に対する問責決議案が可決された影響などもあり、9月8日の会期末まで

逆転現象は解消する。また、この配分方式だと、東京は2増ではなく、6増となる。

★★Ⅱ 高見勝利上智大教授論文

国会審議が空転, 0 増 5 減案を含む民主党案についても, 野党が参議院における閉会中審査を拒否し, 後会に継続されず廃案となった。しかし, 今月にも召集される第 181 回国会 [臨時会] でも, 他に有力案が浮上していないことや衆議院解散の足音が近づいていることなどから, 0 増 5 減案が「違憲状態」を早急に「打開」するための「決め手」として再提出され, 審議されることになろう。審議のなかで平成 23 年判決への理解が深まることを期待したい)。」(強調引用者)

(以下、余白)

Ⅲ 長谷部恭男東大教授の論文(ジュリスト No.1428)

Ⅲ 長谷部恭男東大教授の論文(ジュリスト No.1428。2011.9.1/48~55 頁。甲 49):

(本書 179~180 頁)

(1) 長谷部教授は、同論文 55 頁で、

「むしろ、本件判決では、投票価値の平等という「最も重要かつ基本的な基準」をベースラインと見定めて、そこからの乖離に合理性があるか否かを個別の制度ごとに切り離して検討し、ある制度に合理性が失われているのであれば、その制度を含めた基準によって行われた区割り全体も違憲の瑕疵を帯びるとの判断のプロセスが踏まれているかに見える²⁹⁾。

にわかには比較可能とは思えないさまざまな考慮要素をブラックボックス に投入して国会に衡量させ、その結果が「一般に合理性を有するものとは考えられない程度に達している」か否かという緩やかな判断基準でのみ審査するという従来採用されてきた判断のプロセスに比べると、本件判決の判断のプロセスは、国会に対して制度改革の明確な指針を与える点で明らかに優れており、憲法上の要請に照らして民主的政治過程の適切な運用条件を整備するという司法審査の中核的機能に照らしても納得のいくもののように思われる。

法廷意見は、最後に、「事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間

内に、**できるだけ速やかに** 本件区割基準中の 1 人別枠方式を廃止」する等の立法措置を行うことを国会に求めている 30°。」(強調 3月用者)

²⁹⁾「 法廷意見が区画審設置法 3 条 1 項の定める最大較差 2 倍未満という 区割基準について,「投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたも

第7章 裁判例、論文等

第2節 文献等

Ⅲ 長谷部恭男東大教授の論文(ジュリスト No.1428)

の」としていることをとらえて、最高裁が衆議院議員小選挙区選出議員の選挙区割りについては、投票価値の最大較差 2 倍未満を合憲性の判断基準 (許容限度) として想定しており、それを超える最大較差をもたらす主要 な要因となっているがゆえに、1 人別枠方式は違憲状態に至っていると判断したとの理解もありうるかも知れない。 しかし、法廷意見を素直に読む限りでは、最高裁は同条 1 項と 2 項とを切り離して、それぞれの合理性を判断しており、投票価値に関する憲法上の要求の

ベースラインを最大較差2倍未満に設定

したわけではないものと思われる。」(強調 引用者)

と記述する。

(2) 上記注²⁹⁾ に示すとおり、長谷部教授は、

「<u>法廷意見を素直に読む限りでは</u>, 最高裁は同条 1 項と 2 項とを切り離して, それぞれの合理性を判断しており, 投票価値に関する憲法上の要求のベースラインを最大較差 2 倍未満に設定したわけではないものと思われる。」(強調 引用者)

と記述している。

即ち、長谷部教授は、「平成 23 年最高裁大法廷判決 (衆) は、「投票価値の最大較差 2 倍未満」を合憲性の判断基準(許容限度)として想定しているという説に反対している。

第2編 【主位的的主張】(=「違憲無効判決」の主張)

第7章 裁判例、論文等 第2節 文献等 IV 宮川最高裁判事・反対意見 V 須藤最高裁判事・補足意見

Ⅳ 宮川光治最高裁判事の平成 23 年大法廷判決・反対意見 (甲1) : (本書 181 頁)

宮川光治最高裁判所裁判官は、下記 10 のとおり、「国会は、・・・・人口に比例して選挙区間の投票価値の比率を可能な限り 1 対 1 に近づける努力をしなければならない。」と明言されている(甲 1、33 頁)。

記¹⁰

「2 私は、衆議院及び参議院の各議員を選挙する権利は、国民主権を実現するための、国民の最も重要な基本的な権利であり、人口は国民代表の唯一の基礎であり、投票価値の平等は憲法原則であると考える。人口こそが、議席配分の出発点であり、かつ決定的基準である。国会は、衆議院及び参議院について、国民の代表という目標を実現するために適切な選挙制度を決定することに関し広範な裁量権を有するが、選挙区や定数配分を定めるには、人口に比例して選挙区間の投票価値の比率を可能な限り1対1に近づける努力をしなければならない。この意見は、既に平成19年7月29日の参議院議員通常選挙に関する最高裁平成20年(行ツ)第209号同21年9月30日大法廷判決・民集63巻7号1520頁における反対意見で詳しく述べたところである。」(強調 引用者)と。

V 須藤正彦最高裁判事の平成 23 年最高裁大法廷判決・補足意見 (甲 1): (本書 181~182 頁)

須藤正彦最高裁判所裁判官は、平成23年最高裁大法廷判決の判決文・18頁で、

第7章 裁判例、論文等 第2節 文献等 V 須藤最高裁判事・補足意見 VI 藤田最高裁判事・意見

「衆議院議員選挙における投票価値は特に」政格な平等が要求

されるというべきで、それに殊更に差異を設けるような制度は、**特段の合理的理由が認められない限り**、憲法の投票価値の平等の要求に反するというべきである。」

と明言されている (甲1、18頁)。

VI 藤田宙靖最高裁判事の平成 19 年大法廷判決(衆)・意見(甲 50): (本書 182 頁)

藤田宙靖最高裁判所裁判官は、

「仮に結果的にこの「2倍未満の基準」自体は満たされている場合であった

としても、合理的な必要が認められないにもかかわらず



1票を超える価値を与えることを意図するような

制度が存在するとき、これをなお投票価値の平等の要請を満たしていると する理論的な根拠は、およそ見出し難いものといわなければならない。」

調引用者)

と意見を述べる (甲50、122頁)。

即ち、藤田最高裁判所裁判官は、議員一人当たり人口較差が「2 倍未満」であったとしても、「投票価値の平等」(即ち、「人口比例選挙」)からの乖離は、**合理的必要**・・・・・

がない限り、憲法上許されない、と意見を述べている。

★★★WI 8ヶの人口比例選挙判決

★★★〒 8 ケの人口比例選挙判決: (★書 183~194 頁)

序

下記のとおり、【『憲法は、【できる限りの人口比例選挙】を要求している』 旨判示する**人口比例選挙判決**】は、既に

87

に達している。

(1)	平成 23 年 1 月 28 日福岡高判(廣田民生裁判長)	(甲7)
(2)	平成 25 年 3 月 26 日広島高裁岡山支部判決(片野悟好裁判長)	(甲8)
(3)	平成 25 年 3 月 25 日広島高判(筏津順子裁判長)	(甲9)
(4)	平成 25 年 3 月 18 日名古屋高裁金沢支部判決(市川正巳裁判長)	(甲 10)
(5)	平成 25 年 3 月 18 日福岡高判 (西謙二裁判長)	(甲 23)
(6)	平成 25 年 3 月 6 日東京高判(難波孝一裁判長)	(甲11)
(7)	平成 25 年 11 月 28 日広島高裁岡山支部(片野悟好裁判長)	(甲 25)
(8)	平成 27 年 3 月 25 日福岡高判(高野裕裁判長)	(甲 27)

(以下、余白)

★★★WI 8ヶの人口比例選挙判決

(1) 平成 23 年 1 月 28 日福岡高判(廣田民生裁判長)(甲 7): (本書 184 頁) 同判決は、その判決文・12 頁 14 行~13 頁 1 行 (甲 7) で、

しかしながら、憲法は、上記の点については、参議院議員につき三年 ごとの半数改選を定めているにすぎず、都道府県単位の選挙区の設定及 び定数偶数配分制は憲法上に根拠を有するものではない。さらに、憲法 は制度としての地方自治を定めているが、都道府県がその憲法上保障さ れる地方自治制度自体に該当しないことは憲法の解釈上明らかである。 また、現在の都道府県はその制度が定められてから相当の期間が経過し ており、その間の交通・通信の手段の発達、産業規模や構造や国民の生 活様式の変化並びに居住圏の広域化や人口分布の変化等により、必ずし も都道府県単位で参議院議員の選挙区を構築する合理的根拠は、消失な いしは希薄化していることは明らかなところである。その都道府県を基 準とする選挙区割と議員定数の偶数配分制に拘泥するあまり、居住地に よって投票価値に著しい較差をもたらす結果と現在ではなっている。<u>前</u> 記のとおり憲法上の要請ではない都道府県単位の選挙区を維持するた

めに、憲法上の要請である投票価値の可能な限りでの



┡の実現を妨げることになっていて,許容しがたい現状にあ

る。」(強調 引用者)

と判示する。

(2) 平成 25 年 3 月 26 日広島高裁岡山支部判決(片野悟好裁判長)(甲 8): (本 書 184~186 頁) 同判決は、その判決文・8 頁末行~9 頁下6行(甲8)で、

「 1 憲法は、「主権が国民に存する」、「日本国民は、正当に選挙された 国会における代表者を通じて行動し、」とし、国民主権及びこれに基づ く代表民主制の原理を定めている。国民主権の下において、主権者と しての国政は、1人1人が平等の権利をもって国政に参加する権限を有 するところ、国民主権に基づく代表民主制においては、国民は、その代 表者である国会の両議院の議員を通じてその有する主権を行使し、国政 に参加する。したがって、その代表者の選出に当たっては、国民1人1 人が平等の権利を有するというべきである。また、国民1人1人が平等

の権利でもって代表者を選出するからこそ, 国民の多数意見

と国会の多数意見が一致し, 国民主権を実質的に保障 することが可能となる。

このように、国政選挙における投票価値の平等は、国民主権・代表民主制の原理及び法の下の平等の原則から、憲法の要求するところである。

2 国民の代表者である両議院の議員の選挙については、憲法は、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし(43条2項、47条)、両議院の議員の各選挙制度をどのような仕組みにするかについて国会に裁量を認めている。上記1のような国民主権・代表民主制の原理の趣旨にかんがみれば、投票価値の平等は、最も重要な基準とされるべきであり、国会は、選挙に関する事項を法律で定めるに当たり、選挙区制を採用する際は、投票価値の平等(すなわち、選挙区(国民の居住する地)によって投票価値に差を設けないような人口比例に基づく選挙区制)を実現するように十分に配慮しなけ

★★★WI 8ヶの人口比例選挙判決

ればならない。したがって、投票価値の平等に反する選挙に関する定めは、合理的な理由がない限り、憲法に違反し無効というべきである。」(強調 引用者)

と判示する。

- (3) 平成 25 年 3 月 25 日広島高判(筏津順子裁判長) (甲 9): (本書 186~187頁) 同判決は、その判決文・27 頁下 5 行~28 頁末行 (甲 9) で、
 - しかし、平成二三年判決が説示しているとおり、衆議院は、その権能、 議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映 するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等に ついてもより厳格な要請があるものといわなければならないところ(前 提事実(7)イ(エ))、平成二三年判決は、国会が広範な裁量権を有し ていることに十分考慮しつつも、本件区割基準中の一人別枠方式及びこ れを前提とする本件選挙区割りについては、前回選挙時において、憲法 の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると断じた上で、事柄 の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やか に本件区割基準中の一人別枠方式を廃止し、区画審設置法三条一項の趣 旨に沿って本件区割規定を改正するなどの投票価値の平等の要請にか なう立法的措置を講ずる必要があると具体的かつ明示的に説示してい るのであるから(前提事実(7)イ(イ)~(エ)。この点で、参議院 議員選挙の選挙無効訴訟において、最高裁判所が、参議院の在り方をも 踏まえた高度に政治的な判断が求められる、事柄の性質上課題も多いた めその検討に相応の時間を要することは認めざるを得ないなどとした 上で、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単

★★★WI 8ヶの人口比例選挙判決

位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講ずる必要があると幅を持った説示をしていること〔最高裁判所平成二四年一〇月一七日大法廷判決・裁判所時報一五六六号一頁〕とは、大きく異なっているのである。)、憲法が、国民主権を宣明した上で、三権分立制度を採用し、最高裁判所に違憲審査権を付与していることに照らすと、国会の広範な裁量権は、憲法の投票価値の平等の要求に反する

状態を是正し、民主的政治過程のゆがみを是正するという極めて

高度の必要性から、制約を受けるところとなったもの

というべきであり、国会においては、本件区割規定の改正等の立法的措置を講ずるという喫緊の課題に限って、まずもって優先的に実行する憲法上の義務を国民に対して負うことになったと解するのが相当である(この点で、本件区割規定の改正等の立法的措置と併せて定数削減等の立法的措置を講じようとすることが、国会の裁量の範囲内であることを前提とする被告の主張〔争点一の被告の主張②〕は、採用することができない。)。」 (強調 引用者)

と判示する。

(4) 平成 25 年 3 月 18 日名古屋高裁金沢支部判決(市川正巳裁判長)(甲 10):

(本書 187~189 頁)

同判決は、その判決文・14 頁 13 行~15 頁下 7 行 (甲 10) で、

「 ウ 選挙制度の仕組みを定めることについての国会の裁量権について

★★★WI 8ヶの人口比例選挙判決

注意を要する点は、①議員の定数を何人にするか、選挙制度を比例代表制にするのか、選挙区制にするのか、この両者を組み合わせるのか、組み合わせる場合の方法をどのようにするか、選挙区の大きさをどのようにするか等の問題と、②上記のようにして定められた選挙制度の仕組みの下において議員定数の配分をどのようにするか(小選挙区制を採る場合においては、その区割りをどのように定めるか)の問題とを区別して考える必要がある点である。

①の問題について、国会に広範な裁量権が認められる。これに対し、 ②の問題については、憲法の要請する投票価値の平等に十分な配慮をし なければならず、国会には、投票価値の平等を損なうような裁量権の行 **使は原則として認められないというべきである。**そして,投票価値の平 等に最も忠実な定数配分は、人口に比例して定数を配分する人口比例原 則であるから, **定数の配分に当たり非人口的要素を考慮することが許容** されるのは、それが投票価値の平等を損なうことを正当化するに足りる 合理性を有する場合に限られるといわなければならない。本件の問題が、 第二院である参議院に比べて投票価値の平等が強く求められる第一院 である衆議院の議員選挙に関するものであること、歴史的に見ても、衆 議院議員の定数配分については、衆議院議員選挙法により普通選挙が実 施された大正14年以来人口比例原則が採られ、昭和25年に制定され た公職選挙法においてもこれを踏襲して,選挙区の区分及び定数配分が 行われたこと、その後の選挙区の区分及び定数の改正は、人口の都市集 中化等の人口の変動に伴う措置であって、人口の増加した選挙区を分割 し、また、人口の減少した地域の定数を減じ、これを人口の増加した地 域の定数の増加に充て,あるいは,全体の定数を増加させることにより, 人口の増加した地域の定数に充てるというものであったこと、人口比例 原則という公職選挙法制定当時の仕組み自体は維持されたが, 定数の見

★★★WI 8ヶの人口比例選挙判決

直しが急激な人口変動に追いつかなかったため、大きな較差が生じることとなったこと(以上につき、平成19年大法廷判決における「4裁判官の見解」参照)を併せ考慮すると、小選挙区制を採る場合の区割りは、

実務上可能である限り人口に比例してされなけれ

ばならず、許容される較差の程度はさほど大きなものではないというべきである。そして、実際の区割りに当たり生じた較差を正当化するに足りる合理性が存するか否かは、その較差をもたらした規定の立法目的(例えば、市町村その他の行政区画を尊重しようとしたものか、人口が極めて少ない県が衆議院に代表を送ることができない事態を防ごうとしたものか。)及び手段(例えば、市町村その他の行政区画どおりに選挙区割りをしたのか、人口が極めて少ない県に対しても、最低1議席を配分したものか、それらの結果生じた較差はどの程度か。)といった点を考慮して判断されるべきである。」(強調 引用者)

と判示する。

- (5) 平成 25 年 3 月 18 日福岡高判(西謙二裁判長) (甲 23): (本書 189~191 頁) 同判決は、その判決文・16 頁下 3 行~18 頁 9 行 (甲 23) で、
 - 「 もっとも,前提事実において明らかなように,最高裁判所は,①昭和 51年大法廷判決において,選挙区間の議員1人当たりの選挙人数の最大較差が1対4.99となった昭和47年12月10日の総選挙における選挙区割規定,②昭和58年大法廷判決において,選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差が1対3.94となった昭和55年6月22日の総選挙における選挙区割規定,③平成23年大法廷判決

★★★WI 8ヶの人口比例選挙判決

において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の較差が1対2. 304となった平成21年8月30日の総選挙における選挙区割規定 が、それぞれ投票価値の平等の要求に反するに至っているなどと判示し ていることからすれば、投票価値の平等はより厳格に審査されるように なってきているものということができ、また、その後、最高裁判所が、 平成22年7月11日施行の参議院議員通常選挙に対する選挙無効訴 訟に関し, 上記①ないし③を含む従前の衆議院議員選挙についての無効 訴訟において国会の裁量権の行使に合理性があるか否かを判断する際 考慮され、参議院議員選挙に対する選挙無効訴訟において同様に考慮さ れていた都道府県という単位について、これを考慮することは必ずしも 憲法上の要請ではない旨判示していること(最高裁平成23年(行ツ) 第64号同24年10月17日大法廷判決(最高裁判所ホームページ)). 衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的 確に国民の意思を反映するものであることが求められていることを併 せ考えると、衆議院議員の選挙につき多数の選挙区を設けてこれに議員 定数を配分するについて,議員1人当たりの選挙人数又は人口ができる 限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とするとの趣旨

は、<u>憲法上、**人口比例に基づく選挙を原則**とし、できる限り投票価値の平等を確保しようとすることにあり、その志向するところは、**人口比例選挙の保障**に通ずるものとも解される。</u>

そうすると、後記のとおり、選挙制度上投票価値に不均衡が生じた状況についてその是正を講ずべきところ、これを怠るなど、選挙制度に係る憲法秩序の下における国会の裁量権の限界を超えることは許されないのであり、この裁量権を逸脱した場合には、投票価値の平等が侵害されたものとしてだけではなく、統治機構の在り方からしても、当該選挙

★★★WI 8ヶの人口比例選挙判決

制度の仕組みが違憲となる余地はあるものと解される。

そして、上記のとおり、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するについて、議員1人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが憲法上の要請であることからすれば、選挙制度の具体的な仕組みにおいて投票価値の不平等の結果が生じている場合には、被告において、上記仕組みの決定において考慮された政策目的ないしは理由が投票価値の不平等という結果をもたらしていることに対して合理性を有することを

基礎付ける事実を主張立証しなければならないものとい

うべきである。」(強調 引用者)

と判示する。

(6) 平成 25 年 3 月 6 日東京高判(難波孝一裁判長)(甲 11): (本書 191~193 頁) 同判決は、その判決文・15 頁 3 行~16 頁 11 行 (甲 11) で、

「二 原告の主位的主張について

原告の主位的主張に係る論理は必ずしも明らかではないが、投票価値 の平等が憲法上保障される根拠として、憲法が国民主権の原理の下で、 国民が選任した国会議員の多数決により政策上の意思決定を行う代表 民主制の統治機構を採用していることから、このような意思決定を正当 化する根拠として、当然に人口比例選挙、すなわち、選挙区の議員一人 当たりの登録有権者(主権者)の数が同数であること(投票価値の等価 値)も憲法によって要求されている旨主張するものと解される。そして、 原告は、これを前提として、憲法上の要請以外の政策的目的ないしは理 由によって投票価値の等価値を制限することは許されない旨を主張していると解される。

当裁判所も、投票価値の平等を可能な限り尊重

選挙に近づけていくことは、憲法上の要請であると考えているものである。しかし、憲法が、両議院議員の各選挙制度の仕祖みの具体的決定を原則として国会の裁量にゆだねていると解すべきことは前記一で述べたとおりであり、国民主権の原理及び代表民主制の統治機構上の理念から、原告の主張するような厳格な投票価値の平等(人口比例選挙)の要請が論理必然的に導き出されると解することは困難である。また、これらの原理等から当然に、憲法が、憲法上の要請以外の理由による投票価値の平等に対する制限を容認していないと解することもできない。

よって、原告の上記主張は採用することができず、投票価値の平等は、 憲法一四条一項に定める法の下の平等によって基礎づけられるものと 解することが相当である。

- 三 本件選挙区割りを定める本件区割規定の合憲性について
- (1) 前記のとおり、憲法は、両議院議員の各選挙制度の仕組みの 具体的決定を原則として国会の裁量にゆだねており、国会は、選挙制度 の仕組みの決定について裁量権を有している。もっとも、この裁量権の 行使は、国会がこれを付与された趣旨に照らして合理的なものでなけれ ばならない。投票価値の平等は憲法の要求するところであるから、常に その絶対的な形における実現を必要とするものではないとしても、単に

★★★WI 8ヶの人口比例選挙判決

国会の裁量権の行使の際における考慮事項の一つであるにとどまるも のではない。したがって、国会が決定する具体的な選挙制度において現 実に投票価値の不平等の結果が生じる場合には、国会が正当に考慮する ことのできる重要な政策的目的ないしは理由に基づく結果として合理 的に是認することができるものでなければならず、**かかる合理性を基礎** 付ける事実は、被告において主張立証しなければ ならないと解するのが相当である。」(強調 引用者)

と判示する。

(7) 平成 25 年 11 月 28 日広島高裁岡山支部(片野悟好裁判長)(甲 25): (本書 193 ~194 頁)

同判決は、その判決文・16頁6~下9行(甲25)で、

Γ 憲法は、「主権が国民に存する」、「日本国民は、正当に選挙さ れた国会における代表者を通じて行動し、」とし、国民主権及びこれに 基づく代表民主制の原理を定めている。そして、国民主権に基づく代表 民主制においては、国民は、その代表者である国会の両議院の議員を通 じてその有する主権を行使し、国政に参加するものであるところ、国民

主権を実質的に保障するためには、国民の多数意見と国会

の多数意見が可能な限り一致することが望まれる。

また、法の下の平等を定めた憲法14条1項は、選挙権に関しては、 国民は全て政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した 平等化を志向するものであり、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち、投票価値の平等を要求しているものと解される。

このように、国政選挙における投票価値の平等は、国民主権・代表民主制の原理及び法の下の平等の原則から導かれる憲法の要請である。」

と判示する。

(強調 引用者)

- (8) 平成 27 年 3 月 25 日福岡高裁(高野裕裁判長) (甲 27): (本書 194 頁) 同判決は、その判決文・15 頁下 10~下 3 行 (甲 27) で、
 - 「しかしながら、選挙制度の仕組みを決定するに当たって国会に裁量権が認められるとはいえ、衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められていることからすれば、衆議院議員の選挙につき多数の選挙区を設けてこれに議員定数を配分するについて、議員1人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることが最も重要かつ基本的な基準とされるのであり、このような趣旨からすれば、人口比例に基づく選挙を原則とし、できる限り投票価値の平等を確保することは、憲法上の要請であると解するのが相当である。」 (強

調 引用者)

と判示する。

(以下、余白)

第7章 裁判例、論文等

第2節 文献等

★★娅 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決 (衆)

★★Ⅲ 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡しの 1 5 ヶの違憲高裁判決(衆): (本書 195~243 頁)

(1) 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡しの 1 5 ケの違憲高裁判決 (衆) (その 1 / 一覧表):

(本書 195~196 頁)

平 25/3/6~平 25/4/11・言渡しの【<mark>違憲高裁判決</mark>(衆)が、 1 5 ヶという事実】 は、重大である。

一覧表

	2 ケの	①平成 25.3.26 広島高裁岡山支部判決(片野悟好裁判長)	
	違憲・無効		(甲 8)
	判決	②平成 25.3.25 広島高裁判決(筏津順子裁判長)	(甲 9)
	13 ヶの	①平成 25.3.18 名古屋高裁金沢支部判決(市川正巳裁判長)
	違憲・違法		(甲 10)
	判決	②平成 25.3.6 東京高裁判決(難波孝一裁判長)	(甲 11)
		③平成 25.3.7 札幌高裁判決(橋本昌純裁判長)	(甲 12)
17 ヶの		④平成 25.3.22 高松高裁判決(小野洋一裁判長)	(甲 13)
高裁判		⑤平成 25.4.11 東京高裁判決(設楽隆一裁判長)(本人訴訟	7)
決 (衆)			(甲 14)
		⑥平成 25.3.26 福岡高裁那覇支部判決(今泉秀和裁判長)	(甲 15)
		⑦平成 25.3.26 広島高裁松江支部判決(塚本伊平裁判長)	(甲 16)
		⑧平成 25.3.26 東京高裁判決(奥田隆文裁判長)	
		(山口弁護士グループ)	(甲 17)
		⑨平成 25.3.14 仙台高裁判決(宮岡章裁判長)	(甲 18)
		⑩平成 25.3.26 福岡高裁宮崎支部判決(横山秀憲裁判長)	(甲 19)
		⑪平成 25.3.26 広島高裁判決(小林正明裁判長)	(甲 20)
		⑫平成 25.3.27 仙台高裁秋田支部判決(久我泰博裁判長)	押 21)
		⑬平成 25.3.26 大阪高裁判決(小松一雄裁判長)	(甲 22)

★★娅 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決 (衆)

2 ケの	①平成 25.3.18 福岡高裁判決(西謙二裁判長)	(甲 23)
違憲状態	②平成 25.3.14 名古屋高裁判決(加藤幸雄裁判長)	(甲 24)
判決		

(2) 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡しの 1 5 ケの違憲高裁判決(その 2 / 各判決文の抜粋)(但し、『合理的期間』について): (本書 196~243 頁)

『合理的期間』に関する部分の各判決文の抜粋

- ① 広島高裁岡山支部判決・平 25/3/26 (片野悟好裁判長) (甲 8) (本書 196~197頁) 同判決は、その判決文・10 頁下 11 行~11 頁下 2 行で、
 - 「(2) もっとも、憲法は、上記のとおり、選挙に関する事項の定めを国会の裁量に委ねていることから、本件区割規定が違憲状態に至っても、このことが、直ちに憲法に違反するということはできず、違憲状態になった後、国会が合理的期間内にこれを是正しないときに初めて、憲法に違反するということができる。

国会は、遅くとも、本件区割基準が投票価値の平等に反する状態に至っている旨判断した平成23年大法廷判決が言い渡されたときには、本件区割規定が違憲状態にあると認識することができたと認められるところ、平成23年大法廷判決から本件選挙までは、1年9か月弱(634日)の期間が存在した(顕著な事実)。

被告は、抜本的な選挙制度改革のためには時間を要し、平成23年大法 延判決から1年9か月弱の期間は立法措置を講ずるには不十分でこの期間 内に本件選挙制度を是正することは困難であり、国会は1人別枠方式の廃 止と議員定数について「0増5減」を内容とする緊急是正法を成立させる など本件選挙制度是正のために努力したから、憲法上要求される合理的期

★★Ⅲ 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決(衆)

間内に是正されなかったと評価することはできない旨主張する。

しかし、国会議員は憲法擁護義務を負っており(憲法99条)、平成23 年大法廷判決により、本件区割規定が違憲状態であると判断されたのであ るから、国会は、**直ちに**是正措置を講ずるべきといえる。しかも、衆議院 議員の任期は4年で、任期満了前に解散される可能性 **もある**こと (憲法45条)、平成23年大法廷判決は、できるだけ速や かに立法的措置を講ずる必要がある旨指摘したこと等も併せかんがみれば、 衆議院議員の任期の約2分の1に相当する期間である1年9か月弱は、本 件区割規定ないし本件選挙制度を改定するための合理的な期間として,不 十分であったと認めることは到底できない。国会は、本件選挙の約1か月 前にいわば駆け込み的に緊急是正法を成立させたのみで(なお、緊急是正 法は、都道府県単位で最小選挙区数を2としており、平成23年大法廷判 決が違憲であると判断した1人別枠方式による定数配分を基礎としたもの にすぎず、投票価値の較差是正のための立法措置を行ったとは到底いいが たい。),本件選挙施行までに改定された選挙区割りを作成し、これに基づ いて本件選挙を施行しなかったことは、国会の怠慢であり、平成23年大 法廷判決など司法の判断に対する甚だしい軽視というほかない。

したがって、国会は、合理的期間内に本件区割規定を是正しなかったというべきであるから、本件区割規定は、憲法の投票価値の平等の要求(憲法が定める国民主権・代表民主制の原理、憲法14条、44条但し書など)に違反し、違憲といわざるをえない。」(強調 引用者)

と判示する。

★★呱 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決 (衆)

② 広島高裁判決・平 25/3/25 (筏津順子裁判長) (甲9) (本書 198~204 頁)

同判決は、その判決文・26 頁 10 行~32 頁 6 行で、

「第三 当裁判所の判断

- 1 争点一(本件選挙までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は廃止されたけれども、これを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態について、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったといえるか)について
- まず、本件選挙までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は 廃止されたけれども、これを前提とする本件区割規定の是正がされなかっ たことをもって、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態について、憲 法上要求される合理的期間内に是正がされなかったといえるかを判断する に当たっては、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を生じさせてい た本件区割基準中の一人別枠方式を廃止し、これを前提とする本件区割規 定を是正するための憲法上要求される合理的期間の起算日をいつとするの かが問題になるところ、平成一九年判決においては、前々回選挙の時点に おける一人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて、憲 法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断が示されてい たものであって、平成二三年判決において、初めて、前回選挙の時点にお ける本件区割基準中の一人別枠方式及びこれを前提とする本件選挙区割り について、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旨の判 断が示されたこと(前提事実(6)イ、(7)イ(ア)~(エ))に照らす と、上記起算日については、平成二三年判決の言渡しの日である平成二三 年三月二三日とするのが相当である。
 - (2) ア 次に、平成二三年判決の言渡しの日である平成二三年三月二

★★娅 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決(衆)

三日から本件選挙の日である平成二四年一二月一六日までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は廃止されたけれども、これを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態について、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったといえるかにつき検討するに、上記合理的期間の経過の有無については、事柄の性質上、一義的に決定し得るものではなく、一人別枠方式の廃止及び本件区割規定の是正のために必要とされる立法等の内容及び過程に係る諸事情を総合的に勘案して、個別具体的に判断するほかはないものと解される。

この点、確かに、両議院の議員の各選挙制度の仕組みについては、国会に広範な裁量が認められているところ(前提事実(7)イ(ア))、これを具体的に是正することは、一般的に、複雑かつ困難な問題というべきであり、そのためには、国会における十分な検討が必要になるというべきであるから、事柄の性質上、相応の期間を要することは、否定することができないというべきであるし、また、平成二三年三月一一日以降、国会が正に国難というべきであるし、また、平成二三年三月一一日以降、国会が正に国難というべきであるし、また、平成二三年三月一、日以降、国会が正に国難というべきであるし、また、平成二三年三月一、日以降、国会が正に国難というべきである。とになっていたとしても、やむを得ないというべきである。

しかし、平成二三年判決が説示しているとおり、衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものといわなければならないところ(前提事実(7)イ(エ))、平成二三年判決は、国会が広範な裁量権を有していることに十分考慮しつつも、本件区割基準中の一人別枠方式及びこれを前提とする本件選挙区割りについては、前回選挙時において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると断じた上で、事柄の性質上必要と

★★Ⅷ 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決 (衆)

される是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基準中 の一人別枠方式を廃止し、区画審設置法三条一項の趣旨に沿って本件区割 規定を改正するなどの投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる 必要があると具体的かつ明示的に説示しているのであるから(前提事実 (7) イ (イ) ~ (エ)。この点で、参議院議員選挙の選挙無効訴訟におい て、最高裁判所が、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が求 められる、事柄の性質上課題も多いためその検討に相応の時間を要するこ とは認めざるを得ないなどとした上で、単に一部の選挙区の定数を増減す るにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の 方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直し を内容とする立法的措置を講ずる必要があると幅を持った説示をしている こと「最高裁判所平成二四年一〇月一七日大法廷判決・裁判所時報一五六 六号一頁〕とは、大きく異なっているのである。)、憲法が、国民主権を官 明した上で、三権分立制度を採用し、最高裁判所に違憲審査権を付与して いることに照らすと、国会の広範な裁量権は、憲法の投票価値の平等の要求 に反する状態を是正し、民主的政治過程のゆがみを是正するという

極めて高度の必要性から、制約を受けるところとなったも

のというべきであり、国会においては、本件区割規定の改正等の立法的措置を講ずるという喫緊の課題に限って、まずもって優先的に実行する憲法上の義務を国民に対して負うことになったと解するのが相当である(この点で、本件区割規定の改正等の立法的措置と併せて定数削減等の立法的措置を講じようとすることが、国会の裁量の範囲内であることを前提とする被告の主張〔争点一の被告の主張②〕は、採用することができない。)。

そして、本件区割規定の改正等の立法的措置を講ずるという喫緊の課題 に限って、まずもって優先的に実行するとすれば、国会における一人別枠

第2節 文献等

★★Ⅷ 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決 (衆)

方式の廃止の審議と議決、区画審における審議と本件区割規定の是正の勧 告、国会における本件区割規定の審議と議決を経ることが必要になると解 されるところ、既に、平成二三年判決が言い渡され、国会が上記の憲法上 の義務を国民に対して負っていることが明らかにされている以上、国会の 審議又は議決において、なお紛糾が生ずるなどということは、憲法が三権 分立制度を採用し、最高裁判所に違憲審査権を付与していることに照らし、 憲法上予定されていない事態というべきであるし、また、緊急是正法の施 行を受けて、審議を再開した区画審に関しては、ノンフ てできるだけ速やかに勧告を行うものとされているのであるから(緊急是 正法附則三条三項。なお、第一八〇回国会の平成二四年八月二三日の衆議 院政治倫理委員会において、田口尚文政府委員〔総務省目 治行政局選季部長」は、区画審の作業期間について質問された ところ、区画審においては、大か月以内には作業を完了し得る旨の 答弁をしている。 [公知の事実])、通常の場合であれば、平成二三年判決 の言渡しの日である平成二三年三月二三日から一年が経過する平成二四年 三月二三日までに、また、国会が正に国難というべき東日本大震災の対応 に追われていたことを最大限考慮したとしても、平成二三年判決の言渡し の日である平成二三年三月二三日から一年半が経過する平成二四年九月二 三日までに、本件区割基準中の一人別枠方式及びこれを前提とする本件区 割規定の是正がされなかったのであれば、憲法の投票価値の平等の要求に 反する状態については、憲法上要求される合理的期間内に是正されていな かったものといわざるを得ない(本件区割基準中の一人別枠方式の廃止及 びこれを前提とする本件区割規定の是正等に関しては、第一七七回国会〔会 期平成二三年一月二四日から同年八月三一日まで〕においては、菅総理が、 議会政治の根幹に関わる問題として、できるだけ早い時期の成案を目指す

★★娅 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決(衆)

と表明し〔前提事実(9)ア〕、第一七八回国会〔会期同年九月一三日から 同月三〇日まで〕においては、野田総理が、政治改革で最優先すべき課題 であり、喫緊の課題であると表明し〔前提事実(9)イ〕、第一七九回国会 [会期同年一〇月二〇日から同年一二月九日まで] においては、喫緊の課 題として、同国会中に立法的措置を講ずることが目指され〔前提事実(1 0)ア]、第一八○回国会〔会期平成二四年一月二四日から同年九月八日ま で〕においても、区画審が、勧告期限である同年二月二五日までに、勧告 を提出することができるように、立法的措置を講ずることが目指されてい たもので〔前提事実(10)オ~ケ〕、後藤議員は、同年八月二四日の時点 で、「もう合理的期間は十分過ぎた」と述べているのである〔前提事実(1 3) エ]。なお、緊急是正法は、実質的に、僅か三日間の審議で成立してい るのであるが「前提事実(14)ア)、平成二三年判決から本件選挙までの 国会の会期の総日数は、四七九日に及んでおり〔法律時報八五巻二号三頁〕、 この間には、極めて多くの政治的課題を抱えていた消費税増税を柱とする いわゆる社会保障・税一体改革関連法も成立しているのである。おって、 当裁判所は、平成二五年二月六日の期日外釈明三項をもって、被告に対し、 上記合理的期間をどのように考えるかをただしたけれども、被告は、本件 区割規定の改正等の立法的措置のみを講ずることを個別に取り上げて、上 記合理的期間を論ずるのは相当ではないと述べるにとどまっている。)。

しかるに、平成二三年判決の言渡しの日である平成二三年三月二三日から本件選挙の日である平成二四年一二月一六日までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は廃止されたけれども、これを前提とする本件区割規定は是正されなかったのであるから、憲法上要求される合理的期間内に、本件区割基準中の一人別枠方式及びこれを前提とする本件区割規定の是正はされなかったものといわざるを得ない。

そうすると、本件区割規定は、本件選挙当時において、憲法一四条一項

★★Ⅲ 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決 (衆)

等の憲法の規定に違反するものと断ぜざるを得ない(前提事実(7)イ(ウ) 参照)。

イ 以上に対し、まず、被告は、①選挙制度の仕組みを全体としてどの ように構築するかについては、国会の高度の政策的判断に委ねられる事柄 であるから、平成二三年判決後も、本件区割規定の改正等の立法的措置と 併せて定数削減等の立法的措置を講じようとすることは、国会の裁量の範 囲内と解されるところ、本件区割規定の改正等の立法的措置と併せて定数 削減等の立法的措置を講ずることは、現行の選挙制度の全体的、抜本的な 作り替えに匹敵する検討と作業を要する複雑かつ困難な問題であるから、 事柄の性質上、その審議等にかなりの期間を要することが明らかであるが、 そのために必要な合理的期間というものを定量的に明らかにすることは困 難であり、また、相当でもないこと(争点一の被告の主張②)、②国会は、 平成二三年判決後、投票価値の較差是正に関する議論を行い、緊急是正法 の成立に至っていること(争点一の被告の主張③)、③本件選挙当日の選挙 区間における議員一人当たりの選挙人数の最大較差は、一対二・四二五で あり、前回選挙時の一対二・三○四から僅かに増大しているにすぎないこ と(争点1の被告の主張④)などに照らすと、本件選挙までの間に、本件 区割基準中の一人別枠方式は廃止されたけれども、これを前提とする本件 区割規定の是正がされなかったことをもって、憲法の投票価値の平等の要 求に反する状態について、憲法上要求される合理的期間内に是正がされな かったということはできないなどと反論している。

しかし、①上記①の反論が前提を誤るものであり、採用することができないことは、前記ア第三段落に説示したとおりであること、②確かに、国会は、平成二三年判決後、各党協議会を設置し(前提事実(10)ア)、投票価値の較差是正等に関する議論を行い(前提事実(8)イ、(9)ア・イ、(10)ア〜ケ、(11)イ〜カ、(12)ア〜ウ、(13)ア〜カ)、緊急

★★Ⅲ 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決(衆)

是正法の成立に至ってはいるけれども(前提事実(14)ア)、本件区割規 定の改正等の立法的措置を講ずるという喫緊の課題に限定すれば、国会内 に特に反対する意見は存在していなかったのに(前提事実(10)キ、(1 1) エ、カ、(12) ウ、(13) ウ)、それと併せて各政党間で意見の 対立が激しかった定数削減等の立法的措置を講ずることまでを議論してし まったがために(前提事実(9)ア、(10)ウ~ケ、(11)ア~カ、 (12)ア〜ウ)、国会での議論が進まなくなるなどして(前提事実(1 3) エ)、本件選挙までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は廃止さ れたけれども、これを前提とする本件区割規定は是正されず、結局、本件 区割規定の改正等の立法的措置を完遂することができなかったことは明ら かであるところ、そのような紛糾が生ずるなどということは、前記ア第四 段落に説示したとおり、憲法上予定されていない事態というべきであるこ と、③選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の最大較差が、前回選 挙当日において一対二・三○四であったのに、本件選挙当日においては一 対二・四二五に拡大していることは、投票価値の平等が憲法上の要求であ ることに照らすと、むしろ重大な事態というべきであるし、また、選挙人 数の較差が二倍以上になっている選挙区も、前回選挙当日において四五選 挙区であったのに、本件選挙当日においては七二選挙区に激増しているの であって(前提事実(16))、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態 は、悪化の一途をたどっていると評価せざるを得ないことなどに照らすと、 上記の被告の反論は、いずれも採用することができない。」(強調 引用者)

と判示する。

③ 名古屋高裁金沢支部判決・平 25/3/18 (市川正巳裁判長) (甲 10) (本書 204~206 頁) 同判決は、その判決文・16 頁 9 行~17 頁 11 行で、

★★Ⅲ 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決(衆)

「2 争点 (1) イ (合理的期間の点) について

- (1) 人口数と議員定数の比率は絶えず変動するものであり、変動したからといって、選挙区割りと議員定数の配分を頻繁に変更することは相当ではなく、具体的な比率の偏差が選挙権の平等の要求に反する程度となった後、人口の変動の状態をも考慮して合理的期間内における是正が憲法上要求されていると考えられるのにそれが行われない場合に初めて憲法違反と断ぜられるべきものである(昭和51年大法廷判決、昭和58年大法廷判決、平成23年大法廷判决参照)。
- (2) 本件では、平成14年改正によって本件区割規定が改定され、その後、平成19年大法廷判決によって合憲の判断がされたものの(前提事実(3)イ(ウ))、平成23年大法廷判決は、選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差が1対2.304に達していた平成21年選挙について、1人別枠方式に係る部分を理由に、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態になっていたとし、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえないとしたものの、「衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものといわなければならない。したがって、事柄

の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだ

本件区割基準中の1人別枠方式を廃止し、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるところである。」と付言していたものである(同(3)ウ(ウ))。ところが、平成23年大法廷判決及び平成22年国勢調査の結果(速報値)を踏まえた区画審の審議は

進まず(同(4)ア),国会の対応も、各党協議会が設置され、緊急是正法案が提出され成立したとはいえ(同(4)イ(ア)~(ウ)),平成23年大法廷判決の1年8か月後に施行された本件選挙時までに、平成23年大法廷判決が明示的に違憲と指摘した点に従った本件区割規定の改定は行われず(同(4)イ)、本件区割規定のまま本件選挙が実施されたものである(同(5)ア)。

したがって、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあった本件区割規定は、合理的期間内に是正されなかったものとして、違憲かつ違法であるといわざるを得ない。」(強調 引用者)

と判示する。

- ④ 東京高裁判決・平 25/3/6 (難波孝一裁判長) (甲 11) (本書 206~209 頁)同判決は、その判決文・19 頁 9 行~22 頁 4 行で、
 - 「(5) 上記のとおり、本件選挙区割りは、憲法の要求する投票価値の平等 に反する違憲状態にあるから、憲法上要求される合理的な期間内にこれが 是正されないときは、本件選挙区割りを定める本件区割規定は憲法の上記 要求に反し違憲と評価されることになると解することが相当である。

したがって、本件選挙までに、国会において、かかる違憲状態を是正するために憲法上要求される合理的期間を過ぎていれば、本件区割規定は違憲と評価され、これに基づいて施行された本件選挙の東京都第1区の小選挙区選挙は違法となり、合理的な期間内であれば、同規定は違憲状態ではあるが合憲と評価され、同選挙は適法なものとなる。そこで、以下、この点について検討する。

ア 平成19年大法廷判決は、平成17年9月11日実施の総選挙の時 点では、なお1人別枠方式を維持することにある程度の合理性があったと

★★娅 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決 (衆)

判示している。このこと等を考慮すると、国会が、1人別枠方式の合理性が失われており、本件選挙区割りが憲法が要求している投票価値の平等に反する状態に至っていたものと認識できたのは、平成23年大法廷判決が言い渡されたときと認めるのが相当である。そうだとすると、国会が、平成23年大法廷判決が言い渡された後、憲法上要求される合理的期間内にこれを是正しないときには、選挙制度の具体的仕組みの決定について国会が有する裁量権の限界を超えると判断され、本件選挙区割りを定める本件区割規定が憲法に違反すると評価されるに至るものと解するのが相当である。そこで、国会が、平成23年大法廷判決が言い渡された時点から本件選挙時までの1年8か月余の間に、憲法上要求される合理的期間が経過したにもかかわらず、国会が上記状態を是正しないまま本件選挙時に至ったかどうかについて検討する。

イ 被告は、平成23年大法廷判決の指摘に従い、1人別枠方式を廃止して選挙を行うためには、現行の選挙制度の全体的、抜本的な作り替えをするのに匹敵する検討と作業を要するものであるから、是正を行うについての国会における審議等には、かなりの期間を要し、選挙区割りが憲法が要求している投票価値の平等に反し違憲であるとされた過去の事例に比較して、より以上の期間を要すると主張する。

確かに、本件選挙区割りについて、1人別枠方式の廃止を反映する是正を行うためには、全ての都道府県に1人ずつ配分された定数の再配分を行った上で、定数の変更が行われる都道府県内の選挙区割りを見直すことが必要となる(なお、小選挙区選挙についても、各都道府県を単位として定数配分を行うことが投票価値の大きな較差を是正し平等を実現するためには限界があるとされる場合には、それ自体の見直しが必要になることについては、最高裁平成23年(行ツ)第51号同24年10月17日大法廷判決(最高裁HP)の説示するとおりである。)。しかし、平成23年大法

★★呱 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決(衆)

延判決によって、1人別枠方式が不合理であることを理由として、これに 基づく選挙区割りが違憲の状態にあることが確定された状況下では、早期 にこれを是正することが要請されるのであり、選挙区割りを決定する上で の憲法上の基本的な要請である投票価値の平等の見地に従って上記再配分 を行うことに特段長期の期間を要するとは考え難い。都道府県別の選挙区 の定数の配分について、従前の配分の基準を規定していた本件区割基準に おいて考慮されていなかったその余の事情を新たに考慮することによって 違憲状態の是正を遅らせることは、選挙制度の仕組みの具体的決定につい て、国会が裁量を有すること考慮しても許容されるものではない。また、 都道府県内の選挙区割りの見直しについて、対象となる選挙区数が相当数 に上ることは容易に予想されるものの、選挙区の改定は特別の事態ではな く、区画審設置法において、区画審による選挙区の改定案の作成及び内閣 総理大臣への勧告のための期間として、統計法5条2項本文の規定により 10年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示され た日から1年以内に行うものとされていること(区画審設置 、さらには、緊急是正法においても、選挙区割りの改定案に係 <u>る区画審の勧告が前記のとおり同法の施行日から6か月以内</u>に 行われることを予定していること (緊急是正法附則3条3 に照らせば、国会において、本件選挙時までに、区画審による改定案 の策定、勧告の手続を経て本件区割規定の是正を行うことが困難であった と認めるには足りないというべきである。

なお、被告は、最高裁判所の判例上、憲法が要求している投票価値の平等に反する状態について憲法上要求される合理的期間内の是正が行われなかったと判断された判例である昭和51年大法廷判決及び昭和60年大法

第2節 文献等

★★呱 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決 (衆)

延判決を挙げて、是正に要する期間として長期間が必要であると主張する。しかし、これらの判例において参照されている8年余等の期間は、問題とされた選挙の直前における選挙区割規定(公職選挙法)の改正が行われた時点から当該選挙までの期間であり、選挙区割りが憲法に反する状態であることを国会において認識し得た時点からのものではない(各事案に鑑みれば、是正そのものに必要な期間としてではなく、選挙区間の人口較差が次第に拡大する過程で、国会において、選挙区間の投票価値の較差が違憲状態に至ったと判断するために必要な期間として、相当な期間を要することを念頭に認定されたものと解することが相当である。)から、これをもって、本件において、憲法が要求している投票価値の平等に反する状態が憲法上要求される合理的期間内に是正されたかどうかを認定するための根拠とすることは相当ではない。よって、被告の上記主張は採用することができない。」(強調 引用者)

と判示する。

⑤ 札幌高裁判決・平 25/3/7 (橋本昌純裁判長) (甲 12) (本書 209~211 頁)同判決は、その判決文・9 頁下 4 行~11 頁下 11 行で、

「2(1) もっとも、本件選挙までの間に本件区割規定が是正されなかったことをもって、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったとはいえない場合には、本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということができないことは、平成23年大法廷判決が判示するとおりである。

そして、平成23年大法廷判決が、平成19年大法廷判決において平成 17年の総選挙の時点における1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件 選挙区割りがいずれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていな

第7章 裁判例、論文等 第2節 文献等

★★Ⅷ 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決 (衆)

い旨の判断が示されていたことなどを考慮して、平成21年選挙までの間に本件区割基準中の1人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったものということはできない旨判示していることに照らすと、上記合理的期間の始期は、平成23年大法廷判決の言渡し時とするのが相当である。また、平成23年大法廷判決が、上記合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基準中の1人別枠方式を廃止し、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨説示していることに照らすと、上記合理的期間が経過しているかどうかは、平成23年大法廷判決の言渡し時以降の立法の内容及び過程に係る諸事情を総合的に勘案して判断するのが相当である。

(2) 国会においては、平成23年大法廷判決の言渡し後本件選挙までの間に、1人別枠方式の廃止を含む緊急是正法が成立し、1人別枠方式の廃止に係る同法3条は本件選挙時に施行されており、また、区画審においては、同法に基づく選挙区割りの改定案の作成方針(素案)の審議に着手していたものである。しかしながら、同法は、1人別枠方式自体は廃止したものの、1人別枠方式による定数配分は基本的に維持し、それを基礎として選挙区間の選挙人数の最大較差が2倍未満となるよう必要最小限の改定にとどめようとするものであるにすぎず、同法に基づく区画審における具体的な選挙区割りの審議・勧告も上記同様の改定の域を出るものではなく、1人別枠方式の廃止を前提とし、1人別枠方式の下で各都道府県にあらかじめ1ずつ配分された定数につき、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って再配分するというものではない。かかる緊急是正法の内容は、できるだけ速やかに本件区割基準中の1人別枠方式を廃止し、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割基準中の1人別枠方式を廃止し、区画審設置法3

第7章 裁判例、論文等 第2節 文献等

★★Ⅲ 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決 (衆)

請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨の平成23年大法廷判決の説示に沿った改正とは質的に異なるものというべきであり,同判決言渡し後速やかに行うことが可能であった1人別枠方式の廃止のみを,本件選挙直前にようやく実現させたにすぎないと評せざるを得ないものである。そして,平成23年大法廷判決の言渡し後本件選挙までには約1年9か月もの期間がありながら,その間に実現したことが上記程度のものにすぎず,しかも,平成23年大法廷判決の言渡し後国会において「衆議院選挙制度に関する各党協議会」の第1回会合が開催されるまで約7か月間の期間を要しているが,その間に投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずるためにいかなる具体的作業が行われていたのかを明らかにする証拠はないことからすれば,選挙区割り全体の見直しが困難な立法作業であることを最大限考慮したとしても,本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったというほかない。

3 以上のとおりであって、本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものというべきであり、かつ、それは憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったというべきであるから、本件区割規定は、憲法14条1項に違反するものというべきである。」(強調 引用者)

と判示する。

同判示の示すとおり、札幌高裁判決・平 25/3/7(橋本昌純裁判長)(甲 12) は、 【当該選挙日(平 24〈2012/12/16〉)の時点で、『合理的期間』の末日が未徒過で あること』の**立証責任**を、国に負担させている。

⑥ 高松高裁判決・平 25/3/22(小野洋一裁判長)(甲 13)(本書 211~215 頁)

同判決は、その判決文・22頁1行~25頁7行で、

「前記のとおり、投票価値の平等は、代表民主制の基盤をなし、国会の正当性を基礎付ける極めて重要な要素であり、これが損なわれている状態をいたずらに放置することは許されず、その是正は、国政上、優先的に取り組むべき喫緊の課題であるといわなければならない。加えて、前回選挙は平成二一年八月三〇日に実施されており、平成二五年夏ころまでには次期衆議院議員総選挙が実施されることが確実であったことなどを踏まえれば、国会においては、平成二三年大法廷判決言渡し後、それまでの準備や検討状況を踏まえつつ直ちに本件区割基準規定及び本件区割規定の是正に具体的に着手し、可及的速やかに是正措置を実現することが要請されていたというべきである。

ところが、前記のとおり、<u>平成二三年大法廷判決の言渡し(平成二三年</u> 三月二三日)から本件選挙の実施(平成二四年一二月一六日)までには、 **約一年力か月**の期間があったにもかかわらず、国会においては、 各党協議会を設置して是正措置について検討を行うなどしてはいたものの、 次期衆議院議員総選挙(本件選挙)が現実のものとなり、衆議院が解散されたまさにその日である平成二四年一一月一六日に至ってようやく緊急是正法を成立させたのみであり、区画審において新たな選挙区割改定案を作成・勧告するまでには至らず、その結果、本件選挙については、平成二三年大法廷判決が憲法の要請する投票価値の平等に反する状態に至っているとした一人別枠方式を前提とした本件選挙区割りに基づいて施行せざるを得ないこととなったのである。

以上の状況や経緯等も踏まえると、国会においては、合理的期間内の是 正が憲法上要求されていると考えられるのにこれを行わなかったものとい

第7章 裁判例、論文等 第2節 文献等

★★娅 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決 (衆)

わざるを得ず、その裁量を逸脱したものとして憲法に違反したものといわ なければならない。

(2) これに対し、被告は、国会が投票価値の較差を抜本的に是正するためには、現行の選挙制度の全体的、抜本的な作り替えをするに匹敵する検討と作業を要するから、平成二三年大法廷判決言渡しから本件選挙まで約一年九か月が経過したことをもってこれを行うための合理的期間が経過したとはいえないし、過去の最高裁判決においても、合理的期間経過が認められたのは公職選挙法の改正時から約八年という比較的長い期間を経て、かつ、この間に投票価値の最大較差が著しく拡大していた事案に限られている旨を主張する。

しかし、前記のとおり、遅くとも平成二五年夏ころまでには次期衆議院 議員総選挙を控えており、何らかの是正措置がなされなければ、違憲状態 を解消できないまま選挙を施行せざるを得ないという異例の事態が生じる 状況にあったことなどを踏まえると、国会においては、まずは早急に上記 の違憲状態を是正ないし解消することが求められていたというべきであり、 そうであれば、是正措置のために公職選挙法の改正等を伴うことなどを考 慮しても、そのために要する合理的期間は自ずと制約があるものというべ きである。被告は、上記のとおり選挙制度の全体的、抜本的な作り替えを するに匹敵する検討と作業を要するため、是正には相当長期間を要する旨 を主張するが、もとより制度の抜本的な変更・改正等がなされるのが望ま しいことはいうまでもないが、それにこだわるあまりに是正措置の実施を 遅らせることは、違憲状態での選挙を施行し、又はこれを繰り返すことに もなりかねず、その相当でないことは明らかである。

また、前記のとおり、前回選挙時(平成二一年八月三〇日)には、少なくとも憲法上の投票価値の平等の要請に反する疑いが既に顕在化していたということができるから、具体的な選挙制度の制定等について一次的な責

第7章 裁判例、論文等 第2節 文献等

★★娅 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決 (衆)

任と権限を有する国会としては、必ずしも平成二三年大法廷判決を待つまでもなく、自ら是正措置を講ずる必要があるか否かを調査、判断し、その必要があると認めた場合には、本件選挙制度の改正に向けて準備や検討を行うことが期待されているというべきであるし、平成二三年大法廷判決の言渡し以降で考えるとしても、区画審による選挙区の改定案の作成と内閣総理大臣への勧告のための期間としては、緊急是正法は同法施行日から

大か月以内に行われることを予定していること(緊急是正法附則三条三項)、一〇年ごとに行われる国勢調査の結果に基づく場合でも、同結果が公示された日から一年以内に行うものとされていること(区画審設置法四条)なども踏まえると、改正法案提出後の国会での審議に要する期間等を考慮しても、約一年九か月という期間が、是正措置を講じるための合理的期間として不十分であるとはいい難い。なお、被告が挙げる最高裁判決は、被告自身も主張するとおり、いずれも当該選挙が依拠した議員定数配分規定を定めた公職選挙法改正時から当該選挙までに八年余りが経過したという事案であって、憲法上の投票価値の平等の要請に反する状態が生じていることを国会が認識し得た時点からの合理的期間として約八年を要するとしたものではないから、本件においてこれらを参考とするのが相当とはいえない。

また、被告は、国会においては、平成二三年大法廷判決言渡し後、本件 選挙までの約一年九か月の間に、衆議院選挙制度に関する各党協議会を設 置するなどして、投票価値の較差是正を図るために適切に選挙制度の改革 に取り組んできたとも主張する。

しかし、前記のとおり、各党協議会においては、遅くとも平成二四年二月ころには、小選挙区選挙における選挙区間の投票価値の較差是正については、緊急是正法と同旨の、一人別枠方式の廃止及び○増五減を実施する改正を行うことでおおよその意見ないし方向性がまとまりつつあった上、

★★娅 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決 (衆)

この改正のみを先行させて早急に違憲状態の解消を図ることも検討されていたにもかかわらず、比例定数削減も併せて実施すべきとの意見もあったことから先行実施を見送ったという経緯がある。かかる較差の是正措置が、次期衆議院議員総選挙を目前に控える状況下での国政上の喫緊の課題であったことなどを踏まえると、上記のような国会ないし各党協議会における検討状況が真に適切なものだったかには疑問があり、むしろ、上記の経緯等からしても、一人別枠方式の廃止及び〇増五減を実施する改正を先行・させるといった方法によって、本件選挙までに本件選挙区割りを是正する余地も十分にあったものと解することができる。

したがって、これらの被告の主張はいずれも採用することはできない。」 (強調 引用者)

と判示する。

- ⑦ 東京高裁判決・平 25/4/11 (設楽隆一裁判長)(本人訴訟)(甲 14) (本書 215~217頁)同判決は、その判決文・15 頁末行~17 頁下 2 行で、
 - 「しかしながら、平成23年大法廷判決によって、1人別枠方式が不合理であることを理由として、これに基づく選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていることが確定され、しかも、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに1人別枠方式を廃止し、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨判示された状況下では、この趣旨に従って早期に投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずることが要請されるのである。そして、このことと、区画審設置法4条では、区画審による選挙区の改定案の作成及び内閣総理大臣への勧告のための期間として、統計法5条2項本

文の規定により10年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に 官報で公示された日から 1年以内に行うものとされていること, さら 緊急是正法附則3条3項も、上記のとおり選挙区割り の改定案に係る区画審の勧告が同法の施行日から 6か月以内に行わ れることを予定していることなどに照らすと,本件区割規定の定める本件 選挙区割りを本件選挙までに平成23年大法廷判決の趣旨にのっとって是 正することは十分に可能であったものというべきであり,同選挙区割りが, 前記イの認定事実に係る経緯によって,同判決が言い渡された時から本件 選挙時まで約1年8か月余が経過しても同判決の趣旨にのっとって是正さ れなかったことは、憲法上要求される合理的期間を過ぎても是正がされな かったものであるといわざるを得ない。

なお、前掲各最高裁大法廷判決の中には、憲法の投票価値の平等の要求 に反する状態で行われた選挙について、各選挙当時の公職選挙法の議員定 数配分規定が約8年にわたって改正措置が施されなかったのは,憲法上要 求される合理的期間内の是正が行われなかったものであると判断した例 (前掲最高裁昭和51年4月14日大法廷判決, 前掲最高裁昭和60年7 月17日大法廷判決) や、他方において、各選挙当時の公職選挙法の議員 定数配分規定が約3年半ないしこれに近似する期間にわたって改正措置が 施されなかったのは、憲法上要求される合理的期間内の是正が行われなか ったと断定することはできないとした例(前掲最高裁昭和58年11月7 日大法廷判決、前掲最高裁平成5年1月20日大法廷判決)などがある。 しかしながら、これらの判例において言及されている期間は、選挙当時の

公職選挙法の議員定数配分規定について当該選挙に至るまで改定措置が施されなかった期間であり、そもそも人口の漸次的異動により生じた議員1人当たりの選挙人数の較差が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至った時から各選挙に至るまでの期間ではない。また、これらの判例における合理的期間についての判断は、国会において、人口の漸次的異動により生じた議員1人当たりの選挙人数の較差が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至ったことを判断するためには相当な期間を要することを念頭においてされたものであり、平成23年大法廷判決により、1人別枠方式が不合理であることを理由として、これに基づく選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていることが確定され、しかも、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに1人別枠方式を廃止し、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨判示された状況とは異なる事案における判例であるから、いずれも本件選挙に至るまでの合理的期間の経過に関する前記認定判断に影響を与えるものではない。

以上によれば、本件選挙区割りを定めた本件区割規定は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったにもかかわらず、本件選挙当時、憲法上要求される合理的期間を過ぎても是正がされなかったものといわざるを得ず、憲法14条1項等に照らして、違憲であったというべきである。」

(強調 引用者)

と判示する。

第7章 裁判例、論文等 第2節 文献等

★★娅 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決 (衆)

⑧ 福岡高裁那覇支部判決・平 25/3/26 (今泉秀和裁判長) (甲 15) (本書 218~224 頁)同判決は、その判決文・11 頁 12 行~17 頁 1 行で、

- 「2 合理的期間内における是正の有無について
- (1) 以上のとおり、本件選挙当時における本件区割規定の定める本件選挙 区割りは、憲法の投票価値の平等の要請に反する状態に至っていたもの というべきであるが、本件選挙までの間に本件区割規定が是正されなか ったことをもって、憲法上要求された合理的期間内に是正がされなかっ たとはいえない場合には、本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規 定に違反するものといえないことは、平成23年大法廷判決が判示した とおりである。

そこで、合理的期間内に是正がされなかったといえるかどうかについて 検討する。

(2) 平成23年大法廷判決は、平成19年大法廷判決において、平成17年の総選挙の時点における1人別枠方式を含む本件区割基準規定及び本件区割規定について、いずれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断が示されていたことなどを考慮すると、平成21年選挙までの間に本件区割基準中の1人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったものということはできないと判示している。このことに照らすと、上記合理的期間の始期は、平成23年大法廷判決の言渡し時とするのが相当であり、上記判決言渡し後に、1人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正が合理的期間内にされなかったといえるかどうかが問題になるが、事柄の性質上合理的期間が経過していないことについては、その根拠となる事実関係について被告側で主張立証すべきものというべきである。

★★娅 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決 (衆)

そこで、平成23年大法廷判決が言い渡された平成23年3月23日から本件選挙が施行された平成24年12月16日までの約1年9か月の間に是正がされなかったことにつき、合理的期間内に是正がされなかったといえるかどうかについて検討する。

- (3) 証拠(甲24, 乙2の1・2, 3の1~7, 4の1・2, 5の1・2, 6の1・2, 7, 8, 9の1~3, 10の1・2) 及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。
 - ア 区画審は、平成23年大法廷判決が出された直後の平成23年3月28日、平成23年大法廷判決の判示内容を踏まえて、小選挙区選挙の選挙区間における議員1人当たりの人口較差をできるだけ速やかに是正し、違憲状態を早期に解消するために、1人別枠方式の廃止やこれを含む本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りの改定を行わなければならないことを確認した。
 - イ 国会では、衆議院選挙制度に関する各党協議会が設置され、第1回会合が平成23年10月19日に開催されて以降、投票価値の較差の是正について、衆議院議員選挙制度の抜本的改革及び衆議院議員定数削減といったテーマとともに協議が重ねられた。

また、平成22年10月に国政調査が実施され、区画審による選挙区の改定に関する勧告の期限が平成24年2月25日とされていたため、同年1月25日の上記各党協議会において、上記期限までに上記各テーマについて議論の同時決着を図ることができるよう全力を挙げる旨合意した。

しかし、上記各党協議会において、投票価値の較差是正に関しては、 遅くとも平成24年2月8日の協議会の時点では異論がなく、緊急対応 として法案を提出すべき旨の意見も出されていたが、定数削減及び選挙 制度の抜本改革と同時決着を目指す方向で協議が継続され、投票価値の

★★Ⅷ 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決(衆)

較差是正のための法案提出は見送られ、同月25日までに上記の同時決着が図られることはなかった。

平成24年4月25日開催の第16回会合では、次回の衆議院議員総選挙のための緊急措置として、1人別枠方式を廃止し、小選挙区選出議員の定数を「0増5減」すること、これと併せて、比例代表選出議員の定数を75削減し、ブロック比例代表制を全国比例代表制に改めることなどを内容とする「座長とりまとめ私案」が提案されたが、1人別枠方式の廃止及び小選挙区選出議員の定数の「0増5減」以外の提案について意見がまとまらなかったこともあり、採用されるには至らなかった。

ウ その後、民主党は、1人別枠方式の廃止及び定数の「0増5減」案等を内容とする「公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案」を、自由民主党は、「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案」(以下「緊急是正法案」という。)をそれぞれ衆議院に提出し、いずれも衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託されたが、民主党提出に係る上記法律案は審議未了により廃案となり、緊急是正法案については、継続審理案件とされ、第181回国会において、衆参両院で可決され、平成24年11月16日に緊急是正法が成立し、同月26日公布され、同法2条の規定を除いて、同日施行された(緊急是正法附則1条)。

緊急是正法は、小選挙区選出議員の定数を5人削減して295人とし、併せて、公職選挙法13条1項、別表第1の改定を行うこととし(2条)、また、本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分を廃止する(3条)とするものであるが、区画審がこの改正に基づく区割りの改定案を作成して勧告するまでには一定の期間を要するため、緊急是正法2条の規定については、同条の規定による改正後の公職選挙法13条1項に規定す

★★呱 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決(衆)

る法律の施行の日から施行されることとされた (緊急是正法附則1条た だし書)。また、区画審が平成22年実施の国勢調査の結果に基づいて小 選挙区選挙の選挙区の改定案を作成するに当たっては,「0増5減」案に より、較差の大きい都道府県である高知県、徳島県、福井県、佐賀県及 び山梨県の5県の区域内の選挙区の数を1ずつ削減してそれぞれ2とす ることとされ(同法附則3条1項, 附則別表), この改定案に係る区画審 の勧告は、同法の施行日(平成24年11月26日)から6か月以内に できるだけ速やかに行うこととされた(同法附則3条3項)。そのため、 是正の範囲は必要最小限の改定にとどめることとし, 改定案作成の基準 として、①選挙区間における較差の基準を2倍未満とし、②改定の対象 とする小選挙区を、(ア)人口の最も少ない都道府県(鳥取県)の区域内 の選挙区、(イ)小選挙区の数が減少することとなる県(高知県、徳島県、 福井県、佐賀県及び山梨県)の区域内の選挙区、(ウ)人口の最も少ない 都道府県の区域内における人口の最も少ない小選挙区の人口以上であっ て、かつ、当該人口の2倍未満であるという基準を満たさない小選挙区、 及び、(エ)(ウ)の選挙区を(ウ)に記載の基準に適合させるために必 要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる小選挙区に限ることと された(同法附則3条2項)。

国法附則3条3項による区割りの改定案の勧告期限である 可法附則3条3項による区割りの改定案の勧告期限である 平成25年5月26日までの今後の審議の進め方を確認するとともに、 平成24年12月10日に緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方 針(素案)の審議を行った。区画審では、今後、区割りの改定案を勧告 するまでの間に、区割りの改定案の作成方針の審議・決定や、具体的な 区割りの審議を予定している。 (4) 1人別枠方式及び1人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りは、平成23年3月23日に言い渡された平成23年大法廷判決において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると判断されたのであるから、これを是正するためには、1人別枠方式を廃止して、各都道府県にあらかじめ配分された定数を再配分するほか、選挙区割り全体を見直して平等なものにすることが必要になるものであって、相当程度の期間を要するものであることは否定できない。そして、区画審が、平成23年大法廷判決が出された直後に、同判決の判示内容を踏まえて、小選挙区選挙の選挙区間における議員1人当たりの人口較差をできるだけ速やかに是正し、違憲状態を早期に解消するために、1人別枠方式の廃止やこれを含む本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りの改定を行うことを確認したのをはじめとして、国会の衆議院選挙制度に関する各党協議会における協議が重ねられ、平成24年11月16日に緊急是正法が成立するなど、一定の成果があった

しかし、本件選挙当時、1人別枠方式を廃止する旨の緊急是正法3条は施行されていたが、本件区割規定の改正には至らず、本件選挙は、平成21年選挙と同じく本件区割規定の定める本件選挙区割りに基づき行われることとなったことも、上記(3)のとおりである。

ことは、上記(3)で認定したとおりである。

そして、平成23年大法廷判決においては、衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものであるから、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基準中の1人別枠方式を廃止し、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的

措置を講ずる必要があるとの指摘がされていたものである。

したがって,国会においては,投票価値の平等は憲法上の要請であり, **喪の根幹**をなすものであって,**最慢先**で達成される **べき課題**であることは十分認識できたはずであり、全国民の代表者を選出 するにふさわしい選挙制度の実現に向けた良識ある行動が要請されてい たものということができる。しかし、この観点からみると、上記(3)で 認定したとおり、平成23年大法廷判決の言渡し後、国会において、衆議 院選挙制度に関する各党協議会の第1回会合が開催されるまでの間に約 **7か月**を要しているが、このことについての合理性を見いだすことはでき ない。また,国会における検討では,平成23年大法廷判決の判断を受け, 区画審による選挙区の改定に関する勧告の期限が平成24年2月25日 とされていたことをも踏まえて、衆議院小選挙区における投票価値の較差 を是正するための法案を成立させる動きこそあったものの、 政党間に おける意見の対立のあった衆議院議員の定数削減等の問題との同時決着 を図ろうとしたことなどから、本件選挙自体は従前の選挙区割りのまま実 施されるに至ったものである。したがって、事柄の性質上必要とされる是 正のための合理的期間内にできるだけ速やかに投票価値の平等の要請に かなう立法的措置を講じたとはいえないといわざるを得ず、不十分な対応 にとどまったものであって、それ以上に、被告側から、合理的期間を経過 していないことについての 11 がされているということはできないか ら,平成23年大法廷判決が言い渡された平成23年3月23日から本件 選挙が施行された平成24年12月16日までの約1年9か月の間に是

★★Ⅲ 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決(衆)

正がされなかったことについては、合理的期間内に是正がされなかったと いうべきである。

(5) したがって、本件選挙の選挙区割りを定めた本件区割規定は、本件選挙 当時、憲法が要求する投票価値の平等に違反し、違憲であったというべき である。』(強調 引用者)

と判示する。

同判決は、「『合理的期間』の未徒過の立証責任を負う」旨判示した。

選挙人も、同判決と同様、「『合理的期間』の未徒過の立証責任は、国にある」 旨主張する。

- ⑨ 広島高裁松江支部判決・平 25/3/26 (塚本伊平裁判長) (甲 16) (本書 224~226 頁)
 同判決は、その判決文・16 頁 6 行~17 頁下 5 行で、
 - 「イ 以上の経過を前提に、本件区割規定の是正について憲法上要求される 合理的期間が経過したかについて判断する。

1人別枠方式を廃止した上で本件区割規定を改定するためには、1人別枠方式によりあらかじめ都道府県の1ずつ配分されていた定数をいかに配分するかはもとより、市町村を単位とする選挙区のまとまり具合に配慮しつつ、各都道府県内の選挙区割りの在り方の見直し等をも含めて検討しなければならないから、国会において長期間の審議等を行う必要があることは、被告が指摘するとおりである(前記第2の3(2)イ)。

しかし、上記認定事実によれば、①区画審において、平成23年大法廷 判決がされた5日後の同年3月28日には、同判決についての事務局の説 明及び質疑が行われたにもかかわらず、その後区画審において小選挙区の 改定案の作成手続が行われず、約7か月後の平成23年10月19日に至

★★Ⅲ 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決 (衆)

って、初めての各党協議会が開催されたこと、②同協議会において、区画審の政府に対する勧告期限である平成24年2月25日が迫っていることや、本件区割規定の違憲状態の解消等が党派を超えた国会としての喫緊の課題であることが指摘され、同年1月25日開催の各党協議会においても、1か月後の上記勧告期限までに議論を決着することで合意したにもかかわらず、結局、各党は、上記勧告期限である同年2月25日までに合意に至らず、更にその後の各党協議会でも合意を形成し得なかったこと、③その後、民主党案と自民党案の双方が衆議院に提出されたが、民主党案に関する質疑応答が行われた特別委員会に野党側が出席しなかったり、自民党案が特別委員会に付託されたにもかかわらずその後約3か月間採決に至らなかったりしたこと、④最終的には、自民党案が、衆議院の特別委員会で可決された同年11月15日に本会議で、その翌日に参議院本会議で、それぞれ1日の本会議での審議をもって可決され、緊急是正法が成立したことが認められる。

以上の審理の経過並びに緊急是正法成立に至るまでの自民党案の審理日 数及び審理状況等に照らせば、平成23年大法廷判決から衆議院が解散されるまでの約1年8か月の間に本件区割規定を改定するために必要な審議を行い得なかったと認めることは困難である。

また、被告は、憲法上要求される合理的期間内が経過したとは評価し得ない事情として、緊急是正法が成立したことなど平成23年大法廷判決後の国会における投票価値の較差是正に関する審理状況を挙げるが、そもそも、本件選挙が行われたのは緊急是正法2条の施行前であったため、本件選挙の小選挙区選挙は、選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因となっていた1人別枠方式(平成23年大法廷判決)を含む本件区割基準に従って改定された本件区割規定の定める本件選挙区割りの下で行われたことに照らせば、憲法上要求される合理的期間内が経過したか否かの判

★★呱 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決(衆)

断において、被告主張の上記事情を殊更に評価することは相当ではない。

以上の事情を総合すれば、本件区割規定は、本件選挙の施行時において、憲法上要求される合理的期間内が経過したにもかかわらず是正されなかったというべきであるから、憲法14条1項等の規定に反し、無効であると断ずるほかない。」(強調 引用者)

と判示する。

⑩ 東京高裁判決・平 25/3/26 (奥田隆文裁判長) (山口弁護士グループ) (甲 17) (本書 226~229頁)

同判決は、その判決文・22頁7行~25頁3行で、

「しかし、本件選挙区割りは、平成二三年三月二三日に言い渡された大法廷判決によって、平成二一年選挙時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものと判断され、さらに、できるだけ速やかに本件区割基準中の一人別枠方式を廃止し、旧区画審設置法三条一項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請に適合するような立法的措置を講ずる必要があると判示されているものである。そして、この判断は、最高裁判所が、憲法八一条に基づき、法律の憲法適合性を決定する権限を有する終審裁判所として示したものであるところ、①選挙権の内容の平等及び投票価値の平等が確保されることの重要性(我が国における国民ないし有権者の政治的な意見や価値観等もますます多様化し、各地域の年齢、産業・職業等の構成割合が同一ではないこともあって、政治・政策に関する世論の分布が地域によって同質とは限らず、異なり得るものであり、投票行動に地域ごとの特徴・傾向も見られる状況にあることは、公知の事実である。)、②既に平成二一年選挙の時点では投票価値の平等という憲法上の要求に反する状態に至っていたと判断されたことの重大性

★★Ⅷ 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決 (衆)

(平成二三年大法廷判決は、平成二一年選挙までの間に是正されなかった ことをもって、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったとは いえないことを理由として、平成二一年選挙の時点においては本件区割規 定が憲法の規定に違反するものとはいえないと判断したものにすぎないの であり、客観的に投票価値の平等という憲法上の要求に反しているという 深刻な状態に至っていたことは明らかである。)に加え、③平成二一年選挙 の施行が平成二一年八月であり、この選挙により衆議院議員となった者の 任期は平成二五年八月までであった(憲法四五条本文、公職選挙法二五六 条)から、平成二三年大法廷判決が言い渡された時期は、その任期のうち 約一年七か月間が経過しており、約二年五か月後には任期が満了するとい う時点であったこと、④衆議院については、任期満了を待たずに解散され る可能性があり、換言すれば、一般論としては総選挙の施行がいつでもあ り得ることは当然に想定されるべきことであること、⑤平成二三年大法廷 判決の言渡しの時点では、既に平成二二年国勢調査の結果による人口が官 報で公示されており、旧区画審設置法四条一項により平成二四年二月二五 日までに本件区割基準規定に基づき改定案を作成して同法二条による勧告 を行うものとされていたから、区画審は、同法上、いわば平成二二年国勢 調査の結果に基づく選挙区割りの改定案の作成期間に入っていたものであ るところ、平成二三年大法廷判決において、本件区割基準規定が投票価値 の平等における憲法上の要求に反する状態に至っていたと判断されたので あるから、同法が区画審に対して違憲状態にある本件区割基準規定に基づ く改定案の作成と勧告を命じているという深刻な状態になったというべき であること、⑥投票価値の平等における憲法上の要求に反する状態に至っ ていた平成二一年選挙時の選挙区間の選挙人数の最大較差は一対二・三○ 四であったが、平成二二年国勢調査の結果による人口に基づく選挙区間の 最大較差は一対二・五二四であり、本件選挙の当日における選挙区間の選

★★呱 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ケの違憲高裁判決 (衆)

挙人数の最大較差は一対二・四二五となるなど、平成二一年選挙以降にはむしろその較差が拡大する傾向にあったとうかがわれること等の諸事情に鑑みると、立法府である国会は、平成二三年大法廷判決の言渡し後、直季に本件区割基準規定及び本件区割規定の改正等の検討に着手した上で、新たな区割基準を定めて区画審が改定案を作成することができる環境を整え、又はいわゆる議員立法による改正を検討するなど(本件区割規定の改正をするに当たって、憲法上は区画審による調査審議と勧告を経ることが必要不可欠な過程であるとはいえないことは、緊急是正法が成立した経緯に照らしても明らかである。)、できる限り速やかに本件区割規定を是正する義務(すなわち、憲法に適合する選挙区割りを定め、可及的速やかな期日を施行日と定める法律を成立させる義務)を負っていたというべきである。

これに加えて、本件区割規定を是正するという憲法上の義務は、所属する党派のいかんにかかわらず、国会を構成する国会議員が等しく国民に対して負うものというべきであることをも考慮すると、衆議院議員の選挙制度の改正という利害の対立し得る事柄について意見を集約して成案を得ることが容易ではない場合があり得ることや、国会が国権の最高機関及び国の唯一の立法機関(憲法四一条)として、国内外の極めて広範な事象に対応する権能と責務を負い、緊急に対応すべき突発的な事件や事故、震災等が発生した場合にはこれに関する措置を講ずる必要もあること、
「国審設置法によれば、区画審は、選挙区の改定案の作成につき、選挙区間の人口の最大較差が二倍未満になるようにすることを基本としつつも、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないものとされており(三条一項。なお、区画審は、その所掌

★★Ⅲ 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決(衆)

事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができることとされている。八条)、同法下における改定案の作成は機械的、形式的な単純作業ではなく、区画審の勧告期限も国勢調査の結果の公表から一年以内とされていること(四条一項)などの事情を考慮しても、なお、平成二三年大法廷判決から本件選挙の施行までの約一年九か月間において本件区割規定が是正されなかったことは、憲法上要求される是正のための合理的期間を徒過したものと評価すべきであり、本件区割規定は、本件選挙当時において、憲法の投票価値の平等の要求に反し、全体として違憲というべきである。」(強調引用者)

と判示する。

① 仙台高裁判決・平 25/3/14 (宮岡章裁判長) (甲 18) (本書 229~232頁)同判決は、その判決文・7頁下3行~10頁8行で、

「同大法廷判決は、上記判断の理由として、1人別枠方式は平成6年改正の際の制度改革の実現のためにやむを得ず採られた方策であり、一定の限られた時間の中でその合理性が認められるものであるところ、同改正後の選挙制度が定着し、安定した運用がされるようになっていた前回選挙時には、もはやその合理性が失われていたものであり、しかも、本件選挙区割りの下で生じていた選挙区間の投票価値の較差は、その当時、最大で2.304倍に達し、較差2倍以上の選挙区の数も増加しており、1人別枠方式がこのような選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因となってい

たことを指摘し、本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、前回選 挙時において、

憲法の投票価値の平等の要求に

反する状態に至っていたも のといわなければならないが、他方で、それに先立つ平成19年6月13 日大法廷判決において、平成17年の総選挙の時点における本件区割基準 及び本件選挙区割りについて、いずれも憲法の投票価値の平等の要求に反 するに至っていない旨の判断がされていたことなどを考慮すると、前回選 挙までの間に本件区割基準中の1人別枠方式の廃止及びこれを前提とする 本件区割規定の是正がされなかったことをもって、憲法上要求される合理 的期間内に是正がされなかったものということはできないとして、事柄の 性質上必要とされる是正のための合理的期間内に, できるだけ **東やかに**本件区割基準中の1人別枠方式を廃止し、旧区画審設置法3 条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要 請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨を明確に説示してい たところである。

そうすると、前回選挙時において、本件選挙区割りを定める本 件区割規定は既に憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っており、平 成23年大法廷判決の言渡し後、事柄の性質上必要とされる是正のための 合理的期間内に、できるだけ速やかに旧区画審設置法3条1項の 趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかな う立法的措置が講じられる必要があったところ、前記認定のとおり、本件 選挙は、同大法廷判決の言渡しから約1年9か月が経過した後において、 なお本件区割規定が改正されないまま本件選挙区割りにより施行されたも のである。

被告は、上記の約1年9か月の間、国会において、投票価値の較差是正

★★娅 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決 (衆)

を図るための協議検討がされてきたこと,具体的な立法措置として1人別 枠方式の廃止を含む緊急是正法が成立及び一部施行され,現在まで本件選 挙区割りの見直しに向けて区割り改定作業が継続されていること,これら の作業は性質上相応の時間を要するものであること等を指摘し,上記の期 間は十分なものとはいえず,本件選挙時点において,憲法上要求される合 理的期間内における是正措置がされなかったと評価することはできないと 主張する。

そこで検討するに、前記のとおり、衆議院議員の具体的な選挙制度を定めるに当たっては、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮し、国会において、人口の変動する中で、これらの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているのであるから、選挙区割りの改定は相当の時間及び労力を必要とする作業であり、審議等を尽くすために一定の期間を要すること自体は首肯し得るものである。しかし、国民の意思を適正に反映する選挙制度は民主政治の基盤であり、とりわけ衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請が働くことに照らせば、現に存在する憲法の投票価値の平等の要求に反

する状態を是正するための立法的措置を講ずることは、国会の最も重大にして、かつできるだけ速やかになすべき責務

というべきであって、その立法的措置を講ずるに当たっては、慎重な審議 を積極的に、かつ**相応の迅速性**をもって行うことが要求されること は明らかであり、平成23年大法廷判決の言渡しから本件選挙までの約1

年9か月という期間が事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間

として短きに過ぎるということはできない。また、この間の

緊急是正法の立法及びその経緯に鑑みて も、国会において上記期間内に本件区割規定を改正し、本件選挙区割りを改定することが客観的合理的にみて不可能な状況にあったと認めることはできない。さらに、本件区割規定が改正されないまま行われた本件選挙時においては、本件選挙区割りの下で生じていた選挙区間の投票価値の較差が最大で2.425倍に達し、較差2倍以上の選挙区の数は72選挙区に上っていたのであり、投票価値の不平等は、前回選挙時と比較してもさらに増大していたことも指摘できるところである。以上の諸点に照らせば、本件区割規定により生じていた憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を是正するために事柄の性質上必要とされる合理的期間は、本件選挙時までに既に経過していたものといわざるを得ない。

(3) したがって、本件区割規定は憲法の投票価値の平等の要求に反するものであり、しかも、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったものであるから、本件選挙時においては、憲法14条1項等の規定に違反し違憲であったというべきである。」(強調 引用者)

と判示する。

① 福岡高裁宮崎支部判決・平 25/3/26 (横山秀憲裁判長) (甲 19) (本書 232~235 頁) 同判決は、その判決文・12 頁下 10 行~14 頁 12 行で、

第7章 裁判例、論文等 第2節 文献等

★★Ⅲ 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決(衆)

「(3) 憲法上要求される合理的期間内に是正されたか否かについて

ア 投票価値の平等は、憲法上の平等原則(14条1項)から導かれる個人の主観的権利としての平等権の一内容をなすのみならず、代表民主制を採用する我が国における国家の意思決定の根幹に係わる事柄である。したがって、国会議員の選挙の際に投票価値の較差が生じていた場合、その憲法適合性は国政上でかて重要な問題であり、それが平等原則に反している場合、すみやかに是正されなければならな

61°

イ 上記のとおり、平成23年大法廷判決は、遅くとも平成21年総選挙の時点では1人別枠方式の合理性が失われ、憲法が求める投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたこと、したがって、区割基準中の1人別枠方式を廃止し、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って区割規定を改正して投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨を明確に判示している。

そうすると、立法府としては、平成23年3月23日(上記大法廷判決の言渡日)の時点で、「遅くとも平成21年8月30日の時点で1人別枠方式の合理性が失われていたこと」を認識した上で、速やかに1人別枠方式を廃止するだけでなく、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある。

ウ ところが、平成23年大法廷判決の言渡日(平成23年3月23日)から、本件選挙の日(平成24年12月16日)までの間に、緊急是正法によって1人別枠方式は廃止されたが、緊急是正法が小選挙区選出議員の定数を5削減して投票価値の較差修正をめざしたものの、選挙区割りに関する公職選挙法の改正がなされなかったことから、違憲状態にあるとされ

★★呱 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ケの違憲高裁判決 (衆)

た前回選挙とまったく同一の選挙区画と議員数のもとに実施されており、 選挙制度の抜本的改正はもとより、部分的な改正さえ実行されないまま、 本件選挙が行われ、その結果、投票価値の最大較差が2.304倍から2. 425倍に拡大するに至っている。

エ 以上によれば、本件選挙は、憲法上もっとも重要な権利の1つである選挙権の観点からすると、較差是正のために憲法上要求される合理的期間を徒過して実施されたものであるといわなければならない。

オ 被告は、平成23年大法廷判決の言渡日から本件選挙までの期間と して約1年9か月しかないことから、1人別枠方式を廃止して、あらかじ め各都道府県に1ずつ配分された定数を再配分するとともに、本件区割規 定を抜本的に改正するには期間として不十分である旨主張するところ、

区画審設置法4条では、区画審による選挙区の改定案の作成及び内閣総理大臣への勧告のための期間として、統計法5条2項本文が定める国勢調査の結果が最初に官報で公示された日から1年以内とされ、緊急是正法でも、その附則3条3項によれば、選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告は同法施行日から6か月以内に行われることが予定されており、これらの期間に照らせば、国会において、本件選挙時までに、区画審による改定案の策定、勧告の手続を経て、区割規定の是正を行うことが困難であったと認めることはできない。

(4) 本件選挙の効力について

ア 以上のとおり、本件選挙における投票価値の最大較差が憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていたことは明らかであり、かつ、憲法上要求される合理的期間内に是正されなかったというべきであるから、本件区割規定は憲法に違反する。」(強調 引用者)

★★Ⅲ 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決(衆)

と判示する。

① 広島高裁判決(小林正明裁判長)平25/3/26(甲20)(本書235頁)

同判決は、その判決文・14頁下5行~15頁9行で、

「(3) 相当な是正期間について

ア 被告は、緊急是正法が成立し、1人別枠方式の廃止に係る部分は施行されたものの、区画審が区割りの改定案を作成し、それを勧告するまでには一定の期間を要するため本件選挙までに本件区割規定を改正するに至らなかったが、なお憲法上要求される合理的期間内に是正されなかったとはいえない旨主張する。

加行まで1年9か月足らずの期間があり、その間に、緊急是正法が成立して、1人別枠方式を廃止し、本件選挙区割りを改定する旨の立法がされながら、本件選挙区割りの改定の実施が間に合わなかったものである。前記認定の緊急是正法の制定の経緯等の国会の本件選挙区割り等の是正の取組みの下において、緊急是正法を成立させながら本件選挙区割りの実施が間に合わなかったことについて、憲法上要求される合理的期間内にこの是正ができなかった正当な理由があると認めることは困難である。

本件選挙区割りの改定は、憲法上要求される合理的な期間内に是正できなかったと認められる。」(強調 引用者)

と判示する。

(4) 仙台高裁秋田支部判決・平 25/3/27 (久我泰博裁判長) (甲 21) (本書 235~238 頁)同判決は、その判決文・15 頁 5 行~17 頁下 6 行で、

「 (2) もっとも、制定又は改正当時は合憲であった議員定数配分規定 がその後立法時の合理性を失ったことにより憲法の投票価値の平等の要求 に反する程度に至った場合には、そのことによって直ちに当該議員定数配 分規定が憲法に違反するとすべきものではなく、憲法上要求される合理的

期間内の是正が行われないときに初めて同規定が憲法に違反するものとい

うべきである。そこで次に、本件選挙時点において、1人別枠方式を含む

本件区割基準に基づいて定められ、緊急是正法によりなお従前の例による

こととされた本件区割規定について、事柄の性質上必要とされる是正のた

めの合理的期間を経過していたかを検討する。

前記のとおり、1人別枠方式は、その立法時には、抜本的改革を伴う本件選挙制度を導入し定着させるための方策として合理性を有していたものであり、最高裁平成19年6月13日判決・民集61巻4号1617頁も、平成17年の総選挙における1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて、いずれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨判示していたところである。そこで、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間を経過していたかは、前回選挙について1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りが憲法の要求に反する状態に至っていたと判示され、国会においてそのことを認識するに至った平成23年判決の言渡日(同年3月23日)を始期として、それ以降の立法の内容及び過程に係る諸事情を踏まえて個別具体的に判断すべきである。

まず、憲法上要求される是正の内容及びこれに要する過程について見ると、1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件区割規定の見直しについては、事柄の性質上、1人別枠方式の廃止のみで投票価値の較差が是正されるものではなく、これを踏まえて各都道府県にあらかじめ配分された定数を再配分するほか、行政区画、地勢、交通等の事情も踏まえた選挙区のま

★★Ⅲ 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決 (衆)

とまり具合等にも配慮し、場合により小選挙区選出議員定数自体の見直しの要否も含めて選挙区割り全体を見直す必要があり、それ自体は憲法43条2項、47条所定の国会の裁量権の範囲内として正当に考慮することが許される政策的目的ないし理由に含まれるというべきであって、そのための検討・審議を経て本件区割規定自体を改正・施行するには一定の期間を要すること自体は否定できない。しかしながら、上記作業自体は、旧区画審設置法4条1項が区画審において最新の国勢調査の結果公示後1年以内に行うこととしていた勧告における作業と本質的に異なるとは認められない。緊急是正法ではより短く、区画審による同法施行後6か月以内のできる限り速やかな勧告が予定されているところでもある。

次に、現実になされた立法の内容及び過程について見ると、平成23年 判決の言渡し後、国会は、衆議院議員選挙制度に関する各党協議会におい て、1人別枠方式の廃止とともに投票価値の較差是正のための措置等につ いて協議を重ね、約1年9か月後の本件選挙までの間に少なくとも1人別 枠方式を廃止する緊急是正法を成立させたこと、その可決時期が衆議院の 解散日と重なったこともあり、本件選挙時までには具体的な区割りの改定 や定数是正にまでは至らなかったものの、区画審が、緊急是正法に従い、 勧告期限である平成25年5月26日までに区割りの改定案を勧告できる よう作成に向けた作業を進めていることも認められる。しかしながら、上 記の立法の経過を見ると、各党協議会において、1人別枠方式の廃止及び 「0増5減」による本件区割規定の見直し自体については、本件選挙制度 (小選挙区比例代表並立制)の存続を前提とした緊急是正案との限度では、 比較的早期に方向性が示されていたことがうかがわれ、遅くとも平成24 年4月頃以降はこれに代わる案が具体的に検討された形跡はない。それに もかかわらず早期の法改正が実現しなかった理由は、小選挙区以外の議員 定数削減を含むその他の選挙制度改革の当否をめぐる各党の意見対立等に

★★Ⅲ 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決 (衆)

よるところが大きかったと認められる(乙2の1ないし2の7,3の1,3の2,7)。このような、平成23年判決において憲法上の要求とされた1人別枠方式の廃止を含む本件区割基準及び本件区割規定の是正自体にとって必須ではないその他の選挙制度改革の検討・審議に要した期間をもって、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間ということはできない。

以上のような立法の内容及び過程を考慮すると、平成23年判決から約1年9か月後の本件選挙までの間に、憲法上の要求として早期是正を求められた本件区割基準中の1人別枠方式の廃止を前提とする本件区割規定自体の是正を、憲法上の要求であることが明らかではないその他の選挙制度の見直しに先行して行えなかった合理的理由は見出し難い。したがって、本件選挙時までに本件区割規定の改正がされていない以上、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったと認めるのが相当である。

(3) そして、本件区割規定は、その性質上不可分の一体をなすものと解すべきであり、憲法に違反する不平等を生ぜしめている部分のみならず、全体として違憲の瑕疵を帯びるものと解すべきである(昭和51年判決参照)。

したがって、本件区割規定は、憲法14条1項の要求する投票価値の平等に反し、全体として違憲となる。」(強調 引用者)

と判示する。

- (5) 大阪高裁判決・平 25/3/26 (小松一雄裁判長) (甲 22) (本書 238~243 頁)
 - ア 同判決は、その判決文・16 頁下 11 行~20 頁下 13 行で、
 - 「(2) そこで、本件選挙時における本件区割規定の合憲性に

ついて検討するに、被告らは、この点に関し何らの主張立証をしない。

本件選挙は、前記1 (5) のとおり、前回選挙と同じ1人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りの下で実施された選挙であるところ、平成23年大法廷判決において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとされた前回選挙から3年3か月余を経て行われたものであることに加え、前提事実に記載のとおり、前回選挙と比べ、議員1人当たりの選挙区間の選挙人数の較差は1対2.425と拡大し、較差が2倍を超える選挙区の数も72へと増加し、各都道府県単位でみても、議員1人当たりの選挙人数の最大較差が前回選挙時には1対1.978であったのが本件選挙時には1対2.040に拡大していることに鑑みると、本件選挙においても、本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、それ自体、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあり、本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りも憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものということができる。

(3) ア もっとも、議員1人当たりの人口又は選挙人数について選挙 区間の較差が選挙権の平等の要求に反する程度となったとしても、直ちに 当該議員定数配分規定を憲法違反とすべきものではなく、合理的期間内に おける是正が憲法上要求されていると考えられるのにそれが行われない場合に初めて憲法違反と判断されることとなる。そこで、本件選挙までの間 に本件区割基準中の1人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規 定の是正がされなかったことについて、憲法上要求される合理的期間内に 是正がされなかったものということができるか否かが問題となる。

イ 平成19年大法廷判決において、平成17年の総選挙の時点におけ

る1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断が示されたことは前提事実に記載のとおりである。最高裁判所において、1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旨の判断が示されたのが、平成23年大法廷判決が初めてであり、この判決が言い渡されることによって、国会も上記の点を明確に認識できるに至ったものといえることに鑑みれば、上記合理的期間の経過については、平成23年大法廷判決が言い渡された同年3月23日を基準に判断するのが相当である。

ウ 被告らが主張するとおり、1人別枠方式については、これを廃止すれば直ちに投票価値の較差が解消するというものではなく、1人別枠で全都道府県に1ずつ配分された定数を各都道府県の選挙区にいかに再配分するかという問題が生じるし、当然、都道府県内の選挙区割り自体の見直しも検討の対象とする必要が生じることになる。

しかしながら、これまでの議員定数配分規定に関する訴訟における最高 裁判所の累次の判決においても、憲法の投票価値の平等の要求は、選挙区 の区割りを行うに当たって、絶対的な基準ではないものの、最も重視され るべき要素であることは繰り返し述べられてきた。区画審設置法3条の定 める本件区割基準自体、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるよう に区割りをすることを基本とすべきものとしているのであり(同条1項)、 平成12年国勢調査の結果を踏まえて同14年に選挙区割りの改定が行わ れたが、同改定の時点で既に較差が2倍以上になっており、そのような較 差の生ずる主要な要因が1人別枠方式にあることも容易に認識できるとこ ろである。上記改定以降、本件選挙に至るまでの約10年という長期間、

★★Ⅲ 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決(衆)

選挙区割りの改定は行われていない上,前回選挙を経て本件選挙が実施される間に,較差は拡大してきたことに鑑みると,選挙区間の較差の是正は,国会の最優先課題として,できるだけ速やかに行われる必要があると解すべきである。

確かに、最高裁判所において、1人別枠方式を含む本件区割基準及び本 件選挙区割りについて憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至って いた旨の判断が示されたのは、平成23年大法廷判決が初めてであったが、 平成19年大法廷判決においても、本件区割規定は憲法に違反するとする 2名の裁判官の反対意見があったほか、本件区割規定を違憲とは判断しな いものの、1人別枠方式について、その目的及び手段において合理性の乏 しい制度であって、投票価値の平等を損なうことを正当化する理由はない というべきであるとする4裁判官の見解が付されていたものである。平成 23年大法廷判決は、平成19年大法廷判決において、平成17年の総選 挙の時点における1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りに ついていずれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の 判断が示されていたことなどを考慮して、前回選挙までの間に本件区割基 準中の1人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正がさ れなかったことをもって、憲法上要求される合理的期間内に是正がされな かったものということはできないとした。しかし、平成23年大法廷判決 において、平成21年8月30日に施行された前回選挙時には1人別枠方 式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて憲法の投票価値の平等 の要求に反する状態に至っていた旨の判断が明確に示された以上、国会と しては、**できるだけ速やかに**その是正をすべき責務があるものと いうのが当然のことである。平成23年大法廷判決の法廷意見も、「衆議院

★★呱 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決 (衆)

は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものといわなければならない。」とした上で、「事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかし、本件区割基準中の1人別枠方式を廃止し、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法措置を講ずる必要があるところである。」と判

エ 平成23年大法廷判決以降の国会における較差是正の取組の経緯は、前提事実に記載のとおりであるところ、このような経過に照らすと、較差是正の取組が遅れたのは、1票の較差是正を先行させるか否かや、比例定数削減についての意見の相違など、党派間での対立に関わる政治的な要因が大きく影響したことがうかがえるのである。

示している。

しかしながら、前記のとおり、平成23年大法廷判決後は、憲法の投票価値の平等の要請にかなう立法措置を速やかに講じることが厳しく要求されていたのであり、これに応えることは、党派を超えた国会の責務であったことに加え、区画審設置法が、区画審による選挙区割りの改定作業について、国勢調査の結果が官報で公示された日から1年以内に選挙区の改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとしていること(区画審設置法4条1項)に鑑みると、1人別枠方式の廃止を伴うものであったとしても、技術的な観点からは、平成23年大法廷判決から本件選挙に至るまでの1年8か月余という期間に選挙区割りを改定することは可能であったと考えられるのであり、これを覆すに足りる証拠はない。

第7章 裁判例、論文等

第2節 文献等

★★娅 平 25/3/6~平 25/4/11・言渡の 1 5 ヶの違憲高裁判決 (衆)

オ 以上によれば、本件選挙までの間に本件区割基準中の1人別枠方式 を前提とする本件区割規定の是正がされなかったことについて、憲法上要 求される合理的期間内に是正がされなかったものといわざるを得ない。

(4) 以上によれば、本件区割規定は、本件選挙当時、憲法の選挙権の平 等の要求に反し、違憲であったというべきである。

そして、本件区割規定は、その性質上不可分の一体をなすものと解すべきであり、憲法に違反する不平等を生ぜしめている部分のみならず、全体として違憲の瑕疵を帯びるものと解すべきである(昭和51年大法廷判決、昭和60年大法廷判決参照)。」(強調 引用者)

と判示する。

イ 大阪高裁判決・平 25/3/26 (小松一雄裁判長) (甲 22) は、

本件区割り規定の合憲性の主張・立証責任

を国に負担させた。

(以下、余白)

★★★第8章 12ヶの論点

★★★I 人口比例選挙(ペンシルバニア State との比較)

★★★第8章 12ヶの論点: (★書 244~281 頁)

★★★ 人口比例選挙 (米国との比較) (本書 244~247 頁)

(1) 1 米国連邦下院選のペンシルバニア State⁴での、選挙区間の

最大人口差は、

人である⁵。

【=64 万 6372 人《最大人口》 - 64 万 6371 人《最小人口》】

即ち、人口比例選挙である(甲28の1~2)。

2 本件選挙での、選挙区間の

最大人口差は、66万6741

【=98 万 8965 人 (埼玉県選挙区) -32 万 2224 人 (福井県選挙区)】である⁶ (甲 29)。

<u>即ち、非人口比例選挙である。</u>

米国での人口差・1人と、日本での人口差・66万6741人は、

天文学的大差である。

また、

③ 日本の衆院選(「0増5減」の改正法)での、選挙区間の

26 万 9721

⁴ 和訳:州。しかし、正しい訳文は、「米国連邦を構成する国」である。

⁵ 195F. Supp.2d 672 (M.D. Pa2002)。甲 28 ∅ 1~2

⁶ 総務省資料〈平成27年〉より。甲29

★★★第8章 12ヶの論点

★★★I 人口比例選挙(ペンシルバニア State との比較)

【=50万0093人(東京1区) - 23万0372人(宮城5区)】である⁷(甲29)。 即ち、非人口比例選挙である。

米国での人口差・1人と、日本での人口差・26万9721は、

天文学的大差である。

(2)A 『米国連邦上院での一票の格差は、65 倍もある。米国連邦上院と比べれば、 日本の参院選の一票の格差の 5 倍強は、許容範囲である』との議論がある。

しかしながら、この議論は、【米国 (United States of America) が、50 個の国 (States) から成る連邦 (Federal) であること】を見落としたものであって、誤っている。

都道府県は、日本国内の行政区画にすぎず、State (州。正確に言えば、米国連邦を構成する国)とは別物である。敢えて言えば、日本国の都道府県は、State (州)の中の County にあたると言えよう。

- B 米国連邦憲法は、「各 State (州) は、2 名の上院議員を選任する」旨定めているが、日本国憲法は、都道府県に、さような権限を付与していない。
- C 下記(i)~(iv)に示すとおり、State は、米国連邦に参加している国であるが、 都道府県は、日本国の行政区画でしかない。
 - (i) 各 State (州/国) は、軍隊を持っている。州(State) によっては、空軍まで持っている。

都道府県は、軍隊を持っていない。

(ii) 各 State (州/国) は、自らの憲法、会社法、民法、刑法等々から成る諸法の総体を持っている。

都道府県は、自らの憲法、会社法、民法、刑法等々から成る諸法の総体を

⁷ 総務省資料〈平成 27 年〉より。甲 29

持っていない。

(iii) 各 State (州/国) は、State (州/国) の地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所を有する。

都道府県は、自らの裁判所を持っていない。

- (iv) 各 State (州/国) は、実質的な課税権を持っている。 都道府県は、実質的な課税権を有していない。
- (3) 尚、米国では、10年に一度行われる国勢調査毎に再選挙区割りが行われている。
 - (i) 2010 年の再区割りにおいて、ニューメキシコ State (州/国) の連邦下院議員選挙区割りでは、

定数3の全ての選挙区の人口が686,393人となった (甲 34 の 1、2)。

全ての3ヶの選挙区の人口差は、相互にである。

(ii) また、フロリダ State (州/国)の連邦下院議員選挙区割りでは、定数 27 のうち、22 ヶの選挙区の人口が 696,345 人で、残りの 5 ヶの選挙区の人口が 696,344 人である (甲 33)。

その人口差は、何と、1人である。

- (4) 人口比例に基づく選挙区割り案(参)(甲38、39)
 - ア 甲 38 (臼井悠人氏作成報告書) は、「町丁の境界を考慮した参議院議員選 **挙仮想選挙区割(案)**」である。現行公職選挙法が採用する地域枠組みを基礎

★★★I 人口比例選挙(ペンシルバニア State との比較)

として現行公職選挙法上許されていると考えられる方法により選挙区割を行った場合でも、参院選選挙区割りは、選挙区選出国会議員一人当り人口格差

を 1.00008 倍 (又は1票 (選挙権の最大価値の選挙区の選挙権の

価値): 0.99991 買 (選挙権の最小価値の選挙区の選挙権の価値)) に

まで、圧縮できる(但し、10ブロック選挙区且つ都道府県の県境を跨ぐ)。

イ 甲 39 (臼井悠人氏作成報告書) は、「町丁の境界を考慮した衆議院議員選挙仮想選挙区割(5)(案)」である。現行公職選挙法が採用する地域枠組みを基礎として現行公職選挙法上許されていると考えられる方法により選挙区割を行った場合でも、選挙区間の人口較差を均一化しようと誠実に努力すれば、

衆議院 300 小選挙区間の格差(最大)は、 1.0110 倍 (又は 1

票(選挙権の最大価値の選挙区の選挙権の価値): 0.9891 票 (選挙権の最小価

値の選挙区の選挙権の価値) にまで圧縮できる(但し、都道府県の県境を跨ぐ)。

(以下 余白)

★★★第8章 12ヶの論点 ★★★II 立証責任

★★★Ⅲ 『選挙区割りが、投票価値の平等(=人口比例選挙)から乖離している場合は、選挙管理委員会が、「その乖離が合理的であること」の『立証責任』を負う』か否か (本書 248~249 頁):

1(1)A 米国連邦最高裁判決は、

- 『① 投票価値の平等は、絶対ではない。
- ② 選挙区割りが、投票価値の平等(=人口比例選挙)から乖離している場合は、選挙管理委員会が、「その乖離が合理的であること」の『立証責任』を負う』

旨明言している(1983 年米国連邦最高裁判決〈Karcher v. Daggett 事件〉、甲30)。

- B 他方で、日本国最高裁判決は、これまで、
 - 『① 憲法は、投票価値の平等を要求しているが、それは、絶対ではない。
 - ② 投票価値の平等は、立法裁量権の合理的な行使によって調整され得る』旨

判示するに留まり、

『選挙管理委員会が、「立法裁量権の行使に合理性があること」の『**立証責任**』を負う』

旨明言していない(昭和51年最高裁大法廷判決 甲31)。

(2) 即ち、日本国最高裁判決も、米国連邦最高裁判決も、『憲法は、投票価値の平等を要求しているが、それは絶対ではない』とする点では、既に、一致しているのである。

(3) 両者の違いは、

一方で、日本国最高裁判決が、『投票価値の平等からの乖離を生む立法裁量権の行使が合理的であることの『立証責任』は、選挙管理委員会(国)にある』旨明言していないが、

他方で、米国連邦最高裁判決は、『投票価値の平等(=人口比例選挙)からの乖離が合理的であることの『立証責任』は、選挙管理委員会(State)にある』旨明言しているという、



である。

- 2 (i) 平成25年3月6日東京高判(難波孝一裁判長)(甲11) および
 - (ii) 同年同月 18 日福岡高判(西謙二裁判長)(甲23)

歷史的判決

である。

★Ⅲ 平成 25 年大法廷判決(衆)の一部は、無効である

- ★III 平成 26 年大法廷判決(参)の一部は、無効である:(本書 250~253 頁)
- 1 憲法 98 条 1 項は、
 - 「・・・・(憲法)の条規に**反する・・・国務に関するその他の行為**の全部又は 一部は、その効力を有しない。」

と定める。

- 2 判決の言渡行為は、憲法 98 条 1 項の「国務に関するその他の行為」に該当する。
- 3 よって、 意ま98条1項に基づき、 憲法の条規に反する

【判決の一部】は、



である。

4 平成 25 年参院選(選挙区) についての平成 26 年大法廷判決(参)・12 頁 4~ 下 6 行 (甲 4) は、

★Ⅲ 平成25年大法廷判決(衆)の一部は、無効である

「以上に鑑みると、人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の 拡大が続き、総定数を増やす方法を採ることにも制約がある中で、半数 改選という憲法上の要請を踏まえて定められた偶数配分を前提に、上記 のような都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票 価値の平等の実現を図るという要求に応えていくことは、もはや著しく 困難な状況に至っているものというべきである。このことは、前記2(3) の平成17年10月の専門委員会の報告書において指摘されており、平 成19年選挙当時も投票価値の大きな不平等がある状態であって選挙 制度の仕組み自体の見直しが必要であることは、平成21年大法廷判決 において特に指摘されていたところでもある。これらの事情の下では、 平成24年大法廷判決の判示するとおり、平成22年選挙当時、本件旧 定数配分規定の下での前記の較差が示す選挙区間における投票価値の 程度に達しており、これを正当化すべき特別の理由も見いだせない以上、 違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたとい 態部分】という。引用者注)

と判示しながら、「合理的期間における是正」の可否の問題を検討し、

「(3) 以上のとおりであって、本件選挙時において、本件定数配分規定の下で、選挙区間における投票価値の不均衡は、平成24年改正法による改正後も前回の平成22年選挙当時と同様に違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等に状態にあったものではあるが、本件選挙までの間に更に本件定数配分規定の改正がされなかったことをもって国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に反する

★Ⅲ 平成 25 年大法廷判決(衆)の一部は、無効である

<u>に至っていたということはできない。</u>」(強調 引用者)(以下、上記の茶色 横線部分を**【合憲部分**】という)

と結論付けた(同判決文・17 頁下 7~下 2 行)。

【同判決文の中の文書】の中の、

【 **違憲状態部分**】(本書 251 頁) は、有効であるが、

即ち、【平成 25 年 7 月選挙は、「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあった」。しかし、合憲である】旨の平成 26 年大法廷判決(参)は、憲法 98 条 1 項に違反する

一部無効の判決

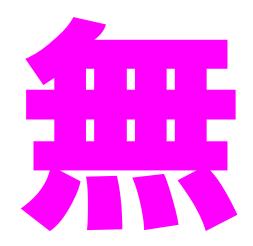
である。

5 結局、上記 1 ~ 4 (本書 250~252 頁) の理由により、【平成 26 年大法廷判決(参)が、「<u>都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の</u>実現を図るという要求に応えていくことは、もはや著しく困難な状況に至っているものというべきである」と指摘したにも拘わらず、2 つの合区を除いては都道府県を各選挙区の単位とする選挙区割りに基づいて施行された、本件選挙(2016年7月10日参院選(選挙区)】は、

平成 26 年大法廷判決の『本件選挙は、合憲である』旨の判示にも拘らず、

★Ⅲ 平成25年大法廷判決(衆)の一部は、無効である

憲法98条1項後段に基づき、





である。

★★★IV 92%(但し、世論調査の有効回答の)

★★★IV 92% (但し、世論調査の有効回答の) (本書 254 頁)

1	平成 23	(2011)	年5月2	日朝日新聞の世論調査の結果は、	下記のとおりである	(甲
	32) ₀					

質問:「以下のそれぞれの意見についてどう思いますか。」

「国政選挙の選挙区の一票の格差は、できるだけ小さくすべきだ」」

回答: 「強く賛成」 「やや賛成」 「やや反対」 「強く反対」

「42」 「44」 「5」 「2」 (「単位%」)

(1) 有効回答: 42+44+5+2=**93**%......①

回答なし: 7%

(2)「強く賛成」(42%) + 「やや賛成」(44%) =86%......②

- (4)「強く賛成」+「やや賛成」=有効回答の 92%(=86% ②) ÷93% (①)) ④

即ち、有効回答の92%が、「国政選挙の選挙区の一票の格差はできるだけ小さくすべきだ」に賛成である。

2 【同世論調査の有効回答の

り 2 0 が、「国政選挙の選挙

区の一票の格差はできるだけ小さくすべきだ」に賛成】は、平成20(1945)年~平

子助であ

成23 (2011) 年の66年間の世論を考えると、

★★★V 最高裁は、【日本が、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文に定める、 【人口比例選挙の国】にならないこと】に、100%責任がある

★★★V 最高裁は、【日本が、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文に 定める、【人口比例選挙の国】にならないこと】に、

100%責任がある: (本書 255~257 頁)

1 最高裁が、「① 憲法 56 条 2 項、② 憲法 1 条、③ 憲法前文第 1 文は、人口比例選挙を要請している」と判断しない限り、【国会が、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の定める「人口比例選挙の選挙法」の立法をすること】は、現実問題として、あり得ない。

2 エピソード1

これは、単なる一つのエピソードでしかないが、ここに披露する。

平 26/12/24、都内某所で、某政党の現職の国会議員は、選挙人代理人(升永 弁護士)に、下記のとおり、言われた。

記

「「前回の選挙(平 26/12/14 の衆院選)で、○○ちゃん(○○国会議員)は、 1000 万円の借金抱えてるよ。」

「 \triangle ちゃんは (\triangle 国会議員)、3000 万円の借金だってさー。」

「A案のような線引きをされて、選挙区変えられたら、路頭に迷うよ。 そんなことできるー?」

これが、我が党の議員の間の会話ですよ。これが現状です。」と。

★★★V 最高裁は、【日本が、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文に定める、 【人口比例選挙の国】にならないこと】に、100%責任がある

3 米国でも、1964年米国連邦最高裁(レイノルズ判決、甲35)が、

『憲法は、人口比例選挙を要請している』旨

ところが、1964 年の時点では、米国では、1 票の格差は、972 倍 (=35000 人 〈最大人口の小選挙区の人口〉 / 36 人 〈最少人口の小選挙区の人口〉) もあったのである (バーモント州の議会議員のレポート) (甲 36)。

この事実は、日本では、未だ、余り知られていない。

これは、一重に、最高裁が、 1 憲法 56 条 2 項、 2 憲法 1 条、 3 憲法前文第 1 文を文理解釈し、

「1 憲法 56 条 2 項、2 憲法 1 条、3 憲法前文第 1 文は、人口比例選挙を定めている」

との判決を出さないからである。

最高裁は、昭和38年~今日迄、違憲状態国会の立法裁量権を認めて、

『現選挙制度(一人別枠方式を含めて)は、違憲である』旨

<u>判決するに止まり、「憲法の定める投票価値の平等とは、人口比例選挙である」との規範を明示する判決を、言渡していない。</u>

★★★▼ 最高裁は、【日本が、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文に定める、 【人口比例選挙の国】にならないこと】に、100%責任がある

最高裁が、違憲状態国会に立法裁量権を認め、「憲法の投票価値の平等とは、人 口比例選挙である」との規範を明示する判決を言渡さないのであるから、

違憲状態国会が、規範を示さない最高裁判決に沿って、**あれこれ**、延々と、立法 裁量権を行使して、選挙制度改革の立法活動するのは、**当然である**。

5 よって、【憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の定める人口比例選挙が実現されないこと】の責任は、

100%

最高裁にある。

各最高裁判決日以降の数年のスパンで見る限り、 国会は、

該【「1票の投票価値の平等」を調整する国会の 合理的な立法裁量権の行使を容認する、最高 裁判決】

に概ね従って、選挙制度改革の立法作業を行っている。

本質的にみて、 国会に、責任は、無い。

★★★第8章 12ヶの論点 ★VI 歴史的裁判 第1 国民主権国家の誕生

- **VI 歴史的裁判** (本書 258~264 頁)
- 第1 国民主権国家の誕生(本書 258~260 頁)
 - 1 本裁判は、歴史的裁判である。

なぜならば、本裁判の判決の言渡しは、「飛鳥時代以降 1500 年の日本史上初めて、国民主権国家を誕生させるか、国民主権国家誕生を阻止するかの【歴史の創造】に繋がる国家権力の行使】であるからである。

2 非「人口比例選挙」では、必ず、少数の主権者が、多数の国会議員を選ぶ。そして、少数の主権者から選ばれた多数の国会議員が、多数決で、国政を決する。

即ち、少数の国民から選ばれた多数の国会議員が、国会での多数決により、国政を決しているのであるから、今の日本は、【国会議員主権国家】である。

3 逆に、人口比例選挙では、**必ず**、多数の主権者が、多数の国会議員を選出する。 そして、多数の国民から選ばれた多数の国会議員が、国会での多数決により、国 政を決める。即ち、多数の国民が、多数の国会議員を通じて、国政を決める。

人口比例選挙の国は、国民主権国家である。

4 最高裁判所が、

『憲法は、人口比例選挙を要求している』旨

判決すれば、

同判決により、日本は、今の**国会議員主権国家**から、**一気に、国民主権国家**に変わる。

★★★第8章 12ヶの論点 ★VI 歴史的裁判 第1 国民主権国家の誕生

5(1) 米国を見てみよう。

米国では、独立宣言 (1776) ~1964 年の 188 年間、一票の価値の不平等の問題 を解決できなかった。

即ち、1964 年の時点では、米国のバーモント Sate (州。正しくは、米国連邦を構成する国)の一票の価値の不平等(但し、地方議会選挙)は、

なんと、972 信であった (甲36)。

(972 =35,000 人 (State 議会議員選挙の最大人口・小選挙区) ÷36 人 〈同最少人口・小選挙区〉)。

そして、1964年に、米国連邦最高裁判所は、

『米国連邦憲法は、人口比例選挙を保障している』旨

- **一気に、**判決した (甲 35)。
- (2) 2004 年、ペンシルバニア state (州。正しくは、米国連邦を構成する国)での、 米国連邦下院議員選挙では、最少人口の小選挙区の人口(646,372人)と最大人口 の小選挙区の人口(646,371人)の【人口差】は、



★★★第8章 12ヶの論点 ★VI 歴史的裁判 第1 国民主権国家の誕生

(3) 「10 増 10 減」の「改正法」の下での本件選挙における議員一人当りの【有権 者数の差】は、

666,741人

【 = 98 万 8965 人 (埼玉県選挙区) - 32 万 2224 人 (福井県選挙区)】である (甲 29。総務省発表資料より。2015/9/2 現在。)。

上記(2)の「1人」と上記(3)の「666,741人」を比べると、溜め息のでるような、

(4) 地球上で、初めて市民革命(Revolution)を成功させた米国ですら、建国(1776) ~1964年の188年間、多数回の選挙を繰り返しても、上記(1)に示したとおり、972 **倍**の一票の住所差別の問題(甲36))を解決できなかったのである。

米国で、一票の住所差別の問題を一気に解決したのは、上記のとおり、**1964** 年の米国連邦最高裁判決(レイノルズ判決〈甲35〉)であった。

即ち、市民革命の発祥国・米国ですら、米国連邦憲法に定める人口比例選挙は、 司法によってしか、実現できなかったのである。

<u>この米国の例からみても、(i)</u> 憲法 56 条 2 項、(ii) 同 1 条、(iii) 同前文第 1 文の 定める人口比例選挙は、司法によってしか、実現できない。

第2 ガリレオ判決 (本書 261~264 頁)

1 当法廷が、

「憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の 3 つの定めは、人口比例選挙を要請している」

と判決すれば、

その判決は、今の【国会議員主権国家】を【国民主権国家】に変える歴史を創る判決である。

他方で、当法廷が、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の定めの文理解釈を することなく、

「憲法は、人口比例選挙を要請していない」

との従来の大法廷判決の判断枠組みを踏襲する判決を言渡すなら、

その判決は、日本が憲法どおりの国民主権国家になることを許さなかった**【悪い 判決**】として、歴史に記録されることになろう。

2 天動説を「是」とし、地動説を否定した【ガリレオ判決】は、1633年に言渡された。382年経た現在でも、ガリレオ判決は、【悪い判決】として、歴史となり、今も、人々は、忘れていない。

天動説は、紀元前 4 世紀に**アリストテレス**によって唱えられ、以降 17 世紀まで、 2100 年間、ヨーロッパを支配した。

- 3 人口比例選挙を否定する昭和 51 年大法廷判決の【判断枠組み】は、どうであろうか?
 - (1) 憲法 43 条 2 項は、「両議院の議員の定数は、法律でこれを定める」

と定めている。

- (2) 憲法 47 条は、「選挙区、投票の方法、その他両議院の議員の選挙に関する事項 は、法律でこれを定める」 と定めている。
- (3) 昭和 51 年大法廷判決は、

『この憲法 43 条 2 項、47 条により、国会は、選挙につき広範な立法裁量権を有するので、投票価値の平等も調整され得る。即ち、憲法は、人口比例選挙を要請していない。』

という判断枠組みを創った。

ところが、昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』によれば、<mark>違憲状態議員</mark>(= **国会活動を行う正統性の無い人**) は、憲法 43 条 2 項、47 条に基づいて、立法裁量権を行使できる。

昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』は、**豪快な、詭弁**である。

昭和 51 年大法廷判決の【判断枠組み】の豪快な**詭弁**ぶりを見ると、その豪快さは、2100 年間ヨーロッパを支配した**アリストテレス/プトレマイオスの天動説**を思わせる。

4(1) ガリレオ裁判の裁判官は、地動説の存在を知った上で、

地動説を「誤り」とし、

天動説を「正しい」と判決した。

そして、【ガリレオ判決の裁判官が、そのガリレオ判決を下した事実】は、歴 史となった。

(2) 昭和51年大法廷判決日~平成23(2011)年の間、

日本人は、誰一人、

【仮に、憲法 43 条 2 項、47 条に基づいて、国会議員が、投票価値の平等を調整するための立法裁量権を有するとしても、該国会議員が、実は、最高裁が「違憲状態」と判断済の【選挙】で選ばれた人(=憲法 98 条 1 項後段に基づき、国会活動を行う正統性の無い人)でしかない、という驚天動地の論点」

を知らなかった。

しかし、今は、違う。

選挙人は、

- 『① 最高裁の判断済の「**違憲状態の選挙**」で当選した人は、**憲法 98 条 1** 項後段に基づき、国会活動を行う正統性の無い人である。
 - ② かかる国会活動を行う正統性の無い人は、憲法43条2項、47条に基づいて、立法裁量権を有し得ない。
 - ③ 昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』は、**違憲・有効の詭 弁判決**である。例えて言えば、**天動説**である』

と、明確に本法廷で主張している。

裁判官は、該【選挙人の主張】を**知ったうえで、**

「投票価値の平等は、憲法 43 条 2 項、47 条に基づく国会の立法裁量権 により調整される」旨

判決するとすると、仮定しよう。

同裁判官は、故意に、違憲状態議員(=憲法 98 条 1 項後段に基づき、国会 活動を行う正統性の無い人)の立法行為を容認して、昭和 51 年大法廷判決の 『判断枠組み』を憲法上の「是」として採用することになるので、

結果として、故意に、憲法 99 条 (裁判官の憲法尊重擁護義務) に違反する ことになる。

しかも、該判決の言渡し行為は、憲法 98 条 1 項後段に基づき、違憲無効の 「国務に関するその他の行為」として、無効である。

歳【豪快な、違憲・有効の詭弁判決】

は、歴史となる。

ガリレオ判決が、判決言渡し日の 382 年後の今でも、歴史であり続けるように。

★★★Ⅶ 『1票の格差・2倍以下・合憲説』は、憲法の条文上の根拠が無い

★★★VII『1票の格差・2倍以下・合憲説』は、憲法の条文上の根拠が無

し、: (本書 265~267 頁)

1 『**1** 票の格差・**2** 倍以下・合憲説』は、憲法の条規に基づく根拠を、**全く**示していない。

即ち、『1票の格差・2倍以下・合憲説』は、憲法の条規に基づく根拠を全く示し得ない、全くの

是加減論

でしかない。

従って、**憲法の条文上の根拠が無い**『1票の格差・ 2倍以下・合憲説』は、憲法論として、立たない。

2 他方で、上記 (本書 20~32 頁) に示したとおり、 1 憲法 56 条 2 項、同憲法 1 条、 同憲法前文第 1 文前段の 3 つの定めを文理解釈すれば、 1 憲法 56 条 2 項、同憲法 1 条、同憲法前文第 1 文前段が、人口比例選挙を要求していること 」は、明らかである。

従って、「憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文前段は、人口比例選挙を要求している」との文理解釈論は、立つ。

★★★Ⅶ 『1票の格差・2倍以下・合憲説』は、憲法の条文上の根拠が無い

3(1) 平成 25 年大法廷判決 (甲3) は、その判決文 16 頁 8~11 行で、

「投票価値の平等は<u>憲法</u>上の要請であり、1人別枠方式の構造的な問題は 最終的に解決されているとはいえないことは前記のとおりであって、国会 においては、今後も、**新区画審設置法3条**の趣旨に沿った選 挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべき である。」(強調 引用者)

と判示する。

(2) そして、同判示が引用する、新区画審設置法3条は、

「前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。」(強調引用者)

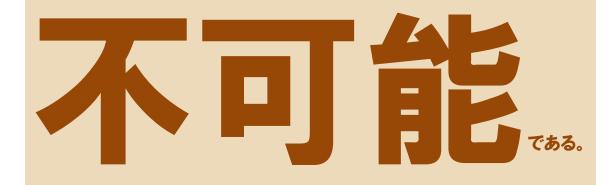
と記述する。

(3) しかしながら、憲法の 104 ヶの定めの中に、

「1 票の格差が**2** 倍であれば、合憲である」旨 の条規は、存在しない。

★★★Ⅶ 『1票の格差・2倍以下・合憲説』は、憲法の条文上の根拠が無い

- (4) そして、新区画審設置法3条は、憲法より下位に位置する法律でしかない。
- (5) よって、【同法 3 条の「2」という数値が、選挙区間の人口較差・2 倍の合憲性を裏付けること】は、憲法論として、



★★★WI 【『合理的期間』の未徒過】の立証責任

★★★娅 【『合理的期間』の未徒過】の立証責任: (本書 268~269 頁)

【国は、本件選挙投票日(平 28/7/10)の時点では、『合理的期間』の 末日は、未だ未徒過であること】の立証責任を負担する。

1 平成 24 年大法廷判決は、『当該選挙は、「違憲状態」である』旨判示し、

平成26年大法廷判決も、『当該選挙は、「違憲状態」である』旨判示し、かつ

『投票価値の不平等を生じさせる都道府県を各選挙区とする選挙区割りを、 「違憲状態」である』

旨判示した。

2 憲法 98 条 1 項は、

「(憲法) の条規に反する・・・国務に関するその他の行為の全部又は一部は その効力を有しない」

と定める。

3 国は、憲法 98 条 1 項の定めにも拘らず、

『本件選挙投票日 (平 28/7/10) の時点で、『合理的期間』の末日が未徒過であるので、本件選挙は、有効である』旨

主張する。

そうである以上、立証責任の問題について、民事訴訟法を準用する行政事件訴

★★★WI 【『合理的期間』の未徒過】の立証責任

訟法に従って、(当該本件選挙投票日(平 28/7/10)の時点で、『合理的期間』の 末日が未徒過であると主張している)国が、

『当該本件選挙投票日(平 28/7/10)の時点で、『合理的期間』の末日が未 徒過である』

4 下記(1)~(4)の4の高裁判決は、

『国が【『合理的期間』の未徒過】について、立証責任を負う』

と判示する。

- (1) 平 25/3/25 広島高判 (筏津順子裁判長)・判決文 33 頁下 6~下 2 行 (甲 9);
- (2) 平 25/3/26 福岡高裁那覇支部 (今泉秀和裁判長)・判決文 12 頁 1~7 行 (甲 15);
- (3) 平 25/3/26 大阪高裁 (小松一雄裁判長)・判決文 20 頁 1~5 行 (甲 22);
- (4) 平 25/12/18 大阪高判(山田知司裁判長)・判決文 25 頁 7 行~29 頁 11 行 (甲 26)。

★★★区 「適切に民意を国政に反映する」の意義(甲2):(本書 270~272 頁)

- (1) 平成 24 年最高裁大法廷判決・法廷意見 (甲2) は、 その判決文 11 頁で、
 - 「 (2) さきに述べたような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らす
 - と、参議院は衆議院とともに国権の最高機関として

適切に民意を国政に反映する。

務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体

から、直ちに投票価値の平等の要請が後退して

よいと解すべき理由は見いだし難い。」(強調 引用者)

と判示する。

- (2)ア ところで、憲法前文第1文前段に従い、主権者(国民)は、正当に選挙された「国会における代表者」を通じて、国家権力の行使に係わる議事(首相の指名、法律の立法、予算の成立等の議事)について、主権者(国民)の多数意見で、可決、否決を行う。
 - イ 主権者が、国会議員を通じて、主権者の多数意見で、国家権力の行使に関する議事の可決、否決を行うためには、主権者(国民)の多数意見が、国会議員の多数意見と等価であることが必須である。

そのためには、主権者(国民)が、国家権力の行使の議事につき、自らの「特

★★★X 「適切に民意を国政に反映する」の意義 (甲 2)

別な代理人」として機能する国会議員を選ぶ選挙は、**人口比例選挙**以外に有り得ない。けだし、非「人口比例選挙」であると、多数の国民が多数の国会議員を選ぶことが保障されないからである。

ウ 上記ア~イ (本書 270~271 頁) に示したとおり、平成 24 年最高裁大法廷判決の

頁 (甲2) の「参議院は、衆議院とともに、**適切に民意**

を国政に反映する 責務を負っている」という一文の

「適切に民意を国政に反映する」

とは、**『国会議員の多数意見と国民(主権者)の多数意見**とが、**等価**であること』

と同義であるべきである。

換言すれば、「適切に民意を国政に反映する(選挙制度)」とは、

【【多数の国民が、多数の国会議員を選出すること】が、保障されている選挙制度】

でなければならない。

エ ところが、昭和51年大法廷判決~平成27年大法廷迄の39年強の長期間、 最高裁は、

『「民意を反映する選挙制度」とは、「選挙人が、選挙で、「国に於ける代

★★★X 「適切に民意を国政に反映する」の意義 (甲 2)

表者」を選出して、同「国会における代表者」をして、国会で、選挙人 の言い分を、発言させること」である。』

と「認識」しているようである、と解される。

換言すれば、最高裁は、過去39年強という長期間、

「民意を反映する選挙制度」とは、

『主権者の多数が、国会議員の多数を選出し、主権者の多数が、(主権者の多数が、) (主権者の多数が選出した) 国会議員の多数を通じて、両院の議事を 2 次 で決することを保障する選挙制度』である、

とは思い至っていない、と解される。

オ「民意を反映する選挙制度」についての、当該最

高裁の「認識」は、

- 1 憲法 56 条 2 項、
- 2 憲法1条、
- 3 憲法前文第1文の「日本国民は正当に選挙された国会に於ける代表 者を通じて行動し、」

の各規範に**反する、「認識」**である。

★X 8ケ月2日間の実績: (本書273~274頁)

『憲法は人口比例選挙を要求している』旨の「違憲無効・確定判決」が出れば、

国会は、【**緊急是正法**】成立日(平 24/11/26)~「0 増 5 減」の【**区割改** 正法】成立日(平 25/06/28)迄の【8 ヶ月 2 日の実績】に照らして、

該「違憲無効」確定判決日以降 8 ヶ月 2 日間のうちに、【人口比例選挙の選挙制度を定める公選法の改正法】を成立させ得る。

1 いわゆる「0 増 5 減」(衆)の【区割り改正法】の実績(甲 41): (本書 273~274 _{頁)}

総務省「衆議院小選挙区の区割り改定党について」(甲41)

平 24/11/26 いわゆる【緊急是正法】(正式名称:衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定番議会設置法の一部を改正する法律)・成立。

8ヶ月2日

平 25/06/28 いわゆる【区割改り正法】(正式名称:衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定番議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律)・公布。

★★★第8章 12ヶの論点 ★X 8ケ月2日間の実績

【0 増 5 減の区割基準】の確定日 (= 「緊急是正法」の成立日) から、0 増 5

減の【区割改正法】成立までの期間は、8 ケ月 2 日であった。

該「8ヶ月2日の実績」に照らし、国会は、「憲法は人口比例選挙を要求している」旨の「違憲無効」確定判決日から8ヶ月2日以内に、人口比例選挙に基づく 【区割改正法】を成立させ得る、と合理的に解される。

★XI 田口尚文政府委員の国会答弁;「6ヶ月以内」

- ★XI 田口尚文政府委員の国会答弁;「6ヶ月以内」: (本書 275~279 頁)
 - (1) 平 25/3/25 広島高判 (筏津順子裁判長)・判決文・29 頁 5~下 3 行 (甲 9) は、
 - 既に、平成23年判決が言い渡され、国会が上記の憲法上の義務を国民に対して負っていることが明らかにされている以上、国会の審議又は議決において、なお紛糾が生ずるなどということは、憲法が三権分立制度を採用し、最高裁判所に違憲審査権を付与していることに照らし、憲法上予定されていない事態というべきであるし、また、緊急是正法の施行を受けて、審議を再開した区画審に関しては、6か月以内においてできるだけ速やかに勧告を行うものとされているのであるから、(緊急是正法附則3条3項。なお、第180回国会の平成24年8月23日の衆議院政治倫理委員会において、田口尚文

政府委員

[総務省自治行政局選挙部長]は、区画審の作業期間について質問されたところ、区画審においては、6か月以内には作業を完了し得る旨の答弁をしている。[公知の事実])、通常の場合であれば、平成23年

★XI 田口尚文政府委員の国会答弁;「6ヶ月以内」

判決の言渡しの日である平成 23 年 3 月 23 日から 1 年が経過する平成 24 年 3 月 23 日までに、また、国会が正に国難というべき東日本大震災の対応に追われていたことを最大限考慮したとしても、平成 23 年判決の言渡しの日である平成 23 年 3 月 23 日から 1 年半が経過する平成 24 年 9 月 23 日までに、本件区割基準中の 1 人別枠方式及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったのであれば、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態については、憲法上要求される合理的期間内に是正されていなかったものといわざるを得ない」(強調 引用者)

と記述する。

(2) ここで、田口尚文**政府委員**は、



である。

(3) 第 180 回国会の平成 24 年 8 月 23 日衆議院政治倫理委員会で、【国の機関たる田口尚文政府委員】は、

『区画審においては、**6か月以内**に、衆議院小選挙区選出議員の選挙 区の改正案作成の作業を完了し得る』旨

★XI 田口尚文政府委員の国会答弁;「6ヶ月以内」

● ●答弁している。

(4) 即ち、原審被告は、上記田口尚文政府委員の答弁によって、

『衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改正に関し、調査審議し、・・・その改正案を、(必要であれば、**6か月以内に**)「作成し、内閣総理大臣に勧告」できること』(区画審措置法2条参照)



★XI 田口尚文政府委員の国会答弁;「6ヶ月以内」



している。

- (5)ア <u>一方で、原審被告は、『本件選挙・投票日の時点では、『合理的期間』は、</u> 未徒過である』旨主張している。
 - イ 他方で、政府委員(=国の機関)は、上記(3) (本書 276~277 頁)

 で記述したとおり、国会で区画審の作業期間について質問されたところ、区画審においては、6か月以内には作業を完了し得る旨の答弁をしている。
 - ウ 上記アで示した、原審被告の『合理的期間』・未徒過の主張は、上記イでの、国の(即ち、国の機関たる政府委員の)国会での上記答弁と矛盾する。 よって、国の、本件選挙投票日の時点で、『合理的期間』は未徒過である、との主張は、信用性に欠ける。

★XI 田口尚文政府委員の国会答弁;「6ヶ月以内」

エ それよりも、何よりも、原審被告は、【本件選挙・投票日の時点で、『合理 的期間』が未徒過であること】の **立証責任**を負っている。

それにも拘らず、原審被告は、当該 フ 正 を果たしていな

ر ر

XII 人口移動によって生じる選挙区間の人口変動の問題 (本書 280~281 頁)

1 経年による人口の移動により、各選挙区間の人口は、変動する。 その結果、投票価値の不平等の問題が生じる。

2 (本書 280~281 頁)

日本では、10年に1回、統計法5条2項本文に定める国勢調査(以下、「正式な 国勢調査」という)が行われ、同国勢調査時点での、各選挙区の人口が確定する。

ある時点での正式な国勢調査と次回の正式な国勢調査の間の **10** 年間に、人口移動に応じて、単数~複数回の選挙区割改正法を成立させるとすると、それに要する労力/コストは、膨大である。

該膨大な労力/コストとその成果物 (=データ) を考慮して、選挙人は、

『原則として、選挙区割りの見直しは、この 10 年に 1 回、正式な国勢調査 の数字(=データ)に基づく、厳格な人口比例によって、行われれば、そ れで足りる』

と主張する。

その理由は、下記 15 (本書 280~281 頁) のとおりである。

記 ¹⁵ (本書 280~281 頁)

『ア 正式な国勢調査と 10 年後の次の正式な国勢調査の 10 年間に、必ず、人口 移動が生じ、選挙区間の人口は、必ず変動する。

★XII 人口移動によって生じる選挙区間の人口変動の問題

しかしながら、人口移動は、ある政治団体、又はある正当の政治的意図の もとに起こせるようなものではない。

即ち、人口移動は、一般的に言って、人為的なものではないからである。

イ 尚、米国連邦下院議員選挙の選挙区割りの見直しも、原則として、10年に 一度の国勢調査毎に行われている。

以上